

寒川町総合計画 2040
Samukawa Comprehensive Plan



第2次実施計画

- I 第2次実施計画の概要
- II 財政計画
- III 進行管理方法
- IV 計画の体系
- V 施策及び事務事業
- VI 施策目標を支える組織の業務目標
- VII 寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期)
- VIII 寒川町におけるSDGsの推進
- IX 行政サービス改革に関する取り組み

目次

I 第2次実施計画の概要	45
1. 目的	45
2. 計画期間	45
3. 策定の基本的な考え方	45
II 財政計画	46
1. 財政計画の基本的な考え方	46
2. 財政計画	47
III 進行管理方法	48
1. 指標の考え方	48
2. 実施計画の進行管理	49
3. 個別計画との関係	51
IV 計画の体系	52
V 施策及び事務事業	54
第1章 「まちづくりの原動力となるひとづくり」	56
第2章 「生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり」	66
第3章 「こころ穏やかに暮らせるまちづくり」	76
第4章 「安全・安心に暮らせるまちづくり」	88
第5章 「時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり」	94
第6章 「まちづくりのための基盤づくり」	112
VI 施策目標を支える組織の業務目標	122
1. 業務目標について	122
2. 各組織の業務目標	123
VII 寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）	134
1. 策定について	134
2. 地域ビジョンについて	137
3. 寒川町のブランド推進による地方創生	137
4. 基本目標と目指すべき基本的方向	138
5. 地方創生におけるデジタル活用の方向性	145
6. 総合戦略事業と第2次実施計画事業等の関係性一覧	146
7. 進行管理体制	147
VIII 寒川町におけるSDGsの推進	148
1. 寒川町総合計画2040とSDGsの関連性について	148
2. SDGs達成に向けた取り組み	148
3. 第2次実施計画とSDGsの関係性一覧表	152
IX 行政サービス改革に関する取り組み	163
1. これまでの行政サービス改革に関する取組経過	163
2. 行政サービス改革に関する取り組み	164

I 第2次実施計画の概要

1 目的

実施計画では、寒川町が目指す将来像を明らかにしている基本構想を実現するために、町が実施する目的や具体的な取り組みを示します。

2 計画期間

寒川町総合計画 2040 の基本構想は、令和 3 年度から令和 22 年度までの 20 年間を計画期間とし、実施計画は 4 年間を計画期間としています。第 2 次実施計画は、令和 7 年度から令和 10 年度までを計画期間としています。

【寒川町総合計画 2040 の計画期間】

基本構想	基本構想 (R3～R22)				
実施計画	第 1 次 実施計画 (R3～R6)	第 2 次 実施計画 (R7～R10)	第 3 次 実施計画 (R11～R14)	第 4 次 実施計画 (R15～R18)	第 5 次 実施計画 (R19～R22)

3 策定の基本的な考え方

第 2 次実施計画については、次の基本的な考え方①～⑦に留意して策定しました。

- ① 「つながる力で 新化するまち」の実現に向けた取り組みを推進します。
- ② マーケティング分析に基づき施策・事務事業を構築し、選択と集中を図ります。
- ③ 財源の裏付けのある計画を策定します。
- ④ 適切な目標/目標指標を設定し、効果的効率的な進行管理を実施します。
- ⑤ 地方創生に係る取り組みを推進します。
- ⑥ 施策責任者を明確にします。
- ⑦ 個別計画との整合を図ります。

II 財政計画

本編では、第2次実施計画期間の令和7年度から令和10年度までの財政計画について掲載しています。

1 財政計画の基本的な考え方

本実施計画を着実に推進していくためには、計画期間中の財政収支（当初予算ベース）を明らかにし、財政上の裏付けを確保した実効性のある計画にする必要があります。

そこで、計画期間中の財政収支について、社会経済環境の変化や税・財政制度の改正などの不確定要素はありますが、現行制度を基本として、歳入実績の推移などを踏まえ歳入推計を行うとともに、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」に資するものとして重点化した第2次実施計画や、地方創生を目的とした総合戦略に基づく事業を重点的に取り組み、「選択と集中」の考え方のもと事業優先度を勘案しながら計画事業費を積み上げることで策定しました。

なお、計画期間中における事業費については、施策、事業ごとに随時見直しを行い、さらなる歳入の確保と効果的な歳出に努め、予算編成作業を通して各年度の予算に反映させていきます。

（1）歳入

①自主財源

新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、経済社会活動の正常化に伴い、個人所得や企業収益が堅調に推移していることを踏まえた上で算出しました。

②依存財源

主な依存財源である国・県支出金については、本実施計画の計画期間内において実施する計画事業費をもとに、現行制度の中で算出しました。また、町債については、世代間の公平負担を図るよう、事業の効果を踏まえた上で、適切な借入による推計としました。

なお、令和7年度から10年度にかけては、茅ヶ崎市消防署宮山出張所建設工事、健康管理センター代替施設建設工事及び茅ヶ崎市消防署寒川分署建設工事など公共施設の更新に伴う新たな借入が見込まれるため、町債が例年より増加傾向にあります。

（2）歳出

①経常的経費

将来にわたって持続可能な財政運営を図れるよう、事業の見直しや再構築を行うことにより物件費や補助費などを見直し、計画期間に予定する計画事業費を積み上げています。

具体的には、長引くエネルギー価格や物価高騰を背景とした経常的経費の増加が見込まれます。

扶助費については、少子化対策、高齢者・障がい者対策などの社会保障費の増加が見込まれることにより増額しています。

公債費については、現行の償還計画に計画期間内の事業に対する新たな町債の償還額を加えて算出しています。

②投資的経費

町の将来の発展に向け町民の生命、財産を守ることを最優先とし、その他利便性の向上や効果が見込まれる事業について計画的に見込んでいます。また、その財源については、世代間の公平負担の考えに基づき、将来的な健全財政を見据えた上で、新たな町債も考慮し財源配分を行いました。

2 財政計画

【歳入】

(単位：百万円)

科目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
自主財源	12,163	12,173	12,020	12,098
町税	9,194	9,062	9,120	9,250
分担金・負担金	83	85	85	85
使用料及び手数料	80	86	86	86
財産収入・寄付金・諸収入	1,391	1,418	1,336	1,319
繰入金	1,135	1,241	1,112	1,078
繰越金	280	280	280	280
依存財源	7,477	6,380	6,654	7,284
地方譲与税	102	102	102	102
利子割及び配当割交付金	237	237	237	237
地方消費税交付金等	1,130	1,130	1,130	1,130
地方特例交付金	70	70	70	70
地方交付税	1	1	1	1
国・県支出金	4,443	4,235	4,500	4,599
町債	1,495	606	614	1,146
合計	19,640	18,553	18,674	19,383

【歳出】

(単位：百万円)

科目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
経常的経費	16,402	15,331	15,592	16,251
義務的経費	人件費	3,461	3,433	3,432
	扶助費	4,687	4,608	4,952
	公債費	945	963	974
その他	物件費	4,449	4,183	4,111
	維持補修費	116	74	70
	補助費等	2,744	2,069	2,053
投資的経費	1,302	1,209	972	1,078
普通建設事業費	1,302	1,209	972	1,078
その他	1,936	2,013	2,109	2,054
繰出金	1,711	1,661	1,750	1,746
積立金等	225	352	359	308
合計	19,640	18,553	18,674	19,383

※表示単位未満（百万円未満）を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合があります。

III 進行管理方法

本実施計画の着実な進行管理を行うため、施策及び事務事業については、その目標（目指す姿）を定量的に表す成果指標を設定しています。この達成度を評価することで各施策・事務事業の効果検証を行い、そこで明らかになった課題については速やかに改善することで、町総合計画（まちの将来像「つながる力で 新化するまち」）の効果的・効率的な推進を図ります。

1 指標の考え方

①策定プロセスでの EBPM¹の推進

第2次実施計画の策定プロセスでは、すべての施策・事務事業に対し、「その事業を実施することにより、まちの将来像の実現に結びつく」という戦略的かつ仮説的思考を組み立てるためのロジックモデル²を作成することで、「将来目指すべき姿から逆算して現在、何をすべきか」という政策体系の目的（施策）と手段（事務事業）の階層構造を整理して、行動活動を可視化することに取り組みました。



令和6年度 EBPM 研修の様子

②ロジックモデルの作成（第2次実施計画の施策・事務事業目標・指標の作成）

ロジックモデルの作成では、担当者1人でロジックモデル作成することなく、課内会議・部内戦略会議などを開催して作成しました。

そのため、ロジックモデルを作成する際の留意点は、1人で作成する場合、その人の視野や知見の範囲に限定されるため、なるべく多くの職員で作成することで施策や事務事業についての認識や課題共有を図ることができ、かつ、多様な視野や知見をロジックモデルに反映させることに努めてきました。

¹ EBPM : EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・マイキング。証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的な根拠（エビデンス）に基づくものとすること。

² ロジックモデル：事業や組織が最終的に目指す変化・効果の実現に向けた道筋を体系的に図示化し、事業がどのような目的を達成しようとしているのか示しているもの。

各施策及び事務事業の目標指標については、次の考え方により設定しています。

《施策の目標指標》

- ・施策の目指す姿（施策目標）に向けた取り組みの進捗度を測るため、計画期間における施策目標を定量的に表した目標指標を設定します。
- ・目標指標の設定にあたっては、ロジックモデルの考え方を取り入れ、成果（アウトカム）指標（KPI：Key Performance Indicator：重要業績評価指標）となるよう設定します。
- ・施策目標及びその実現のための取り組み（事務事業）を重点化する観点から、目標指標の数は最大でも4つ以内とします。

《事務事業の目標設定》

- ・施策目標達成のための重点的な取り組み（当該施策の手段）を具体的に表すものとして、施策指標と「目的－手段」の関係になるよう設定します。
- ・施策指標を上位の成果（アウトカム）指標とし、その達成に有効な手段となりうる取り組みの指標を下位の成果（アウトカム）指標として設定します。

2 実施計画の進行管理

本実施計画の進行管理は施策評価と事務事業評価により実施します。これと各年度の予算編成及び決算審査を結びつけることで、実効性のある進行管理体制とします。

なお、事務事業評価の実施にあたっては、各年度終了後の評価（効果検証）のほかに、年度途中の評価も実施し、適宜中間見直しを行うことで、計画の柔軟性を高めます。

《進行管理にあたってのポイント》

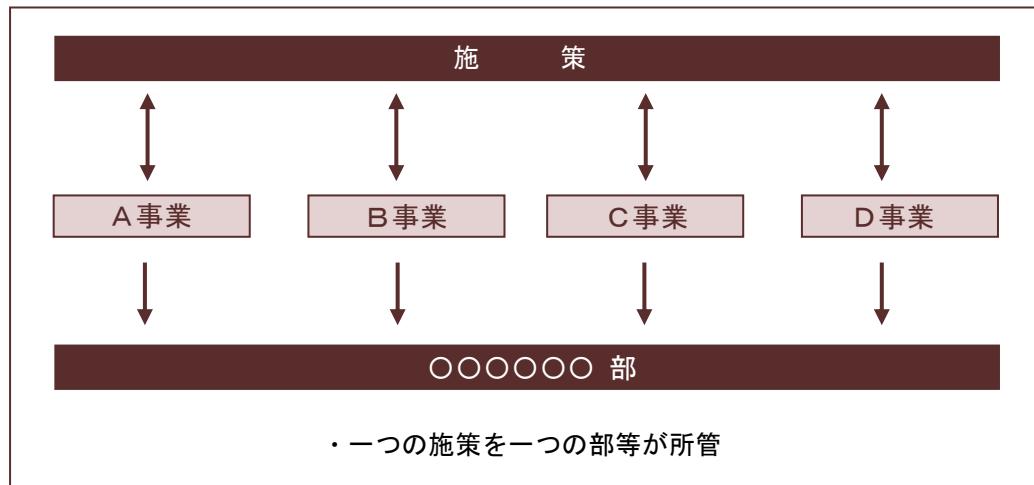
・施策体系と組織体系の整理

本実施計画では施策体系と組織体系の整理を行い、一つの施策を一つの部等で所管することとしています。

これにより、各施策の責任者を明らかにし、それぞれの施策及び事務事業を推進する主体を明らかにします。

また、施策体系と組織体系を整理することで、各施策の推進に係るインプット（経費及び人員）を明らかにし、各施策責任者がそれぞれの業務・組織マネジメントを効率的に実施できる体制を構築するとともに、計画の効率的な推進を図ります。

なお、施策目標達成に向け、各施策や各事務事業の担当部・課等が中心になり、必要に応じて分野横断的に取り組みを進めることとします。

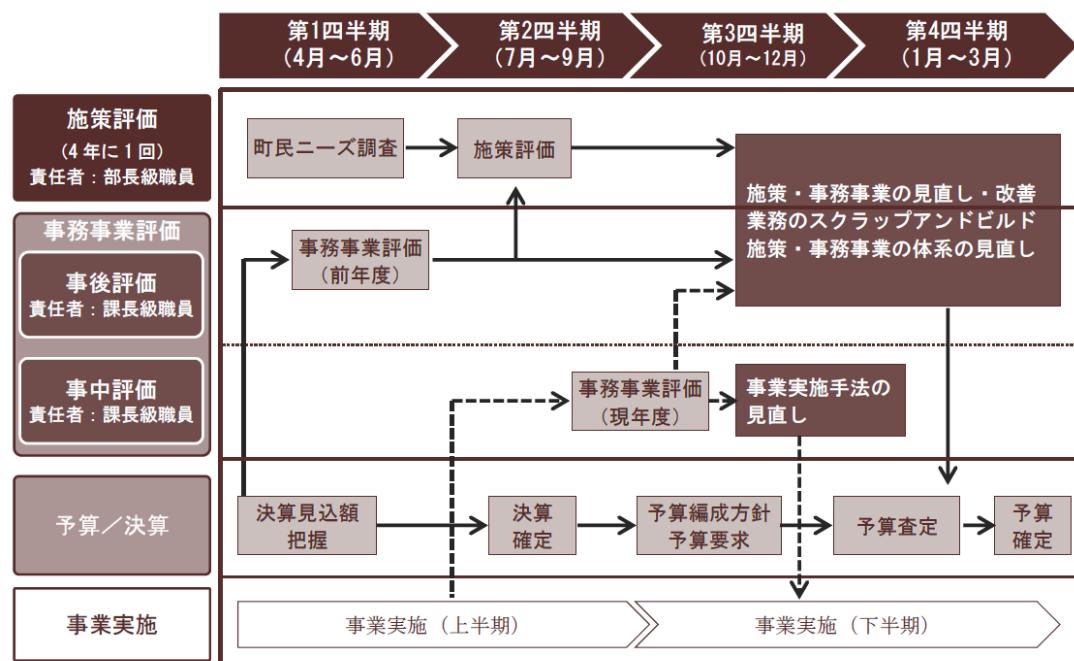


・施策責任者を中心とした進行管理体制

本実施計画の効果的な推進のためには、それぞれの施策責任者を中心とした主体的な取り組みが必要となります。そこで、庁内分権の考え方により、各施策における計画から業務実施、評価、改善という PDCA サイクルを、各施策責任者のマネジメントのもと、各所管部課等で主体的に実行・マネジメントする体制を構築します。

※PDCA サイクル：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の頭文字を取ったもので、これを有機的に展開することで、業務の実効性を高めるという考え方です。

【進行管理の全体像】

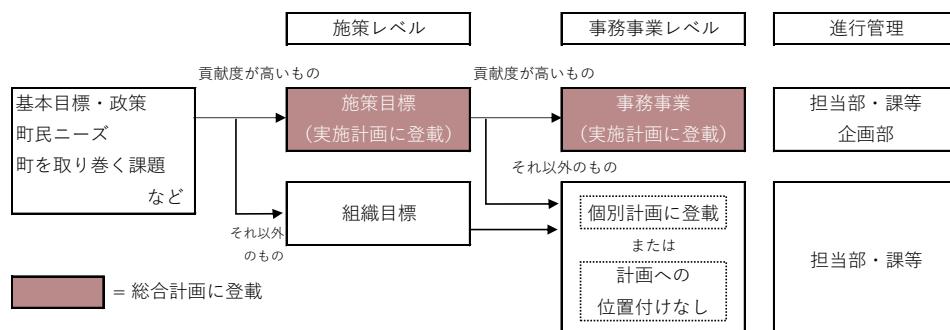


3 個別計画との関係

総合計画と各行政分野における個別計画は、総合計画を最上位計画とし、互いに整合を図りながら推進することとしています。

本実施計画に登載した事務事業については、総合計画における進行管理（施策評価・事務事業評価）手法により実施しますが、各個別計画に登載の事務事業については、登載しない事務事業も含めて、各個別計画における進行管理手法により推進することとします。

【総合計画と分野別個別計画の進行管理の関係性】



IV 計画の体系

寒川町総合計画 2040 第2次実施計画では、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現に向けて、基本構想（34 ページ）に定める 6 つの基本目標と 12 の政策を推進するため、計画期間において取り組むべき施策・事務事業を体系化しています。

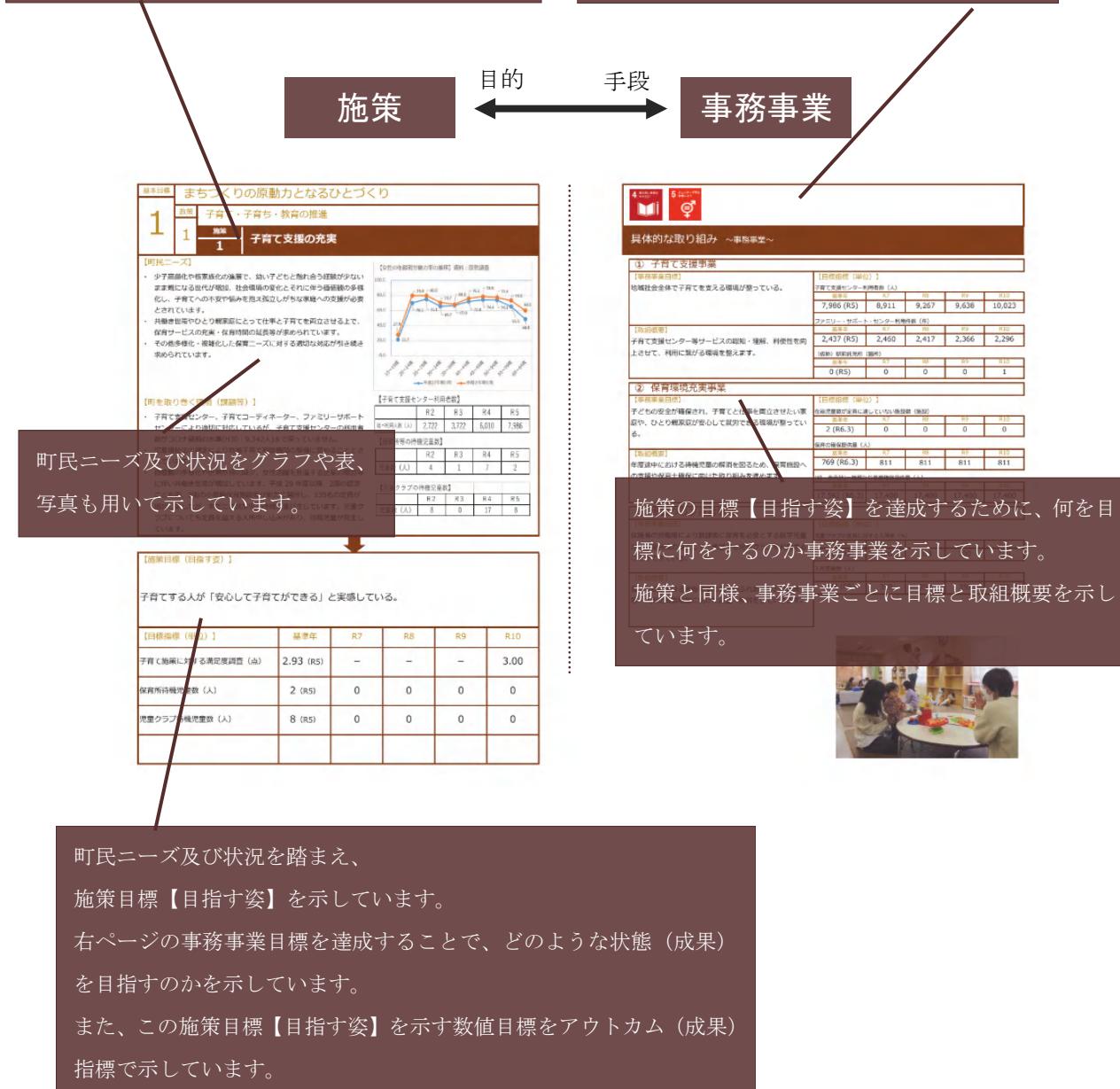
また、体系化された各施策・事務事業は、それぞれの目標だけでなく、上位の政策・基本目標の目指す姿（目標）を踏まえて、施策内、政策内、基本目標内、または基本目標を跨いで連携し、効果的・効率的に取り組みを推進していきます。

基本目標：章(6)	政策：節(12)	施策：項(31)	施策所管部等	ページ
第1章 まちづくりの原動力 となるひとづくり	第1節 子育て・子育ち・ 教育の推進	第1項 子育て支援の充実	子ども育成部	56
		第2項 子どもの育ち・発達の支援	子ども育成部	58
		第3項 学校教育の推進	教育委員会	60
	第2節 生涯を通じた学びと 自己実現の促進	第1項 スポーツ・レクリエーション活動の推進	町民部	62
		第2項 生涯学習の推進	教育委員会	64
第2章 生涯にわたって 自分らしく暮らせる まちづくり	第1節 健康寿命の延伸	第1項 生涯を通じた健康づくりの充実	健康福祉部	66
		第2項 高齢者の健康づくりの充実	健康福祉部	68
	第2節 福祉の充実	第1項 地域福祉の充実	健康福祉部	70
		第2項 障がい福祉の充実	健康福祉部	72
		第3項 高齢福祉の充実	健康福祉部	74
	第3章 こころ穏やかに暮らせる まちづくり	第1節 自然環境の保全	第1項 公園・緑地等の充実	都市建設部
第2項 自然環境保全の推進			環境経済部	78
第3項 脱炭素・気候変動適応の推進			環境経済部	80
第2節 住環境の整備		第1項 住環境の向上	都市建設部	82
		第2項 地域美化の推進	環境経済部	84
		第3項 資源循環の推進	環境経済部	86
第4章 安全・安心に暮らせる まちづくり	第1節 安全・安心の充実	第1項 防災対策の充実	町民部	88
		第2項 消防団体制の充実	町民部	90
		第3項 交通安全・防犯対策の充実	町民部	92
第5章 時代に最適化した にぎわいのある まちづくり	第1節 都市インフラの 最適化	第1項 道路の整備	都市建設部	94
		第2項 公共交通網の整備	都市建設部	96
		第3項 下水道の整備	都市建設部	98
	第2節 市街地の整備	第1項 市街地整備の推進	都市建設部	100
	第3節 産業基盤の整備	第1項 商業の振興	環境経済部	104
		第2項 工業の振興	環境経済部	106
		第3項 農業の振興	環境経済部	108
第4項 観光の振興		環境経済部	110	
第6章 まちづくりのための 基盤づくり	第1節 つながる力の促進	第1項 町民との協働によるまちづくりの推進	町民部	112
		第2項 多様な主体によるまちづくりの推進	町民部	114
	第2節 持続的かつ健全な 行財政運営	第1項 自律的な行財政運営	企画部	116
		第2項 まちづくりを支える組織と基盤づくり	総務部	120

【施策及び事務事業の見方】

施策名を示しています。
また、当該施策の上位の目標（基本目標、政策）も併せて示しています。

事務事業ごとに主なターゲットを整理し、
当該施策で担う主なSDGsのゴールを示しています。（主なターゲットの整理については、152ページをご参照ください）



V 施策及び事務事業

第2次実施計画における施策及び事務事業の体系は以下のとおりです。

章	節	項	事務事業	所管課等	事業費 (単位:千円)				
					4年間計	R7	R8	R9	R10
1	まちづくりの原動力となるひとづくり				10,974,126	2,583,635	2,794,325	2,836,414	2,759,752
	1 子育て・子育ち・教育の推進				8,818,460	2,070,641	2,270,097	2,280,648	2,197,074
	1 子育て支援の充実				7,434,148	1,610,609	1,895,413	2,008,218	1,919,908
	01 子育て支援事業		子育て支援課		249,830	43,760	86,070	59,688	60,312
	02 保育環境充実事業		保育幼稚園課		6,825,636	1,479,301	1,721,532	1,858,178	1,766,625
	03 児童クラブ運営事業		保育幼稚園課		358,682	87,548	87,811	90,352	92,971
	2 子どもの育ち・発達の支援				259,330	53,573	66,752	67,166	71,839
	01 母子保健事業		子育て支援課		90,837	18,684	21,524	22,602	28,027
	02 妊産婦支援事業		子育て支援課		168,493	34,889	45,228	44,564	43,812
	3 学校教育の推進				1,124,982	406,459	307,932	205,264	205,327
	01 グローバル教育推進事業		学校教育課		1,096,314	399,292	300,765	198,097	198,160
	02 教職員の働き方改革推進事業		学校教育課		28,668	7,167	7,167	7,167	7,167
	2 生涯を通じた学びと自己実現の促進				2,155,666	512,994	524,228	555,766	562,678
	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進				912,592	221,371	229,793	230,111	231,317
	01 スポーツ活動応援事業		スポーツ課		89,085	21,915	22,419	22,312	22,439
	02 スポーツ施設活性化事業		スポーツ課		823,507	199,456	207,374	207,799	208,878
	2 生涯学習の推進				1,243,074	291,623	294,435	325,655	331,361
	01 生涯学習振興事業		生涯学習課		516	129	129	129	129
	02 青少年健全育成事業		生涯学習課		7,022	1,751	1,757	1,757	1,757
	03 公民館運営事業		生涯学習課		601,995	146,920	142,998	155,123	156,954
	04 総合図書館運営事業		生涯学習課		633,541	142,823	149,551	168,646	172,521
2	生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり				1,644,043	352,120	393,810	404,886	493,227
	1 健康寿命の延伸				865,331	181,581	196,887	201,657	285,206
	1 生涯を通じた健康づくりの充実				782,475	163,019	176,351	180,240	262,865
	01 健康づくり事業		健康づくり課		336,873	75,726	85,109	85,657	90,381
	02 特定健康診査事業 (特別会計)		健康づくり課		177,386	42,879	44,115	45,196	45,196
	03 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業		高齢介護課、健康づくり課		268,216	44,414	47,127	49,387	127,288
	2 高齢者の健康づくりの充実				82,856	18,562	20,536	21,417	22,341
	01 介護予防事業 (特別会計)		高齢介護課		61,832	13,885	15,224	15,970	16,753
	03 高齢者生きがいづくり等支援事業		高齢介護課		21,024	4,677	5,312	5,447	5,588
	04 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 (再掲)		高齢介護課、健康づくり課						
	2 福祉の充実				778,712	170,539	196,923	203,229	208,021
	1 地域福祉の充実				191,788	47,947	47,947	47,947	47,947
	01 地域福祉推進事業		福祉課		191,788	47,947	47,947	47,947	47,947
	2 障がい福祉の充実				328,602	61,911	86,218	89,453	91,020
	01 就業・就労支援事業		福祉課		29,292	4,926	6,743	8,028	9,595
	02 相談支援事業		福祉課		299,310	56,985	79,475	81,425	81,425
	3 高齢福祉の充実				258,322	60,681	62,758	65,829	69,054
	01 認知症サポート一養成事業 (特別会計)		高齢介護課		30,699	7,117	7,477	7,854	8,251
	02 在宅医療・介護連携推進事業 (特別会計)		高齢介護課		5,806	1,582	1,408	1,408	1,408
	03 地域包括支援センター事業 (特別会計)		高齢介護課		221,817	51,982	53,873	56,567	59,395
3	こころ穏やかに暮らせるまちづくり				266,540	60,120	70,864	70,158	65,398
	1 自然環境の保全				24,447	6,012	6,103	6,145	6,187
	1 公園・緑地等の充実				1,690	370	405	440	475
	01 公園等協働事業		都市計画課		1,690	370	405	440	475
	2 自然環境保全の推進				1,476	331	381	382	382
	01 自然共生推進事業		環境課		1,476	331	381	382	382
	3 脱炭素・気候変動適応の推進				21,281	5,311	5,317	5,323	5,330
	01 地球温暖化防止対策推進事業		環境課		21,281	5,311	5,317	5,323	5,330
	2 住環境の整備				242,093	54,108	64,761	64,013	59,211
	1 住環境の向上				32,475	5,640	11,173	10,020	5,642
	01 耐震改修促進事業		都市計画課		21,839	5,456	5,461	5,461	5,461
	02 空き家対策事業		都市計画課		10,636	184	5,712	4,559	181
	2 地域美化の推進				11,096	2,513	3,160	2,685	2,738
	01 地域美化活動推進事業		環境課		11,096	2,513	3,160	2,685	2,738
	3 資源循環の推進				198,522	45,955	50,428	51,308	50,831
	01 ごみ減量化・資源化推進事業		環境課		198,522	45,955	50,428	51,308	50,831
4	安全・安心に暮らせるまちづくり				496,809	120,713	132,304	120,437	123,355
	1 安全・安心の充実				496,809	120,713	132,304	120,437	123,355
	1 防災対策の充実				90,710	20,230	28,459	21,007	21,014
	01 自主防災活動事業		町民安全課		7,800	1,800	2,000	2,000	2,000
	02 防災対策事業		町民安全課		82,910	18,430	26,459	19,007	19,014
	2 消防団体制の充実				170,483	42,343	43,353	41,338	43,449
	01 消防団充実強化事業		町民安全課		170,483	42,343	43,353	41,338	43,449
	3 交通安全・防犯対策の充実				235,616	58,140	60,492	58,092	58,892
	01 交通安全活動事業		町民安全課		29,708	6,863	7,615	7,615	7,615
	02 防犯対策推進事業		町民安全課		205,908	51,277	52,877	50,477	51,277

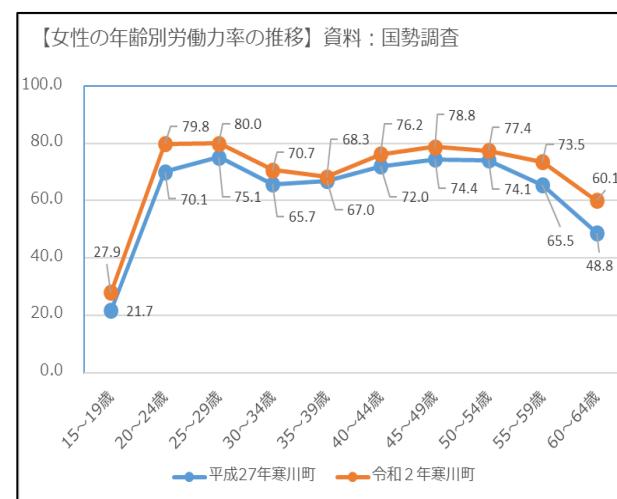
章	節	項	事務事業	所管課等	事業費（単位：千円）				
					4年間計	R7	R8	R9	R10
5	時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり				3,078,770	840,975	711,165	769,548	757,082
	1	都市インフラの最適化			2,067,565	486,916	502,100	546,639	531,910
	1	道路の整備			1,193,021	306,872	294,340	320,659	271,150
	01	道路橋りょう整備事業	道路課	250,021	80,872	48,340	59,659	61,150	
	02	道路橋りょう維持補修事業	道路課	943,000	226,000	246,000	261,000	210,000	
	2	公共交通網の整備			266,544	63,044	67,760	67,980	67,760
	01	公共交通充実促進事業	都市計画課	266,544	63,044	67,760	67,980	67,760	
	3	下水道の整備			608,000	117,000	140,000	158,000	193,000
	01	下水道整備事業（特別会計）	下水道課	608,000	117,000	140,000	158,000	193,000	
	2	市街地の整備			178,096	58,035	29,991	45,035	45,035
	1	市街地整備の推進			178,096	58,035	29,991	45,035	45,035
	01	寒川駅南口整備事業	都市整備課	90,016	0	16	45,000	45,000	
	02	田端西地区まちづくり事業	都市整備課	88,080	58,035	29,975	35	35	
	3	産業基盤の整備			833,109	296,024	179,074	177,874	180,137
	1	商業の振興			341,118	171,969	56,383	56,383	56,383
	01	商業振興事業	産業振興課	341,118	171,969	56,383	56,383	56,383	
	2	工業の振興			348,596	86,879	87,739	86,239	87,739
	01	企業支援事業（エコノミックガーデニング）	産業振興課	346,596	86,379	87,239	85,739	87,239	
	02	企業立地等促進事業	産業振興課	2,000	500	500	500	500	
	3	農業の振興			36,136	9,855	8,306	8,606	9,369
	01	農業振興対策事業	農政課	36,136	9,855	8,306	8,606	9,369	
	4	観光の振興			107,259	27,321	26,646	26,646	26,646
	01	観光推進事業	産業振興課	107,259	27,321	26,646	26,646	26,646	
6	まちづくりのための基盤づくり				883,787	211,114	222,079	229,990	220,604
	1	つながる力の促進			91,652	18,072	20,194	32,693	20,693
	1	市民との協働によるまちづくりの推進			91,404	18,010	20,132	32,631	20,631
	01	自治会活動支援事業	市民協働課	68,301	13,715	13,862	26,362	14,362	
	02	協働推進事業	市民協働課	23,103	4,295	6,270	6,269	6,269	
	2	多様な主体によるまちづくりの推進			248	62	62	62	62
	01	男女共同参画推進事業	市民窓口課	248	62	62	62	62	
	2	持続的かつ健全な行財政運営			792,135	193,042	201,885	197,297	199,911
	1	自律的な行財政運営			294,168	71,771	72,756	73,668	75,973
	01	マーケティング推進事業	企画政策課	7,812	1,953	1,953	1,953	1,953	
	02	広報プロモーション活動事業	広報戦略課	197,060	49,870	49,347	48,765	49,078	
	03	ふるさと納税推進事業	資産経営課	89,296	19,948	21,456	22,950	24,942	
	2	まちづくりを支える組織と基盤づくり			497,967	121,271	129,129	123,629	123,938
	01	職員力向上事業	人事課	25,288	6,322	6,322	6,322	6,322	
	02	デジタル推進事業	デジタル推進課	472,679	114,949	122,807	117,307	117,616	
		合計			17,344,075	4,168,677	4,324,547	4,431,433	4,419,418

※本表の合計額は、本実施計画に登載している事業費の合計であるため、非登載の事業費や経費、人件費などを除いているとともに、一部特別会計を含めています。

そのため、47ページの財政計画（すべての事業費、経費、人件費を含めた一般財源）とは合計金額が異なります。

【町民ニーズ】

- 少子高齢化や核家族化の進展に伴う幼い子どもとふれあう経験が少ないまま親になる世代の増加や、社会環境の変化とそれに伴う価値観の多様化などにより、子育てへの不安や悩みを抱え孤立しがちな家庭が増加していることなどから子育て支援が必要とされています。
- 共働き世帯やひとり親家庭にとって仕事と子育てを両立するために、保育サービスの充実・保育時間の延長等が求められています。
- その他多様化・複雑化した保育ニーズに対する適切な対応が引き続き求められています。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 子育て支援センター、子育てコーディネーター、ファミリーサポートセンターにより適切に対応しているが、子育て支援センターの利用者数がコロナ禍前の水準(H30: 9,342人)まで戻っていません。
- 児童福祉法の規定により地域子育て相談機関の整備に努めることとされています。
- 価値観の多様化や世帯所得の減少、女性活躍を推進する企業の増加等に伴い共働き世帯が増加しています。平成29年度以降、2園の認定こども園、2園の小規模保育施設等が新たに開所し、139名の定員が増加しましたが、未だに未就学児の待機児童が生じています。児童クラブについても定員を超える入所申し込みがあり、待機児童が生じています。

【子育て支援センター利用者数】

	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数（人）	2,722	3,722	6,010	7,986

【保育所等の待機児童数】

	R2	R3	R4	R5
児童数（人）	4	1	7	2

【児童クラブの待機児童数】

	R2	R3	R4	R5
児童数（人）	8	0	17	8

【施策目標（目指す姿）】

子育てする人が「安心して子育てができる」と実感している。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
子育て施策に対する満足度調査（点）	2.93 (R5)	-	-	-	3.00
保育所待機児童数（人）	2 (R5)	0	0	0	0
児童クラブ待機児童数（人）	8 (R5)	0	0	0	0



具体的な取り組み～事務事業～

① 子育て支援事業

【事務事業目標】 地域社会全体で子育てを支える環境が整っている。	【目標指標（単位）】				
	子育て支援センター利用者数（人）				
基準年	R7	R8	R9	R10	
7,986 (R5)	8,911	9,267	9,638	10,023	
【取組概要】 子育て支援センター等サービスの認知・理解、利便性を向上させて、利用につながる環境、子どもを預けられる環境を整えます。	ファミリー・サポート・センター利用件数（人）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
2,437 (R5)	2,460	2,417	2,366	2,296	
(仮称) 駅前託児所（箇所）	（仮称）駅前託児所（箇所）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
0 (R5)	0	0	0	0	1

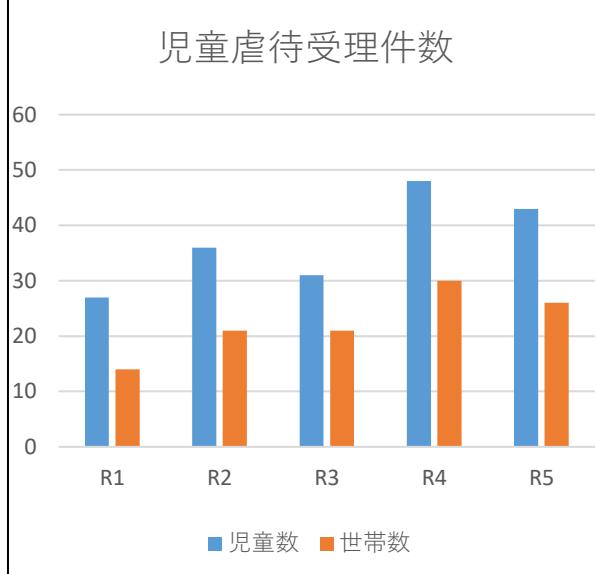
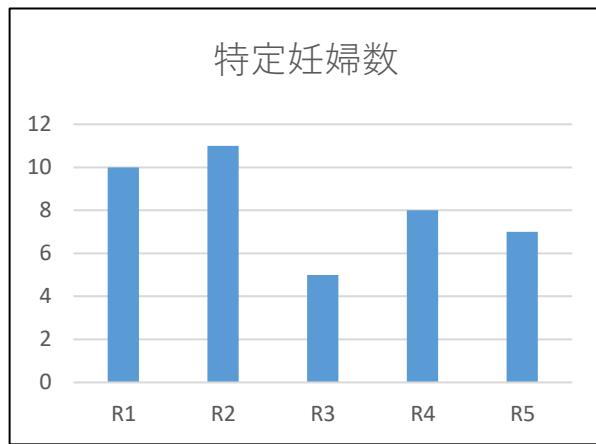
② 保育環境充実事業

【事務事業目標】 子どもの安全が確保され、子育てと仕事を両立させたい家庭や、ひとり親家庭が安心して就労できる環境が整っている。	【目標指標（単位）】				
	在籍児童数が定員に達していない施設数（施設）				
基準年	R7	R8	R9	R10	
【取組概要】 年度途中における待機児童を解消し、子育て環境の向上を図るため、児童を受け入れるための保育施設への支援や保育土確保に向けた取り組みを進めます。	2 (R6.3)	0	0	0	0
	保育の確保提供量（人）				
基準年	R7	R8	R9	R10	
769 (R6.3)	811	811	811	811	
(幼・余合計) 一時預かり事業確保提供量（人）	(幼・余合計) 一時預かり事業確保提供量（人）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
17,592 (R6.3)	17,400	17,400	17,400	17,400	17,400

③ 児童クラブ運営事業

【事務事業目標】 保護者の労働等により放課後に保育を必要とする就学児童が、健全育成の場として、希望する児童クラブを利用することができている。	【目標指標（単位）】				
	児童クラブの確保提供量（人）				
基準年	R7	R8	R9	R10	
【取組概要】 児童クラブへ入所を希望する児童は、引き続き増加が見込まれることから、各小学校における余裕教室の活用やふれあい塾との連携等、入所定員数増加に向けた調査・検討を進めます。	292 (R5)	350	350	350	375



基本目標	まちづくりの原動力となるひとづくり																					
1	政策	子育て・子育ち・教育の推進																				
	1	施策	子どもの育ち・発達の支援																			
【町民ニーズ】																						
<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦について健診等により健康の保持増進を図り、産後ケア等により身体的・心理的安定を図ることが求められています。 乳幼児について健診等により健康の保持増進を図り、その健やかな育ちを支援することが求められています。 妊産婦や乳幼児についての町民ニーズについては全般的に母子保健法や児童福祉法などの法令に基づいて市町村の責務として実施しなければならないものであるため、児童虐待防止の観点も踏まえながら、必要な取り組みを推進することが求められています。 																						
 <table border="1"> <caption>児童虐待受理件数</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>児童数</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>26</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>36</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>31</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>48</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>43</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>					期間	児童数	世帯数	R1	26	14	R2	36	21	R3	31	21	R4	48	30	R5	43	26
期間	児童数	世帯数																				
R1	26	14																				
R2	36	21																				
R3	31	21																				
R4	48	30																				
R5	43	26																				
 <table border="1"> <caption>特定妊婦数</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>特定妊婦数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>						期間	特定妊婦数	R1	10	R2	11	R3	5	R4	8	R5	7					
期間	特定妊婦数																					
R1	10																					
R2	11																					
R3	5																					
R4	8																					
R5	7																					

【施策目標（目指す姿）】	子どもが心身共に健やかに成長している。
【目標指標（単位）】	基準年 R7 R8 R9 R10
寒川町で子育てをしたいと思う保護者の割合 (%)	95.5 (R3～R5平均) 95.5 95.5 95.5 95.5
不適切な育児をしたことがあると回答した保護者の割合 (%)	14.72 (R5) 14.5 14.25 14.0 13.75



具体的な取り組み～事務事業～

① 母子保健事業

【事務事業目標】
支援が必要な家庭に対し、切れ目ない支援を提供することによって、育児不安が解消し、安定的に子育てができるようになります。

【目標指標（単位）】

4種健診受診率の平均値（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
97 (R5)	97	97	97	97

事業に対する満足度（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
-	80	81	82	83

【取組概要】

家庭訪問、育児相談、父親母親教室、育児教室、乳幼児健診査を適切な時期に実施します。
各事業で相談を受けた保護者に満足度アンケートを実施し、質の高い支援につなげます。

② 妊産婦支援事業

【事務事業目標】
不安に対して相談できる場所があり、心身の状態が安定している妊産婦が増えている。

【目標指標（単位）】

継続支援のべ件数（件）

基準年	R7	R8	R9	R10
3,674 (R5)	3,700	3,750	3,800	3,850

産後ケア実利用人数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
64 (R5)	97	106	115	124

【取組概要】

母子保健コーディネーターや保健師による寄り添い支援及び産後ケア事業を実施します。



基本目標

1

まちづくりの原動力となるひとづくり

政策 子育て・子育ち・教育の推進

1 **3** **学校教育の推進**

【町民ニーズ】

- 科学技術の発展や社会のグローバル化などによる社会環境の変化の激しい時代を生き抜き、新たな価値を創出することができる社会の担い手を育成することが求められています。
- 教職員が子ども一人ひとりに向き合う時間及び教材研究の時間を確保する教育環境の整備が必要です。

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 子どもたちの教育環境を取り巻く状況は、児童生徒数の減少や多様化・複雑化する社会状況の変化等を背景に、教員の多忙化、保護者への対応等多くの課題があります。

教育職員の精神疾患による病気休職者数（令和4年度）

教職員の精神疾患による病気休職者数は、6,539人（全教職員数の0.71%）
令和3年度（5,897人）から642人増加し、過去最多。【令和4年5月1日現在】

教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移（平成25年～令和4年度）

年度	休職者数（人）	割合（%）
H25年度	5,079	0.55%
H26年度	5,045	0.55%
H27年度	5,009	0.54%
H28年度	4,891	0.53%
H29年度	5,077	0.55%
H30年度	5,212	0.57%
R1年度	5,478	0.58%
R2年度	5,203	0.57%
R3年度	5,897	0.64%
R4年度	6,539	0.71%

出典：文部科学省 令和4年度 公立学校教職員の人事行政状況調査について（概要）

2 (1)「教師不足」の状況一概要

(1) 「教師不足」の状況（5月1日時点）

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配置されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)	全体の学校数 (D)	教師不足が生じている学校数 (E)	割合 (E/D)
小学校	379,598	380,198	979	0.26%	18,991	794	4.2%
中学校	218,504	219,123	722	0.33%	9,324	556	6.0%
小中学校合計	598,102	599,321	1,701	0.28%	28,315	1,350	4.8%
高等学校	159,688	159,837	159	0.10%	3,502	121	3.5%
特別支援学校	78,474	78,632	205	0.26%	1,086	120	11.0%
合計	836,264	837,790	2,065	0.25%	32,903	1,591	4.8%

(参考) 「教師不足の状況」（始業日時点）

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配置されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)	全体の学校数 (D)	教師不足が生じている学校数 (E)	割合 (E/D)
小学校	378,481	379,345	1,218	0.32%	18,991	937	4.9%
中学校	217,856	218,641	868	0.40%	9,324	649	7.0%
小中学校合計	596,337	597,986	2,086	0.35%	28,315	1,586	5.6%
高等学校	159,368	159,576	217	0.14%	3,502	169	4.8%
特別支援学校	78,309	78,517	255	0.32%	1,086	142	13.1%
合計	834,014	836,079	2,558	0.31%	32,903	1,897	5.8%

出典：文部科学省「教師不足」に関する実態調査（令和4年1月）より

【施策目標（目指す姿）】

児童・生徒のニーズに合った教育環境整備が図られている。

児童・生徒がこれからの社会で必要な※「生きる力」を身につけている。

※「生きる力」…予測困難で複雑化・多様化する社会において、答えのない問題に対し自ら考え、判断し、他者と協働しながら課題を解決できる力

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
学校に行くのが楽しいと感じている子どもの割合 (%)	81 (R5)	81	82	83	84
自己肯定感を持つ子どもの割合 (%)	83 (R5)	83	84	85	86
英語の勉強が好きな子どもの割合 (%)	68 (R5)	69	70	71	72



具体的な取り組み ～事務事業～

① グローバル教育推進事業

【事務事業目標】

グローバル化に対応した外国語教育の推進を通して、積極的にコミュニケーションをとることができている。
課題解決に向けて、ICT機器を活用しながら、自ら考え取り組むことができている。

【取組概要】

FLTの全校常駐配置や英語資格試験の助成制度などを通して外国語教育のさらなる推進を行います。
ICT機器を効果的に活用した授業の展開を行います。

【目標指標（単位）】

FLTの先生との授業で外国語を楽しく学んだ子どもの割合（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
91 (R5)	90	90	90	90

生徒の英語検定等の資格試験の受検率（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
8 (R5)	12	16	20	24
94 (R5)	90	90	90	90

② 教職員の働き方改革推進事業

【事務事業目標】

教員が子ども一人ひとりに向き合う時間及び教材研究の時間を確保することができている。
子ども一人ひとりのニーズに合った支援を行うことができている。

【取組概要】

教務主任・教育相談コーディネーターの後追い補充教員及び部活動の地域協力者等を配置します。
読書指導員及び町心理士の勤務日数を増やします。

【目標指標（単位）】

困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
71 (R5)	71	72	73	74



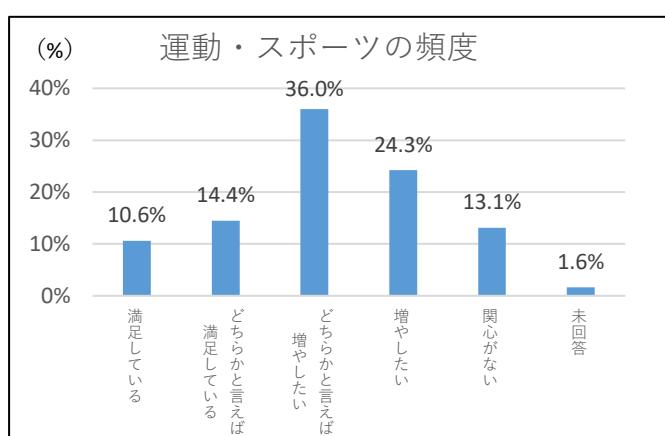


【町民ニーズ】

- 町民アンケートの結果、現状のスポーツ頻度を増やしたいという要望が高く、特に週1回運動していないと回答した人の多くが運動・スポーツ頻度を増やしたいと希望しています。
- 公共スポーツ施設は、週末や休日に利用希望者が集中する傾向にあり、施設数の増加を望む声があります。
- 町民アンケートから親が子どもに求めるスポーツの環境は「スポーツを楽しむ」、「礼儀・マナーを身につける」、「体力をつける」の3項目が多く、「スポーツ技術を身につける」、「運動能力を高める」が低い数値となっており、傾向としては親が子どもに対して技術的な部分よりも精神的に豊かな心身の育成が求められています。

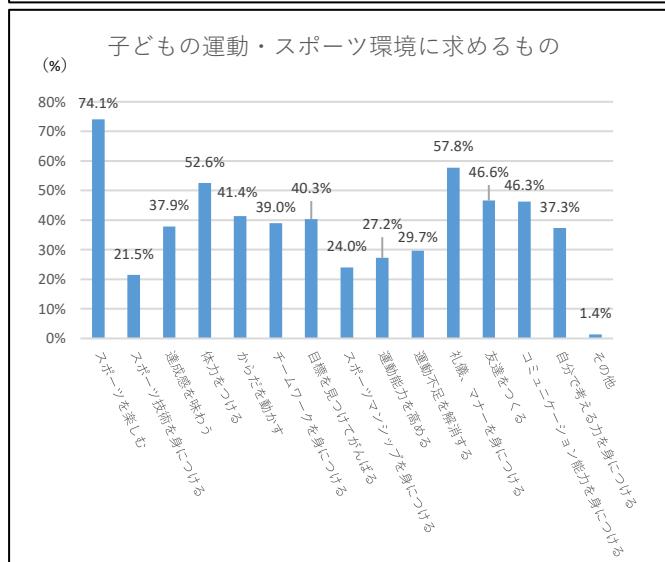
スポーツに関するアンケート調査結果

(令和6年4月26日～5月31日に実施)



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 運動・スポーツ頻度を現状より高めたい人の割合が多く、スポーツする機会を適切に提供する必要があります。
- 20代以上の週1回以上運動をしている人の割合が減少傾向にあります。
- 全国的にも部活動、スポーツクラブに所属している中高生の減少が著しい状況です。



【施策目標（目指す姿）】

豊かなスポーツライフを通して人と地域がつながり、だれもがいつでも身近にスポーツに親しみながら元気なまちで元気に暮らしている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
週1回以上の継続的な運動をしている町民の割合 (%)	43.3 (R6)	—	—	—	54.2
町内3中学校の運動部活動に所属している生徒の割合 (%)	55 (R5)	55	55	59	63
機会がなくて運動しない人の割合 (%)	43 (R6)	—	—	—	28



具体的な取り組み～事務事業～

① スポーツ活動応援事業

【事務事業目標】

公認スポーツ指導者の充実と指導機会の創出ができる
いる。
スポーツ情報の発信ができる。

【目標指標（単位）】

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等の取得者数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
39 (R5)	40	42	44	46

寒川町内で開催するスポーツボランティア活動の参加希望者数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
2 (R5)	2	4	6	7

【取組概要】

スポーツ指導者を確保するため、資格取得補助制度を創設します。
スポーツマップの作成及び周知をします。
スポーツボランティアが担える内容の検討します。

② スポーツ施設活性化事業

【事務事業目標】

誰もが参加できるスポーツイベントや大会、教室が充実している。
公共スポーツ施設の保全対策、整備が充実している。

【目標指標（単位）】

スポーツ施設利用者数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
304,048 (R5)	316,400	321,500	326,000	330,000

初心者向けスポーツ教室を行っている競技種目数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
8 (R5)	9	10	11	12

【取組概要】

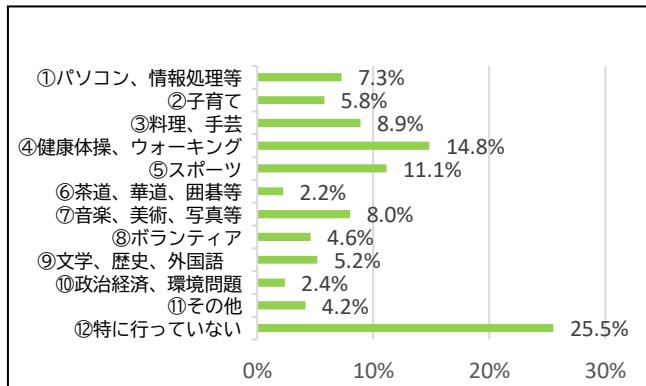
初心者の教室を開催するために必要な人材及び施設を確保します。



基本目標	まちづくりの原動力となるひとづくり【人づくりの推進】		
1	政策	生涯を通じた学びと自己実現の促進	
2	2	施策	生涯学習の推進

【町民ニーズ】

- 町民一人一人が生涯を通して学ぶことができる環境や多様な学習機会の提供、学びを生かしてさまざまな分野で活動を行うことができる環境づくりが求められています。
- 青少年が心身共に健やかに成長できるよう地域全体での見守りや支援が求められています。
- 地域における社会教育には、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながり形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取り組みに資することが期待されています。
- 公民館、図書館等の社会教育施設には、地域活性化・まちづくり等の拠点としての役割も期待されています。



R5生涯学習に関するアンケート調査

(最近1年以内に行った生涯学習活動の内容について)

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 町民の中で生涯学習活動をしていない成人の割合は25.5%と多く、将来、生涯学習に取り組むためのきっかけづくりや機会の提供を幼少期から行う必要があります。
- 青少年を取り巻く環境は多様化し続け、青少年育成事業の参加者数の減少やSNS等の普及によりさまざまなリスクが存在しています。
- 公民館利用者の6割が70歳以上で高齢化が進み、男女比が2:8で偏りがあります。コロナ禍以降、公民館の利用団体数は回復傾向にありますですが、公民館サークルの解散や会員は減少しています。
- 子どもの読書ばなれや、スマートフォンなどの普及により、余暇の過ごし方や情報を得るための読書の機会の減少に伴い、図書館の利用登録者、来館者、貸出点数はすべて減少しています。



公民館利用状況（R元年度～5年度）

【施策目標（目指す姿）】

町民が地域で学び、成果を生かすことで、「学びと活動の循環」につながっている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
ゆうゆう学園修了証交付人数（人）	49 (R5)	54	56	58	60
ジュニア・リーダーズクラブ会員数（人）	9 (R5)	15	18	21	24
公民館利用者の会登録サークル数（団体）	175 (R5)	177	179	181	183
図書館ボランティア登録者数（人）	21 (R5)	25	27	29	31



具体的な取り組み～事務事業～

① 生涯学習振興事業

【事務事業目標】	【目標指標（単位）】				
	ゆうゆう学園対象事業の参加者数（人）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
【取組概要】	2,989 (R5)	3,200	3,300	3,400	3,500
	すきっぷ掲載事業数（件）				
子ども達に地域で学ぶ機会の提供や環境を充実させることで、幼少期から主体的な学習活動に親しむための意識づけを行い、学ぶことの楽しさに目を向けるきっかけづくりを目指します。	基準年	R7	R8	R9	R10
	152 (R5)	160	164	168	172

② 青少年健全育成事業

【事務事業目標】	【目標指標（単位）】				
	青少年健全育成事業の参加者数（人）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
【取組概要】	172 (R5)	192	212	232	252
	青少年の健全育成に向け、幅広い年齢層が多数参加できる事業を継続開催し、異年齢交流を図ります。地域活動や研修等により指導者やジュニアリーダーなどの育成を図り、青少年活動を支援します。				

③ 公民館運営事業

【事務事業目標】	【目標指標（単位）】				
	公民館講座等の参加者人数（人）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
【取組概要】	19,450 (R5)	21,000	21,500	22,000	22,500
	幼児・青少年向け事業の参加者数（人）				
公民館利用者増を目指し、世代交代や男性などの新規開拓に向けた事業や、子どもの体験活動を充実します。地域学校協働活動の推進のための組織やコーディネーターを育成します。	基準年	R7	R8	R9	R10
	5,321 (R5)	5,550	5,650	5,750	5,850
地域学校協働本部の設置（本部）					
	基準年	R7	R8	R9	R10
	0 (R5)	0	0	3	3

④ 総合図書館運営事業

【事務事業目標】	【目標指標（単位）】				
	図書館資料の総貸出点数（点）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
【取組概要】	271,029 (R5)	285,000	290,000	295,000	300,000
	子ども対象利用促進事業の参加者数（人）				
幼少期から本に親しめるよう、子どもの読書活動を充実します。図書館の利用登録者、来館者が減少しているため、足を運びやすくする機会づくりを充実します。	基準年	R7	R8	R9	R10
	4,973 (R5)	5,100	5,150	5,200	5,250

【町民ニーズ】

- 「過去1年間に、生活習慣病や健康管理のために健康診断や人間ドックを受けたか」受けた：62.8% 受けていない：34.8%
- 「定期的にがん検診を受けているか」受けている：44.0% 受けていない：48.3%
- 健（検）診や人間ドックを受けていない理由は「特に気になる症状がない」が39.3%と最も多く、自分が健康だと思っている人が多くいます。しかし、初期は自覚症状がなくても、症状が出た頃には重症化していることもあるため、早期発見・治療のために健（検）診の重要性を周知する必要があります。
- 参加したいと思う健康づくりに関する催しについて「特ない」が41.8%と多く、魅力のある催しの企画が求められています。

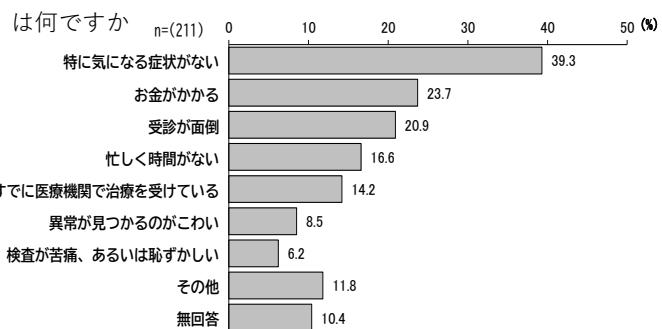
【町を取り巻く環境（課題等）】

- 自分自身の健康を肯定的に捉えてる町民が多い傾向にありますが、健（検）診受診や自主的に健康づくりに取り組む等の健康意識については課題があると言えます。
- 生活習慣病の完治はなく、長期にわたると重症化のリスクが高くなります。治療は生涯続くため、町の社会保障費（医療・介護）に大きく影響します。
- 国と比較すると町の不健康期間が長いです。
- 町で実施しているがん検診の中で胃・子宮・乳の受診率は他と比べて低いです。

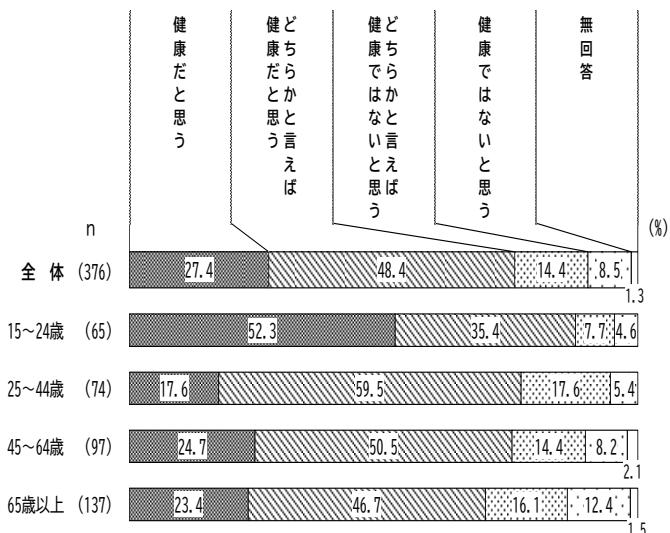
第2次さむかわ元気プラン前期アンケート

(令和6年5月1日～5月31日実施)

健康診断や人間ドック、がん検診を受けていない理由



現在のご自身について健康だと思いますか



【施策目標（目指す姿）】

町民がひとのつながりや地域のつながりを持ち、日常生活の中で自主的に健康づくりに取り組んでいる。それにより、町民の健康の維持増進が図られ、健康寿命が延伸している。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
平均自立期間（歳）	男性:79.6 女性:83.6 (R5)	男性:79.6 女性:83.6	男性:79.7 女性:83.7	男性:79.7 女性:83.7	男性:79.8 女性:83.8
胃がん検診受診率（%）	5.0 (R5)	5.0	5.1	5.1	5.2
国民健康保険加入者のうち生活習慣病保有者の割合（%）	37.9 (R5)	37.8	37.7	37.6	37.5
後期高齢者医療制度加入者のうち生活習慣病保有者の割合（%）	69.8 (R5)	69.7	69.6	69.5	69.4



具体的な取り組み～事務事業～

① 健康づくり事業

【事務事業目標】

町民が健康づくりを通じて、ひとや地域とつながる機会を得ている。「自分の健康を自分で守る」という意識を持っている。

【目標指標（単位）】

健康づくり体操の日の参加人数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
1,296 (R5)	1,320	1,370	1,420	1,470

事業展開において連携した関係団体（機関）数（団体）

基準年	R7	R8	R9	R10
33 (R5)	34	35	36	37

胃がん検診の集団検診受診者数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
380 (R5)	390	400	410	420

② 特定健康診査事業

【事務事業目標】

町民が生活習慣病の発症または重症化を適切に予防し、自分の健康状態を知り、自分の健康を自分で守るという意識を持っている。

【目標指標（単位）】

特定健康診査受診率（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
37.1 (R4)	41.0	42.0	43.0	44.0

【取組概要】

特定健康診査受診率向上のために周知・広報活動等を行います。また、実施医療機関とも連携を取っていきます。さらに、町の特定健診以外を受けた人に対して、みなし健診を実施します。

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

【事務事業目標】

町民がフレイル及び生活習慣病重症化を適切に予防し、自分の健康状態を知り、自分の健康を自分で守るという意識を持っている。

【目標指標（単位）】

高齢者健康診査受診率（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
34.6 (R5)	35.0	35.4	35.8	36.2

【取組概要】

高齢者健康診査受診率向上のために周知・広報活動等を行います。また、実施医療機関とも連携を取っていきます。



2

政策

1

健康寿命の延伸

施策

2

高齢者の健康づくりの充実

【町民ニーズ】

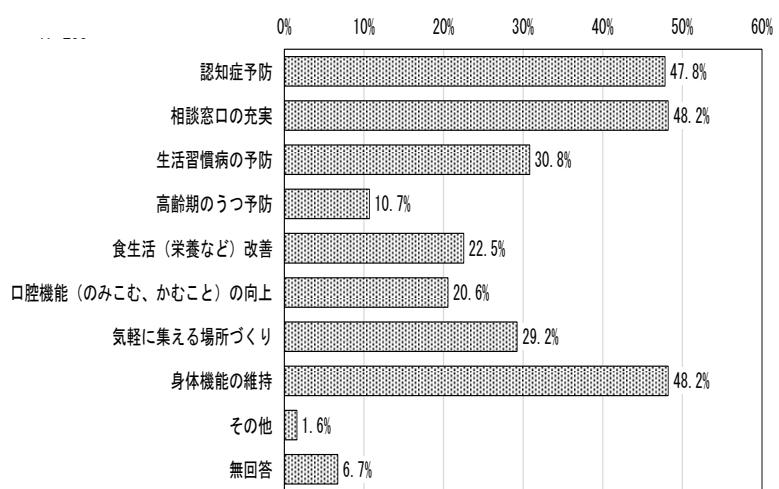
- 要介護・要支援・フレイル状態にならないための介護予防の促進が求められています。
- 本人・配偶者および同居する家族への認知症、介護保険制度の支援が求められています。
- デジタル機器に拒否感のある方々へ広報等紙媒体での情報発信が求められています。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（抜粋）】

～65歳以上調査～

令和4年12月1日～令和4年12月28日実施

問9(6) 今後、健康づくりや介護予防の施策を充実させるために、必要だと思うことは何ですか



「相談窓口の充実」「身体機能の維持」の割合が48.2%と最も高く、次いで「認知症予防」の割合が47.8%などとなっています。

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 地域社会で生活するための健康づくりや生きがいづくりのための介護予防を実施する必要があります。
- 家に閉じこもりがちになる高齢者が増えています。
- 身寄りのない一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えており、何かあった時の対応が困難になっています。
- 地域活動に対する理解や関心が薄い高齢者が地域とのつながりを持つことが困難になっています。

【施策目標（目指す姿）】

自分のことは自分でできる高齢者が増えている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
良好な健康状態の割合 (%)	78.3 (R4)	80	—	—	80
外出する割合 (%)	91.7 (R4)	92	—	—	92
参加者のフレイル予防実践後の平均点数（点） (26点満点・点数が高いほどリスクが高い)	15.05 (R5)	14.95	14.92	14.89	14.86



具体的な取り組み～事務事業～

① 介護予防事業

【事務事業目標】

健康な状態をより長く維持するため、ひとり一人が介護予防に取り組み、地域とつながり、外出や交流の機会をつくっている。

【目標指標（単位）】

介護予防事業の参加延べ人数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
5,053 (R5)	5,800	5,800	5,800	5,800

【取組概要】

元気はっけん広場や高齢者健康トレーニング教室など運動の場を提供します。

② 高齢者生きがいづくり等支援事業

【事務事業目標】

高齢者が健康な体の維持や社会活動への参加等のために定期的に外出をしている。

【目標指標（単位）】

活動している単位クラブ数（クラブ）

基準年	R7	R8	R9	R10
13 (R5)	14	15	16	17

【取組概要】

外出するきっかけとなるクラブ活動等の機会をつくっているシニアクラブ連合会を支援します。

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

【事務事業目標】

保健事業と連携し一体的な保健指導や健康教育が効率的かつ効果的に実施されている。

【目標指標（単位）】

参加者延べ人数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
187 (R5)	150	150	150	150

【取組概要】

通いの場への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)を多くの関係者と連携したより良い生活習慣づくりの支援や健康教育を行います。







具体的な取り組み～事務事業～

① 地域福祉推進事業

【事務事業目標】

町民が積極的に相談している。
町民の複雑化・複合化した困りごとが解決されている。

【目標指標（単位）】

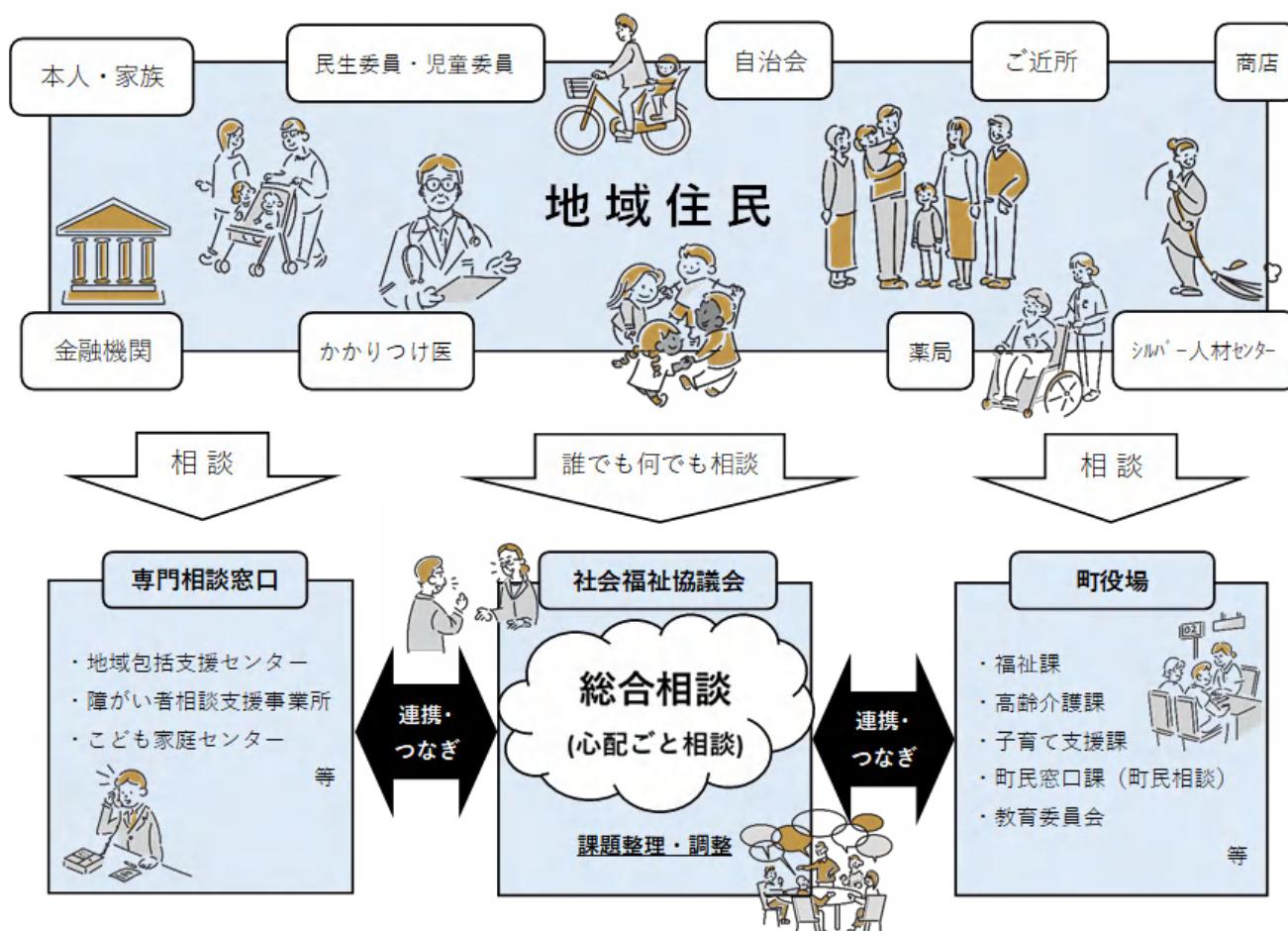
包括的な相談支援件数（件）

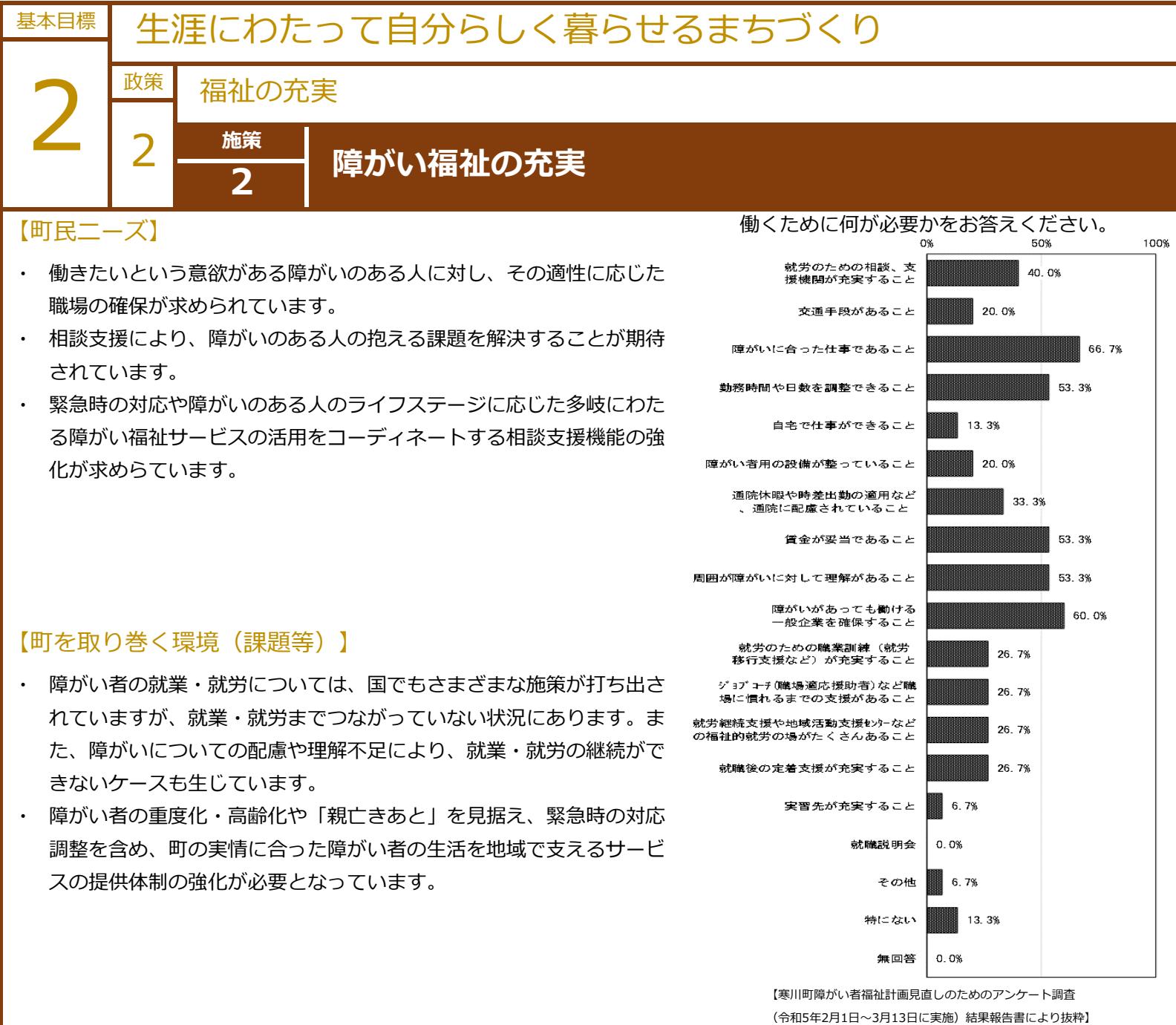
基準年	R7	R8	R9	R10
31 (R5)	35	40	45	50

【取組概要】

誰にとってもわかりやすい総合相談窓口を設置します。
支援機関間で連携します。

寒川町包括的相談支援事業のイメージ





【施策目標（目指す姿）】

障がいのある人が、その人に合った活動・就労の機会を得ることにより、地域社会の一員として暮らしている。障がいのある人が安心して生活ができている。

【目標指標（単位）】

目標指標（単位）	基準年	R7	R8	R9	R10
一般企業への新規就労者数（人）	16 (R5)	11	12	13	14



具体的な取り組み～事務事業～

① 就業・就労支援事業

【事務事業目標】

働きたいという意欲がある障がいのある人が、その適性に合った就業・就労をすることができている。

【目標指標（単位）】

一般就労に向けたサービス受給者数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
21 (R5)	30	30	30	30

【取組概要】

就業・就労や就業・就労に伴って生じる生活上の問題に対し、相談や支援を行います。

② 相談支援事業

【事務事業目標】

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができている。

【目標指標（単位）】

相談支援事業所数（箇所）

基準年	R7	R8	R9	R10
2 (R5)	2	3	3	3

【取組概要】

社会福祉士や精神保健福祉士の配置、相談支援事業所及び基幹相談支援センターの委託を継続します。相談支援体制の充実・強化を図り、委託相談支援事業所の増設を検討し、多様な相談内容に対応していきます。



基本目標	生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり																										
2	政策 2	福祉の充実	施策 3	高齢福祉の充実																							
【町民ニーズ】																											
<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人とその家族等を支える仕組みづくりが求められています。 在宅医療・介護の相談窓口や関係機関との連携に関する施策の充実が求められています。 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括システム」の深化・推進が求められています。 デジタル機器に拒否感のある方々へ広報等紙媒体での情報発信が必要とされています。 																											
<p>【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（抜粋）】 ～65歳以上調査～ 令和4年12月1日～令和4年12月28日実施</p> <p>問9(5)介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けるため、在宅医療や在宅介護が課題となっていますが、どのような整備が必要と思いますか</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在宅介護や在宅医療の相談窓口の充実</td> <td>49.4%</td> </tr> <tr> <td>定期的に訪問診療や訪問看護が受けられる体制</td> <td>47.4%</td> </tr> <tr> <td>24時間対応の在宅医療体制</td> <td>35.2%</td> </tr> <tr> <td>容態急変時や必要時の入院体制</td> <td>47.4%</td> </tr> <tr> <td>医療・介護関係機関の連携強化</td> <td>28.9%</td> </tr> <tr> <td>終末期の介護についての相談窓口</td> <td>18.2%</td> </tr> <tr> <td>介護保険を利用するための手順の説明窓口</td> <td>33.2%</td> </tr> <tr> <td>介護保険を利用するタイミングを助言できる体制・窓口</td> <td>36.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>6.7%</td> </tr> </tbody> </table>						措置	割合	在宅介護や在宅医療の相談窓口の充実	49.4%	定期的に訪問診療や訪問看護が受けられる体制	47.4%	24時間対応の在宅医療体制	35.2%	容態急変時や必要時の入院体制	47.4%	医療・介護関係機関の連携強化	28.9%	終末期の介護についての相談窓口	18.2%	介護保険を利用するための手順の説明窓口	33.2%	介護保険を利用するタイミングを助言できる体制・窓口	36.8%	その他	3.2%	無回答	6.7%
措置	割合																										
在宅介護や在宅医療の相談窓口の充実	49.4%																										
定期的に訪問診療や訪問看護が受けられる体制	47.4%																										
24時間対応の在宅医療体制	35.2%																										
容態急変時や必要時の入院体制	47.4%																										
医療・介護関係機関の連携強化	28.9%																										
終末期の介護についての相談窓口	18.2%																										
介護保険を利用するための手順の説明窓口	33.2%																										
介護保険を利用するタイミングを助言できる体制・窓口	36.8%																										
その他	3.2%																										
無回答	6.7%																										

【施策目標（目指す姿）】	地域が支えることで高齢者が住み慣れた環境で暮らし続けることができている。																													
【目標指標（単位）】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症サポーター数（累計）（人）</td> <td>9,379 (R5)</td> <td>9,829</td> <td>10,279</td> <td>10,729</td> <td>11,179</td> </tr> <tr> <td>多職種連携研修会参加者満足度（%）</td> <td>98 (R5)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>独居訪問によって適切な機関へつなげた割合（%）</td> <td>46.8 (R5)</td> <td>49.1</td> <td>50.3</td> <td>51.1</td> <td>52.7</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	基準年	R7	R8	R9	R10	認知症サポーター数（累計）（人）	9,379 (R5)	9,829	10,279	10,729	11,179	多職種連携研修会参加者満足度（%）	98 (R5)	100	100	100	100	独居訪問によって適切な機関へつなげた割合（%）	46.8 (R5)	49.1	50.3	51.1	52.7						
基準年	R7	R8	R9	R10																										
認知症サポーター数（累計）（人）	9,379 (R5)	9,829	10,279	10,729	11,179																									
多職種連携研修会参加者満足度（%）	98 (R5)	100	100	100	100																									
独居訪問によって適切な機関へつなげた割合（%）	46.8 (R5)	49.1	50.3	51.1	52.7																									



具体的な取り組み～事務事業～

① 認知症サポーター養成事業

【事務事業目標】

認知症の人とその家族等が地域に支えられて暮らすことができている。

【目標指標（単位）】

認知症サポーター養成講座受講者数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
496 (R5)	450	450	450	450

【取組概要】

認知症の人やその家族等を支える人材となれるよう「認知症サポーター養成講座」を実施します。

② 在宅医療・介護連携推進事業

【事務事業目標】

医療と介護の関係機関が連携することで、充実した医療・介護・保健サービスが提供できている。

【目標指標（単位）】

多職種連携研修会参加者数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
238 (R5)	240	240	240	240

在宅ケア相談窓口の認知度（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
21.3 (R4)	27	-	-	30

③ 地域包括支援センター事業

【事務事業目標】

地域における身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターの充実が図られ関係団体等と連携した支援体制がとれている。

【目標指標（単位）】

地域包括支援センターにおける相談（支援）件数（件）

基準年	R7	R8	R9	R10
9,662 (R5)	10,857	11,508	12,198	12,930

独居高齢者訪問件数（件）

基準年	R7	R8	R9	R10
1,434 (R5)	1,451	1,459	1,468	1,477



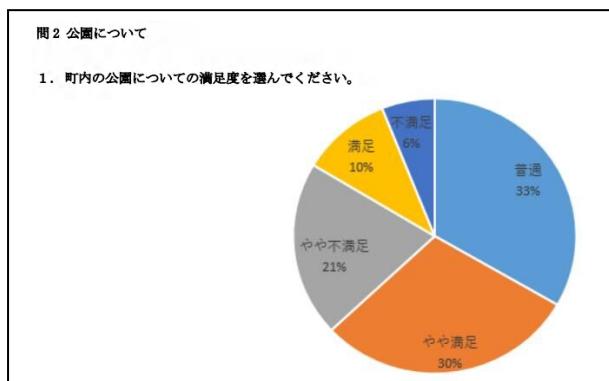
基本目標	こころ穏やかに暮らせるまちづくり		
3	政策 1	自然環境の保全	施策 1
		公園・緑地等の整備	

【町民ニーズ】

- 細やかな維持管理が実施されていることが求められています。
- いつもきれいであることが求められています。
- 子どもたちがのびのび遊べる、安全・安心して遊べることが求められています。

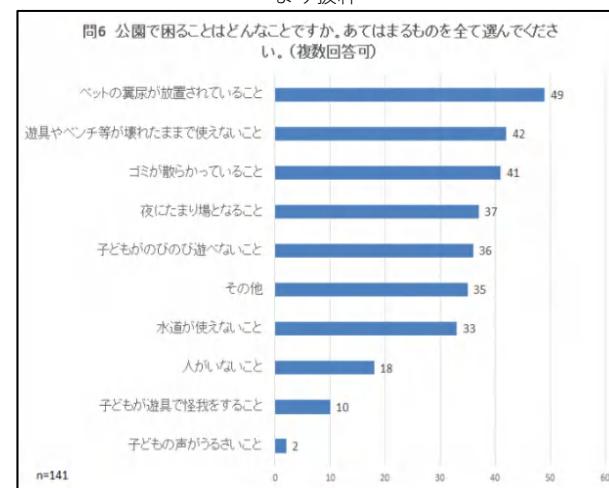
令和4年8月9日

【第5回】公園及び公園愛護会に関するアンケート集計結果
より抜粋



平成31年6月28日

第5回 子どもの遊び場に関するアンケート集計結果
より抜粋



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 細やかな対応ができる体制が整っていません。
- 施設全体が古くなってきており、手入れの必要な施設が増加しています。

【施策目標（目指す姿）】

地域の交流の場や利用者が心の安らぎを得られる場が増え、地域の庭のようになっている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
公園・緑地等の満足度 (%)	61 (R3～R5の平均)	63	65	67	70



具体的な取り組み ~事務事業~

① 公園等協働事業

【事務事業目標】

公園愛護活動が浸透し、協働による維持管理体制が構築された公園が増えている。また、新たな担い手が増え、世代交代等により地域に根差したものとなっている。

【目標指標（単位）】

公園愛護会が活動している箇所数（箇所）

基準年	R7	R8	R9	R10
11 (R5)	12	13	14	15

地域交流の場となる取組実施数（件）

基準年	R7	R8	R9	R10
3 (R5)	3	3	3	3



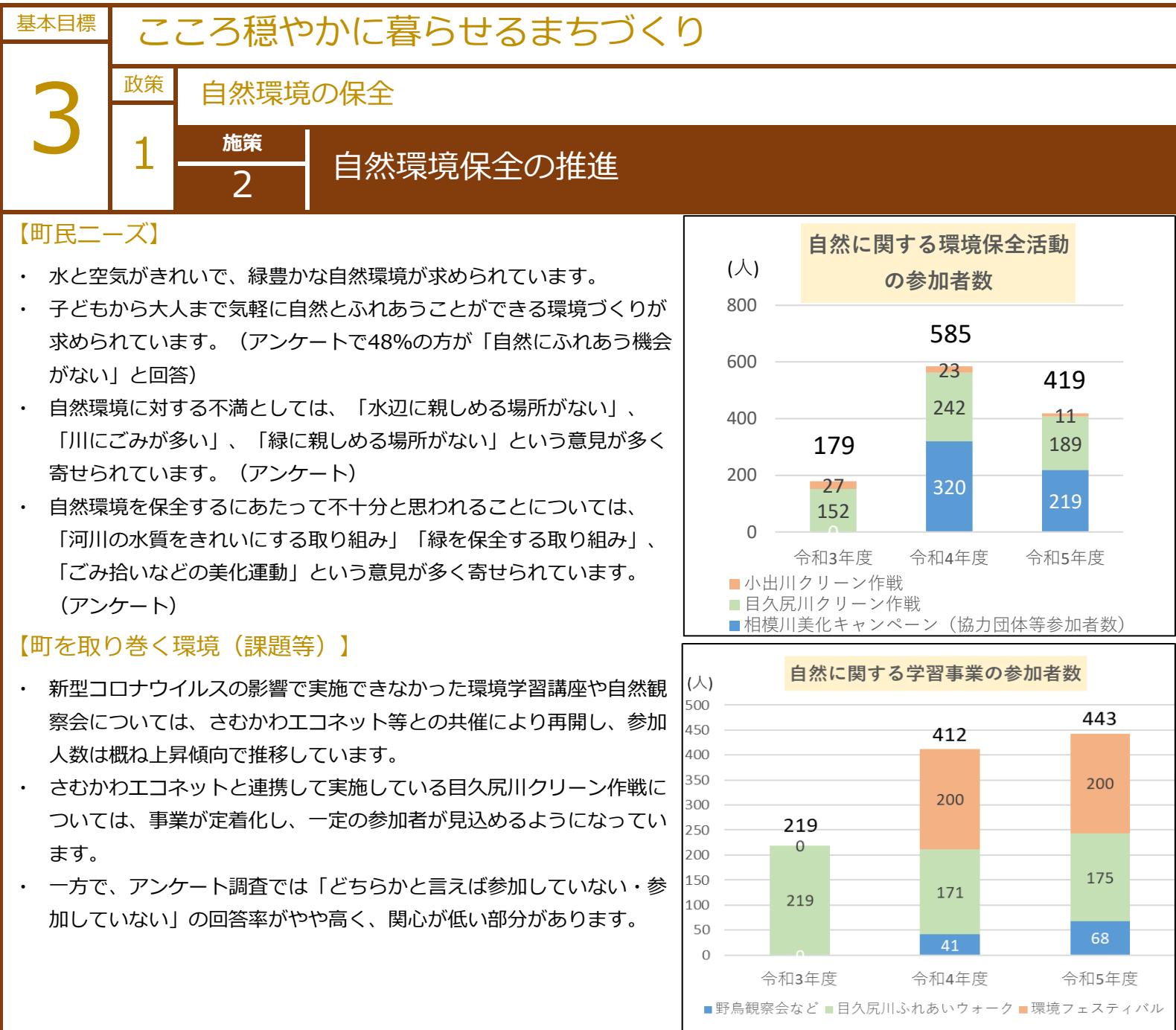
壊れて利用できない遊具



雑草が伸びてしまっている公園



排水管が詰まってしまった手洗い場



【施策目標（目指す姿）】

寒川町の自然を誇りに思う意識が醸成されている。

町、町民、環境団体、事業所の連携した取り組みによって自然環境が保全されている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
自然に関する環境保全活動の参加者数（人）	419 (R5)	425	430	435	440
さむかわエコネットの会員数（人）	38 (R5)	39	39	40	40



具体的な取り組み～事務事業～

① 自然共生推進事業

【事務事業目標】

自然に関する環境保全活動を行う町民が増えるとともに、町と連携して環境保全活動に取り組む事業所や団体が増えている。

自然に関する環境学習会に参加する町民が増えている。

【取組概要】

町の豊かな自然環境とふれあう川の生き物調査や野鳥観察会などのさまざまな環境学習事業を実施するとともに、相模川をはじめとした河川の美化活動を行います。

また、環境団体と協働して実施します。

【目標指標（単位）】

自然に関する環境学習事業の参加者数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
443 (R5)	445	450	455	460

さむかわエコネットのインスタグラムフォロワー数（件）

基準年	R7	R8	R9	R10
83 (R5)	85	87	90	92



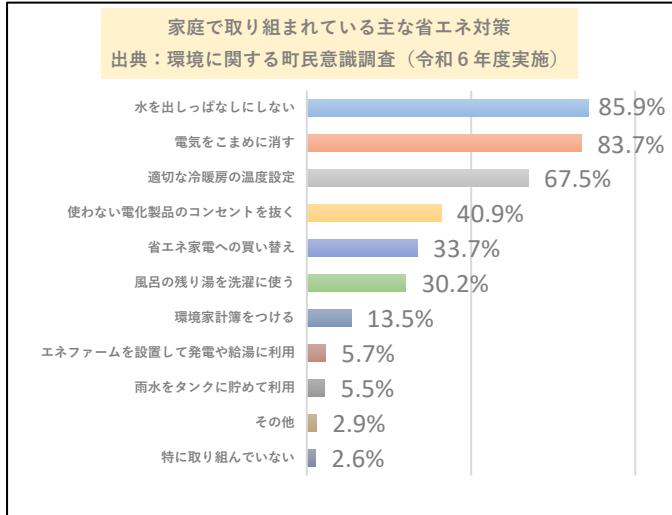
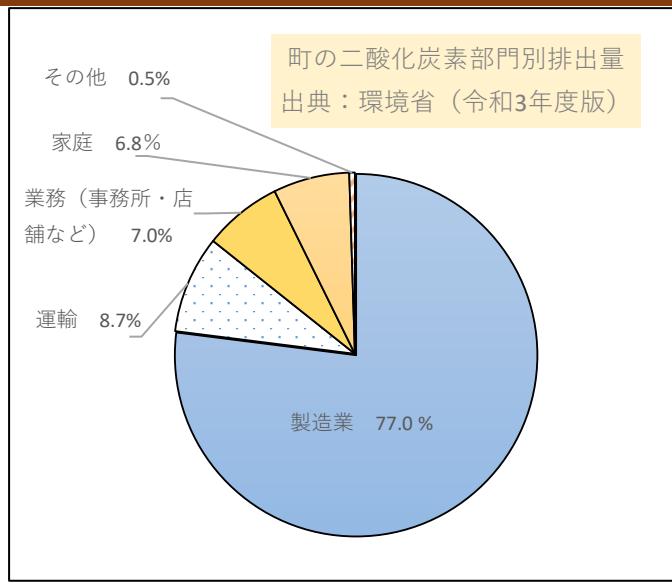
基本目標	こころ穏やかに暮らせるまちづくり		
3	政策 1	自然環境の保全	施策 3
			脱炭素・気候変動適応の推進

【町民ニーズ】

- ・ 地球温暖化が暮らしに与える影響として、「熱中症や感染症被害の増加」や「大雨などの異常気象の増加」など、多くの方に認知されています。（アンケート）
- ・ 地球温暖化を防止するために、脱炭素と気候変動への適応につながる新たなライフスタイルへの転換が求められています。
- ・ 地球温暖化防止に取り組んでいない理由として、「具体的に何をどうすればよいか分からぬいため」という意見が多く寄せられています。（アンケート）
- ・ 二酸化炭素排出量の削減につながる省エネ対策や再エネ導入の取り組みについて、「手間がかからないこと」、「省エネ家電や再エネ設備の購入費用が低額であること」、「省エネ・再エネ設備への補助金」を希望する意見が多く寄せられています。（アンケート）

【町を取り巻く環境（課題等）】

- ・ 令和3年度版（最新）における町域全体の二酸化炭素排出量は、745,000t-CO₂で、県内の町村ではもっと多くなっています。
- ・ 二酸化炭素排出量の部門別に占める割合は、製造業がもっと多くなっています。
- ・ 町域内の二酸化炭素排出量の削減に向けて、町民・事業者と共に省エネ対策の推進や、再生可能エネルギーの利用の促進など脱炭素の推進に取り組む必要があります。
- ・ 夏季における熱中症対策の周知や、熱中症警戒アラートでの注意喚起など、町民の健康被害の防止に向けた気候変動適応策の推進に取り組む必要があります。



【施策目標（目指す姿）】

脱炭素の推進に向けた意識が浸透し、町民や事業者が積極的に日々の生活または事業活動の中での省エネ対策や再生可能エネルギーの利用に取り組んでいる。

大雨などの自然災害や、熱中症などの危機に対し日ごろから備えている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
セーフボンの推進に資する設備等のCO ₂ 削減量の目標（町助成事業による累計）(t-CO ₂)	1,847(R5)	2,188	2,356	2,524	2,691



具体的な取り組み ～事務事業～

① 地球温暖化防止対策推進事業

【事務事業目標】

省エネ・再エネ設備の導入や電気自動車などの導入が加速化され、二酸化炭素排出量の削減が進んでいる。
湘南エコウェーブ事業をはじめとした周知啓発や環境学習事業により、町民の意識の醸成が図られている。

【取組概要】

さまざまな周知啓発を通して町民や事業者への情報の提供を行うとともに、ゼロカーボン助成や湘南エコウェーブ事業等を実施することにより、町域全体の脱炭素の推進及び気候変動適応の推進につなげていきます。

【目標指標（単位）】

ゼロカーボン推進対策設備等導入助成事業の利用件数（件）

基準年	R7	R8	R9	R10
121 (R5)	123	125	127	130





【町民ニーズ】

- ・ 住宅等の耐震化促進は、震災時に生命や財産を守るだけでなく、道路の閉塞などの二次災害を防ぐ点においても重要です。補助制度などにより自治体による支援が求められています。
- ・ 空家対策については、案件により多様な課題があり、専門機関の紹介など各所有者に適切な案内を行う必要があります。また、空家となってから時間が経過するほど空家の老朽化や相続の複雑化などにより問題解決が困難になるため、所有者等に対して早期にアプローチすることが重要です。

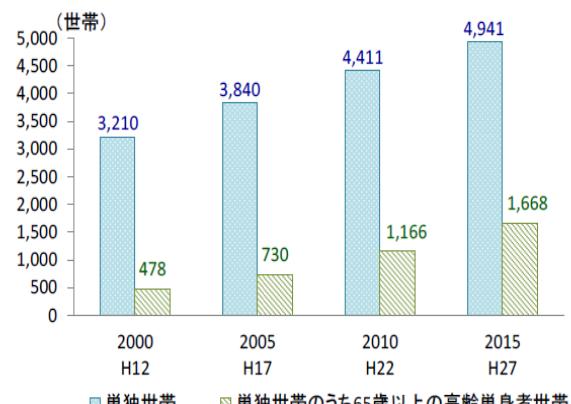
所有者意向調査（空き家所有者へのアンケート、H30年度実施）より抜粋
「町に望むこと」（上位3位）

順位	設問	回答数	割合
1	解体時の経済的な支援	13件	15.1%
1	空き家バンク制度の創設	13件	15.1%
3	解体後の更地の減税措置	12件	14.0%

【町を取り巻く環境（課題等）】

- ・ 耐震改修等は費用負担が大きいことや危機意識の浸透が不十分であり、住宅の耐震化が進んでいません。
- ・ 近年発災した大地震の影響により、町民の住宅耐震への関心がやや高まっています。
- ・ 社会の高齢化と人口減少により、空家は増加していく見込みです。
- ・ 空家の所有者へ、早期に適正管理を促進し、問題空家化を抑制していく必要があります。

■ 本町の単独世帯数の推移



資料 国勢調査（総務省）

【施策目標（目指す姿）】

住宅等の安全性が向上し、誰もが快適で安心して生活できる環境が整えられている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
耐震診断の実施件数（件）	5 (R5)	5	5	5	5
危険ブロック塀等防災工事実施件数（件）	4 (R5)	5	5	5	5
空家の適正管理化および解消率（%）	—	85	85	85	85

具体的な取り組み～事務事業～

① 耐震改修促進事業

【事務事業目標】

耐震化の必要性、支援制度の普及啓発ができている。
町の支援制度を活用して住宅等の耐震化を推進している。

【目標指標（単位）】

無料耐震相談の実施件数（件）

基準年	R7	R8	R9	R10
10 (R5)	10	10	10	10

【取組概要】

広報紙、LINE、ダイレクトメール、チラシ投込等による周知啓発活動を行います。

② 空き家対策事業

【事務事業目標】

空家所有者へ適切な助言・指導を行い、空家の解消または適正管理化がされている。
空家所有者等へ早期にアプローチし、空家状態の早期または適正な管理状態が維持されている。

【目標指標（単位）】

水道閉栓情報に基づく空家所有者への連絡対応率（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
－	95	95	95	95

【取組概要】

空家所有者へ連絡するための情報収集に関する関係部署等との調整を行います。
空家の早期解消および適正管理に向けた、空家所有者への連絡を行います。

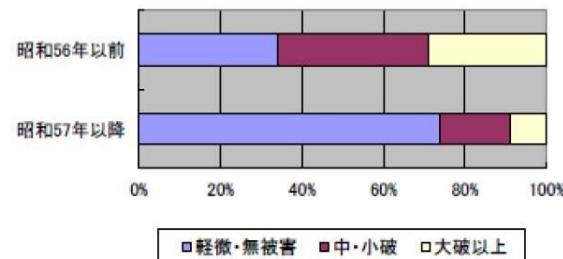
（参考）阪神・淡路大震災の被害等の状況

この被害状況を踏まえ、今後予想される大規模地震の被害を減少させ、こころ穏やかに暮らせる住環境を向上させるためには、新耐震基準導入前の建築物について耐震性の向上を図ることが重要です。

①死因別死者数

	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合 計	5,502 (100%)

②建築物被害（新耐震基準導入前後比較）



平成7年度版「警察白書」より

阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書（平成7年）より

3

政策

2

住環境の整備

施策

2

地域美化の推進

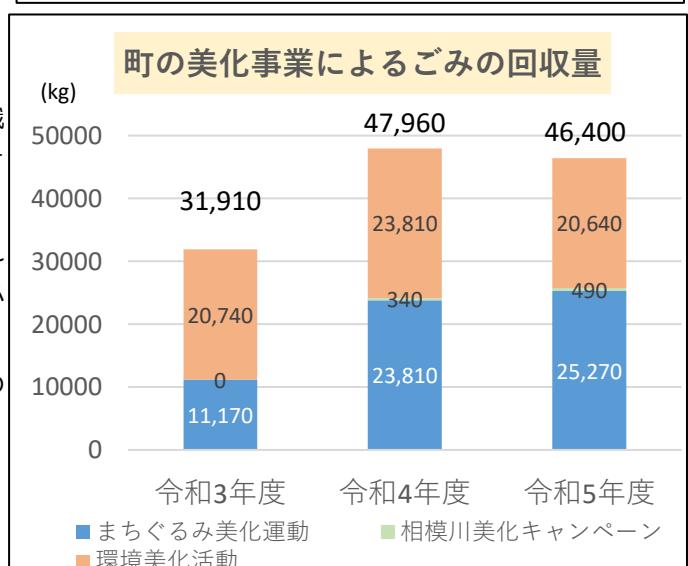
【町民ニーズ】

- ごみのポイ捨てや雑草の繁茂などに関する苦情が寄せられており、散乱ごみや不法投棄のない美化環境づくりや良好な景観を維持する取り組みが求められています。
- 散乱ごみ・不法投棄がない美化環境への満足度については、「満足・やや満足」といった肯定的な回答は6割に留まっています。（アンケート）
- 参加した環境活動の種類として、「ごみ拾いなどの環境美化活動」がもっとも多く挙げられています。（アンケート）
- 町民や事業者が参加しやすい美化活動が求められています。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 町内一斉で実施する「まちぐるみ美化運動」によって環境美化の意識が定着してきており、自治体や団体のほか、事業所の参加も定着してきています。
- 自治会や団体、事業所による自主的な環境美化活動も定期的に行われており、さらに実施回数や参加者数が増えるように取り組んでいく必要があります。
- ごみの回収量は減少傾向にありますが、住宅の敷地内などへのごみのポイ捨てに関する苦情が毎年発生しています。



【施策目標（目指す姿）】

快適で心やすらぐ住環境とすることを目的に、町民の中で「捨てない心」や「地域で地域を美しくする意識」を醸成し、地域の清掃活動に積極的に参加することで公園や道路等の公共の場所をきれいな状態に保っている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
自主的な環境美化活動の参加者数（人）	1,525 (R5)	1,530	1,535	1,540	1,545
まちぐるみ美化運動の参加者数（団体・事業所）（人）	1,212 (R5)	1,215	1,220	1,225	1,230



具体的な取り組み ~事務事業~

① 地域美化活動推進事業

【事務事業目標】

ごみの落ちてない快適で美しい生活環境を望む意識が高まり、自主的な環境美化活動に取り組む自治会や団体、事業所が増えるとともに、まちぐるみ美化運動に参加する市民も増えている。

【取組概要】

自治会や団体、事業所で実施する環境美化活動やまちぐるみ美化運動を通して地域の美化を推進するとともに、「地域で地域を美しくする意識」を醸成することにより、ごみをポイ捨てさせない環境をつくります。

【目標指標（単位）】

自主的な環境美化活動の実施回数（回）

基準年	R7	R8	R9	R10
62 (R5)	63	64	65	66

まちぐるみ美化運動の参加団体・事業所数（団体）

基準年	R7	R8	R9	R10
44 (R5)	45	46	47	48



3

政策

2

住環境の整備

施策

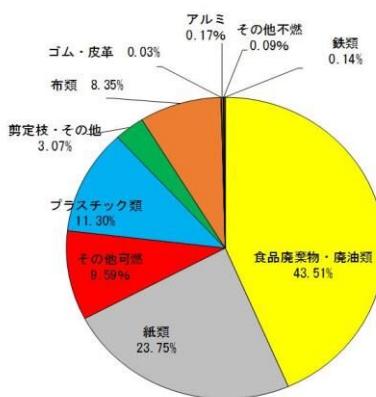
3

資源循環の推進

【町民ニーズ】

- 令和7年度から収集方法を変更することに伴い、寒川町一般廃棄物処理基本計画の基本方針（令和6年3月改定）に規定する、3R+Renewable（※）や分別収集についてのよりわかりやすい案内、環境課の機関紙・環境イベントをはじめとしたさまざまな方法での普及啓発が求められています。

※ 3Rとは、"Reduce(リデュース/ごみの発生抑制)"、"Reuse(リユース/再使用)"、"Recycle(リサイクル/再生利用)"の頭文字をとった略称であり、近年はこれらと併せて"Renewable(リニューアブル/再生可能資源への代替)"の取り組みも求められています。



▲家庭系可燃ごみの分析結果
(令和5年度)

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 令和5年度にごみ質分析委託（家庭から出る可燃ごみの中身を分析）を実施したところ、約42%がまだ食べることのできる食品廃棄物であり、雑紙やプラスチック製容器包装など分別すれば資源化できるものが多く含まれている事が分かりました。また、事業所から排出されるごみについては、産業廃棄物と一般廃棄物が正しく分別されていないかったり、ごみと資源物が間違って分別されているケースが散見しています。

区分	排出量 (kg)	割合 (%)
家庭系可燃ごみ	41.31	
食品廃棄物	17.98	43.51
直接廃棄	3.51	8.48
食べ残し	13.65	33.03
調理くず等	0.83	2.00
過剰除去	0.15	0.36
(可食部分)	17.30	41.87

■ : 可食部分

▲家庭系可燃ごみ内に含まれる
食品廃棄物の割合（令和5年度）

【施策目標（目指す姿）】

町民に「混ぜればごみ、分ければ資源」という意識が浸透している。

積極的に3R+Renewableが行われている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
一人1日当たりのごみ排出量（排出原単位）(g/人・日)	730 (R4)	765	760	755	752
リサイクル率 (%)	28.6 (R4)	27.7	28.0	28.4	28.7

具体的な取り組み ～事務事業～

① ごみ減量化・資源化推進事業

【事務事業目標】 町民一人ひとりが環境問題に対し興味や関心を持ち、プラスチックごみや食品ロス等、世界規模で発生している大きな社会問題に対し危機感を持っている。	【目標指標（単位）】				
	家庭系ごみの量（トン）				
基準年	R7	R8	R9	R10	
7,855 (R4)	7,844	7,712	7,602	7,479	
事業系ごみの量（トン）					
基準年	R7	R8	R9	R10	
2,693 (R4)	3,015	3,010	3,006	3,002	
家庭系資源物の量（トン）					
基準年	R7	R8	R9	R10	
2,411 (R4)	2,530	2,556	2,591	2,604	



▲ニコニコサイクルフリーマーケット開催時の様子

(令和6年10月開催時)



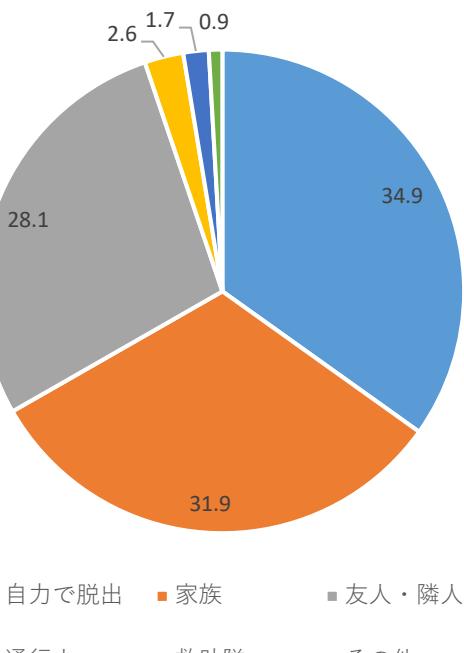
▲南小学校にて、出前環境教室開催時の様子

(令和6年5月開催時)

【町民ニーズ】

- 町民の生命、財産を守るために町全体での防災力（自助、共助、公助）の強化が必要です。
- 自主防災組織の防災力強化のため、技術の向上や資機材の充実が求められており、防災訓練等を通じて、防災関係機関の組織体制の実効性の検証や平時からの防災関係機関等との相互の連携強化、職員及び町民一人ひとりの防災に関する意識と知識の向上が必要です。

阪神・淡路大震災における
生き埋めや閉じ込められた際の
救助主体等



出典：（社）日本火災学会（1996）
「1995年兵庫県南部地震における火災に
関する調査報告書」より内閣府作成

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 自助：
災害時に焦らずに対応できるように事前に行動を想定し、物品を用意する必要があります。
- 共助：
災害時にお互いが助け合えるように自主防災組織力を強化する必要があります。
- 公助：
災害時に町職員が適切に対応できるように訓練を実施し知識や意識を高める必要があります。

【施策目標（目指す姿）】

自助・共助の考え方のもと、町民が災害時を想定して、災害に強い地域づくりをしている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
自主防災訓練への参加者数（人）	1,360 (R5)	1,400	1,450	1,500	1,550
資機材の購入をした自主防災組織の数（団体）	12 (R5)	14	15	16	17
災害に備えて食料品などを備えている町民の割合（eマーケティング）（%）	75 (R5)	—	—	85	—



具体的な取り組み ～事務事業～

① 自主防災活動事業

【事務事業目標】

地域として災害に備えた準備をしている。

【目標指標（単位）】

自主防災組織が行った訓練の回数（回）

基準年	R7	R8	R9	R10
22 (R5)	23	23	24	24

【取組概要】

訓練を実施した自主防災組織が購入する資機材、備蓄品の購入に対して補助します。

② 防災対策事業

【事務事業目標】

町民一人ひとりが災害時に備える必要性（自分を守る・家族や他人も守ることができる）を認識し、準備をしている。

【目標指標（単位）】

デジタル避難訓練への参加者数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
－	300	400	500	600

【取組概要】

デジタル避難訓練の実施により、身近に防災について考える機会を創出します。

自主防災組織や関係団体への防災訓練や出前講座等の研修、防災フェアなどを実施します。



基本目標	安全・安心に暮らせるまちづくり						
4	政策	安全・安心の充実					
1	1	施策	2	消防団体制の充実			
【町民ニーズ】							
<ul style="list-style-type: none"> 日本は災害大国であり、町に限らず、日本のどこの地域で大地震が発生してもおかしくない状況です。また、近年の異常気象により今までの想定を大幅に超える自然災害の発生が予測される状況でもあります。町民として、今後、町で大きな災害が発生し被災した場合、自身や家族の命が安全であることは何にも代えがたいことであり、町民ニーズであるといえます。 昨今では、大規模災害（地震・風水害等）において自助・共助・公助が叫ばれておりますが、町として消防団を活用した公助の体制を強化することで、町民の安全安心を確保することが必要です。 							
【町を取り巻く環境（課題等）】							
<ul style="list-style-type: none"> 第1次実施計画において、令和4年4月から茅ヶ崎市との消防の広域化を開始することで常備消防の大幅な強化を図ることができました。そのため、第2次実施計画では消防の広域化後の非常備消防である町消防団の充実・強化を考えています。 全国の消防団員数と同様に、町においても消防団員は年々減少、平均年齢や被雇用者割合も高くなり始めていることから消防団員の構造も変化し始めています。令和5年度には総務省消防庁の「消防団の力向上モデル事業」に町が採択されたことを大きな転換点として捉え、現状に即した町消防団の新たな体制を模索しています。 							
<div style="text-align: center;">  </div>							
【施策目標（目指す姿）】							

消防団員の平均年齢が下がっている。
大規模災害時の消防団の防災体制が強化されている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
消防団員の平均年齢（歳）	42.6 (R5)	42.3	42.0	41.7	41.4
火災出動時の消防団員の参集率（%）	89 (R5)	90	91	92	93
消防団の防災訓練の指導回数（回）	8 (R5)	9	10	11	12



具体的な取り組み ~事務事業~

① 消防団充実強化事業

【事務事業目標】

消防団員の平均年齢が引き下がっている。
大規模災害（地震・風水害等）時に適切な活動ができるよう、大規模災害に備えた体制が確立している。

【目標指標（単位）】

新規入団者数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
6 (R5)	7	7	8	8

20～30代の新規入団者数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
6 (R5)	4	4	5	5

【取組概要】

実災害を想定した教育・訓練の提供を入団のメリットとしています。また、消防団の防災業務の中心を担う防災士の取得者数の増加、地域の防災訓練指導の回数を増加させ、消防団の防災力を強化していきます。

消防団の防災士取得者数（人）

基準年	R7	R8	R9	R10
—	30	32	34	36



「消防団の力向上モデル事業」の様子



町消防団に配備した50mmホースとガンタイプノズル



基本目標	安全・安心に暮らせるまちづくり																																												
4	政策 1	安全・安心の充実	施策 3	交通安全・防犯対策の充実																																									
【町民ニーズ】																																													
<ul style="list-style-type: none"> 交通事故や犯罪がなく安全で安心して暮らせる町であることを求められています。 																																													
<p style="text-align: right;">町内での人身事故発生件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">全人身交通事故</th> <th colspan="3">うち自転車関係事故</th> </tr> <tr> <th>発生件数 (件)</th> <th>死者数 (人)</th> <th>発生件数 (件)</th> <th>構成率 (率)</th> <th>死者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>153</td> <td>0</td> <td>39</td> <td>25.5%</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>158</td> <td>0</td> <td>47</td> <td>29.7%</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>132</td> <td>0</td> <td>33</td> <td>25.0%</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>143</td> <td>0</td> <td>49</td> <td>34.3%</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>149</td> <td>2</td> <td>47</td> <td>31.5%</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						全人身交通事故		うち自転車関係事故			発生件数 (件)	死者数 (人)	発生件数 (件)	構成率 (率)	死者数 (人)	平成30年	153	0	39	25.5%	0	令和元年	158	0	47	29.7%	0	令和2年	132	0	33	25.0%	0	令和3年	143	0	49	34.3%	0	令和4年	149	2	47	31.5%	0
	全人身交通事故		うち自転車関係事故																																										
	発生件数 (件)	死者数 (人)	発生件数 (件)	構成率 (率)	死者数 (人)																																								
平成30年	153	0	39	25.5%	0																																								
令和元年	158	0	47	29.7%	0																																								
令和2年	132	0	33	25.0%	0																																								
令和3年	143	0	49	34.3%	0																																								
令和4年	149	2	47	31.5%	0																																								
<p style="text-align: right;">【町を取り巻く環境（課題等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 超高齢化社会などの社会情勢を背景にして、交通安全対策においては、県から頻繁に自転車交通事故多発地域に指定されており、交通事故の中でも特に自転車による事故が多く発生している状況です。 防犯対策においては、巧妙化した特殊詐欺の被害が発生しています。 																																													
<table border="1"> <caption>人身事故発生件数</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>全人身交通事故発生件数 (件)</th> <th>うち自転車関係事故発生件数 (件)</th> <th>うち自転車関係事故構成率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>153</td> <td>39</td> <td>25.5%</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>158</td> <td>47</td> <td>29.7%</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>132</td> <td>33</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>143</td> <td>49</td> <td>34.3%</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>149</td> <td>47</td> <td>31.5%</td> </tr> </tbody> </table>						年	全人身交通事故発生件数 (件)	うち自転車関係事故発生件数 (件)	うち自転車関係事故構成率 (%)	平成30年	153	39	25.5%	令和元年	158	47	29.7%	令和2年	132	33	25.0%	令和3年	143	49	34.3%	令和4年	149	47	31.5%																
年	全人身交通事故発生件数 (件)	うち自転車関係事故発生件数 (件)	うち自転車関係事故構成率 (%)																																										
平成30年	153	39	25.5%																																										
令和元年	158	47	29.7%																																										
令和2年	132	33	25.0%																																										
令和3年	143	49	34.3%																																										
令和4年	149	47	31.5%																																										

【施策目標（目指す姿）】																																			
<p>交通安全対策において、茅ヶ崎警察署等の関係各所と連携し啓発活動を行っていくことで、町民の交通安全意識の高揚が図られている。</p> <p>防犯対策において、茅ヶ崎警察署等の関係各所と連携し啓発活動を行っていくことで、町全体で特殊詐欺の被害を防止する気運の醸成が図られている。</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>【目標指標（単位）】</th> <th>基準年</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車交通事故の発生件数（件）</td> <td>49 (R5)</td> <td>46</td> <td>43</td> <td>40</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>特殊詐欺の被害件数（件）</td> <td>16 (R5)</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>自転車の交通ルールを認知している町民の割合（%）</td> <td>52.4 (R5)</td> <td>55</td> <td>58</td> <td>61</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>特殊詐欺対策をしている町民の割合（%）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>						【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10	自転車交通事故の発生件数（件）	49 (R5)	46	43	40	37	特殊詐欺の被害件数（件）	16 (R5)	14	12	10	8	自転車の交通ルールを認知している町民の割合（%）	52.4 (R5)	55	58	61	64	特殊詐欺対策をしている町民の割合（%）	—	—	55	—	65
【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10																														
自転車交通事故の発生件数（件）	49 (R5)	46	43	40	37																														
特殊詐欺の被害件数（件）	16 (R5)	14	12	10	8																														
自転車の交通ルールを認知している町民の割合（%）	52.4 (R5)	55	58	61	64																														
特殊詐欺対策をしている町民の割合（%）	—	—	55	—	65																														



具体的な取り組み～事務事業～

① 交通安全活動事業

【事務事業目標】	【目標指標（単位）】				
	高齢者向け交通安全教室等の参加者数（人）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
	51 (R5)	56	61	66	71
【取組概要】	参加者の意識が上がった割合（%）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
自転車交通事故件数が減少している。 警察や関係機関と連携して、町民の安全意識が向上するよ うなキャンペーンなどの普及啓発活動を行います。	-	60	65	70	75

② 防犯対策推進事業

【事務事業目標】	【目標指標（単位）】				
	高齢者向け防犯教室等の参加者数（人）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
	40 (R5)	45	55	60	65
【取組概要】	参加者の意識が上がった割合（%）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
特殊詐欺の被害が減少している。 警察や関係機関と連携して、町民の防犯意識が向上するよ うなキャンペーンや地域講話などの普及啓発活動を行います。	-	60	65	70	75



5

政策

1

都市インフラの最適化

施策

1

道路の整備

【町民ニーズ】

- 利用する誰も（歩行者・自転車・自動車）が安全で、安心して快適に通行できる道路環境整備が求められています。
- 安全安心な通行を確保されている道路の維持管理が求められています。

道路の課題



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 町内の多くでは古くからの宅地が立ち並んでおり、新たな道路・歩道の整備が困難な状況です。
- 既存の道路・橋りょう等の老朽化が進行しており、舗装修繕や橋りょうの長寿命化を行う必要があります。

道路の老朽化



【施策目標（目指す姿）】

町民が安全で快適に道路を利用できている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
町民満足度の向上（整備） (%)	93 (R6)	94	95	96	97
町民満足度の向上（維持補修・維持管理） (%)	92 (R6)	93	94	95	96



具体的な取り組み～事務事業～

① 道路橋りょう整備事業

【事務事業目標】

道路環境の適正な整備がされている。

【目標指標（単位）】

道路改良箇所（箇所）

基準年	R7	R8	R9	R10
1 (R6)	1	1	1	1

【取組概要】

既存道路の改良や砂利道整備、グリーンベルト設置による歩車分離、交差点改良など道路改良を行います。

② 道路橋りょう維持補修事業

【事務事業目標】

道路環境の適正な維持管理がされている。

【目標指標（単位）】

舗装修繕計画に基づく解消率（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
0 (R6)	25	50	75	100

【取組概要】

舗装修繕・橋りょう長寿命化を実施します。
日常的なパトロールを強化し、危険を把握し、
早期対応を図ります。

取組事業



グリーンベルトによる歩車分離



【町民ニーズ】

- 公共交通網の整備については重要度が高く、町民の関心が高いです。また、転入の理由においても交通の利便性を挙げた方が多く、その充実が求められています。
- コミュニティバスの利用者数はコロナ禍以前の水準を回復しつつあり、町民からは鉄道等へのスムーズな乗り継ぎを求める声など、さまざまな要望・意見をいただいている。
- 生活交通手段への適切な支出負担を検討する必要があります。町内の移動に関して、歩道が狭く歩きづらいことなど道路整備や交通安全の充実に関する要望が多く挙げられています。

令和6年度寒川町総合計画アンケート

調査結果報告書より抜粋

(6) 分析結果(施策タイプ分類・ポートフォリオ分析)

【町民全般 施策タイプ分類】

※R3年度重要度をスライドして作成

<施策タイプI>

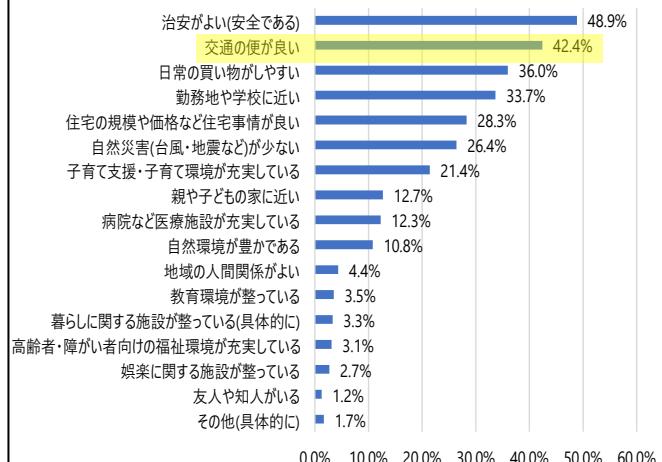
今後の重要度が高いが、現状の評価が低いため、**力を入れて取り組むべき施策**

- (20) 防災対策の充実①家庭 (R4,5:施策タイプII)
- (21) 防災対策の充実②行政
- (23) 地域医療の充実
- (24) 交通安全・防犯対策の充実①
- (25) 交通安全・防犯対策の充実②
- (26) 道路の整備
- (27) 公共交通網の整備**
- (35) 勤労者対策の充実

令和6年2月 寒川町アンケート調査報告書より抜粋

(6) 転居先を決める際に考慮する、重要な事項

問3. もし転居するとした場合、転居先を決める際に優先される事項は次のどれですか。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- コミュニティバスの利用が少ない地域が存在します。
- 交通空白地域の解消・解消された状態を維持する必要があります。
- 路線バスが減便傾向にあります。
- 高齢者の生活交通手段の確保が必要です。
- 人口減少や生活様式の変化による公共交通利用者の減少があります。
- 歩行者自転車ネットワークを形成し、身近な生活道路の質的向上を図る必要があります。

【施策目標（目指す姿）】

誰もが安心して快適に利用できる移動サービスが実現している。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
コミュニティバス利用者数（人）	63,949 (R5)	66,306	68,023	69,740	71,457
コミュニティバス利用者満足度（%）	53 (R5)	—	—	60	—



具体的な取り組み ~事務事業~

① 公共交通充実促進事業

【事務事業目標】

地域の特性に応じた公共交通、安全で快適に利用できる歩道・自転車道が整備されている。

高齢者の生活交通手段の確保されている。

自家用車等から公共交通への転換推進が行われている。

【取組概要】

地域の特性に応じた公共交通手段を検討し、啓発活動や交通事業者との協議を行います。

高齢者を対象にコミュニティバスの割引制度を実施します。

【目標指標（単位）】

コミュニティバス利便性に係る改善項目数（個）

基準年	R7	R8	R9	R10
1 (R5)	1	1	1	1

高齢者コミュニティバス割引利用回数（回）

基準年	R7	R8	R9	R10
-	20,091	21,355	22,618	23,882



5

政策

1

都市インフラの最適化

施策

3

下水道の整備

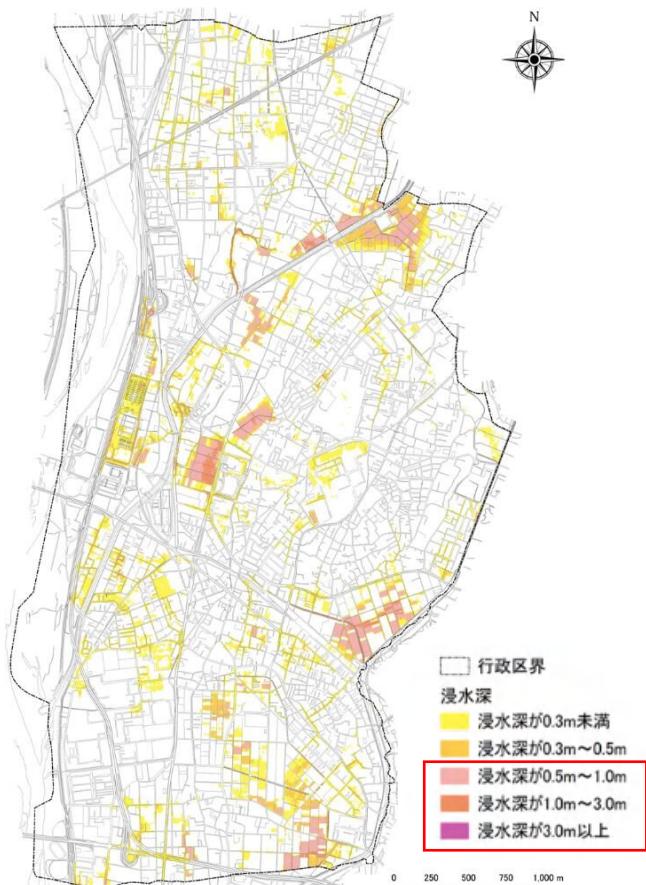
【町民ニーズ】

- 近年の集中豪雨等による浸水被害により、水害に対する町民の意識が高まっており、内水シミュレーション結果からも水害リスクが大きい箇所から雨水管整備を進める必要があります。また、洪水対策による河川改修に併せ、はけ口整備を進めることで、内水による浸水被害の解消も求められています。

海老名観測所での時間50mm以上の降雨量

平成26年10月	平成28年8月	平成30年3月	令和2年7月	令和3年7月	令和3年9月
53.5mm	52.5mm	72.5mm	52.5mm	51.5mm	65.5mm

時間72mm降雨での内水シミュレーション結果



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 町内の直近5年間の浸水実績では、令和3年7月3日の梅雨前線における浸水被害が大きく、洪水により床上浸水1戸、床下浸水5戸が発生しています。
- 近年では計画降雨50mm/hを超えるような降雨量が記録されており、既往最大降雨（72mm/h）の内水シミュレーションでも床上浸水（浸水深50cm以上）する箇所が存在します。

【施策目標（目指す姿）】

内水による床上浸水被害を受けていない。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
内水による床上浸水戸数（戸）	0 (R5)	0	0	0	0

具体的な取り組み ～事務事業～

① 下水道整備事業

【事業事業目標】 排水能力及び河川への排除能力が強化されている。	【目標指標（単位）】				
	小動幹線枝整備率（%）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
	68.83 (R5)	75.49	78.88	82.27	85.22
大曲幹線枝整備率（%）					
【取組概要】 既往最大降雨（72mm/h）での内水シミュレーション結果 とリスク評価から、優先度の高い地域から雨水幹線枝の整備を進めます。また、洪水対策による河川改修に併せて、 はけ口整備を進めます。	基準年	R7	R8	R9	R10
	38.82 (R5)	53.56	68.75	68.75	84.53
	小出川への排除能力（m ³ /s）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
	1.398 (R5)	5.049	6.282	6.282	6.904



5

政策 市街地の整備

2

施策

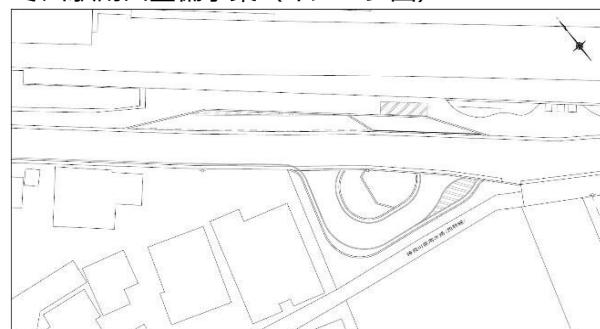
1

市街地整備の推進

【町民ニーズ】

- 寒川駅周辺は寒川駅に向かう町内各地からの交通ネットワークの強化が求められています。
- 田端西地区は新たな産業拠点として計画的な市街地整備が求められています。

寒川駅南口整備事業（イメージ図）



田端西地区位置図



田端西地区土地利用計画図

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 寒川駅南口の道路は幅員が狭く、通過車両と駅への送迎車両による交通障害が生じています。また、駅から南口バス乗降場が離れているため、利用者に不便が生じています。
- 田端西地区はさがみ縦貫道路の開通や都市計画道路藤沢大磯線の開通により、交通の利便性が高まりました。この状況の中、地区内の農地転用や耕作放棄地が多くなっており、スプロール化が懸念されます。このことから、立地環境を考慮し新たな産業集積拠点を整備するため、市街化区域に編入し、組合施行の地区画整理事業が行われています。

【施策目標（目指す姿）】

町民が生活中心拠点（寒川駅周辺）へ快適に行き来できている。

町民が産業集積拠点としての土地利用ができるようになっている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
寒川駅南口のタクシー及び一般車の乗降場の供用開始	—	—	—	—	●
田端西地区の産業用地の整備面積 (ha)	5 (R5)	13	13	—	—

9 産業と技術革新の
基盤をつくる



11 住み続けられる
まちづくりを



具体的な取り組み ~事務事業~

① 寒川駅南口整備事業

【事務事業目標】

寒川駅南口のタクシー及び一般車の乗降場の供用により、
町民が快適に行き来している。

【目標指標（単位）】

寒川駅南口整備事業の整備進捗率（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
0 (R5)	—	—	50	100

【取組概要】

整備するための関係機関との協議、工事、供用を行います。

② 田端西地区まちづくり事業

【事務事業目標】

組合施行の土地区画整理事業が円滑に施行できている。

【目標指標（単位）】

土地区画整理事業の整備進捗率（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
88 (R5)	99	100	—	—

【取組概要】

早期の事業完了に向けて、施行者である土地区画整理組合
に対し、技術支援を行うほか、公共施設等の整備に係る費
用に対し助成金を交付します。

中・長期的な取り組み

ツインシティ倉見地区整備事業

ツインシティ倉見地区整備事業については、将来都市構造における都市未来拠点を実現するための重要な事業です。実施にあたっては、東海道新幹線新駅誘致と密接に関わることから、本実施計画の枠組みにとらわれず中・長期的な取り組みとして進めます。

関連する基本目標等

基本目標 5 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり

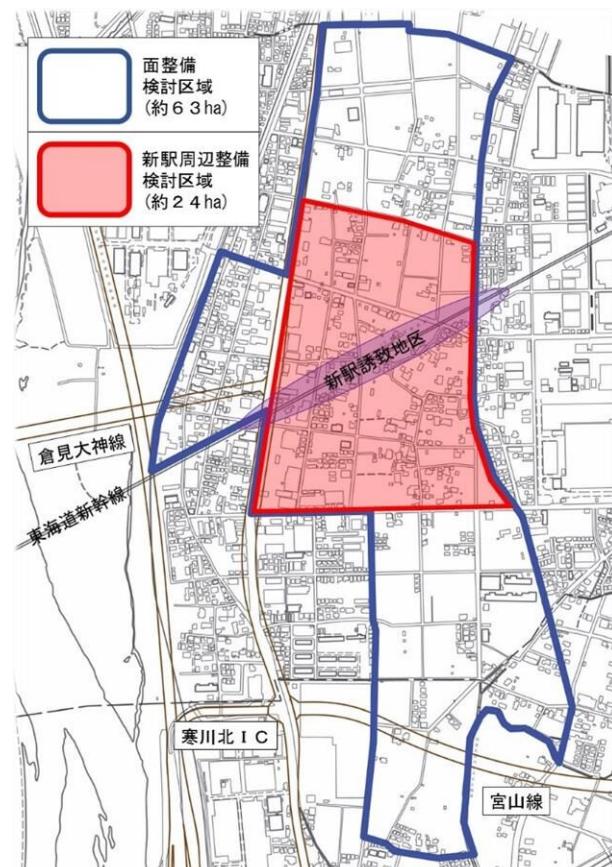
政策 2 市街地の整備

施策 1 市街地整備の推進

現状と課題

東海道新幹線新駅の設置を目指している本地区は、全国との交流連携の窓口となる神奈川県の南のゲートに位置付けられるとともに、町においても将来都市構造における都市未来拠点に位置付けています。

新駅誘致とともに圏央道寒川北インターチェンジやJR倉見駅などの交通結節点としての機能充実や新市街地の整備を図るとともに、ツインシティの理念である環境と共生する都市を目指し、町民や行政などの協働による新たなまちづくりを進める必要があります。



ツインシティ倉見地区まちづくり

事務事業の目標

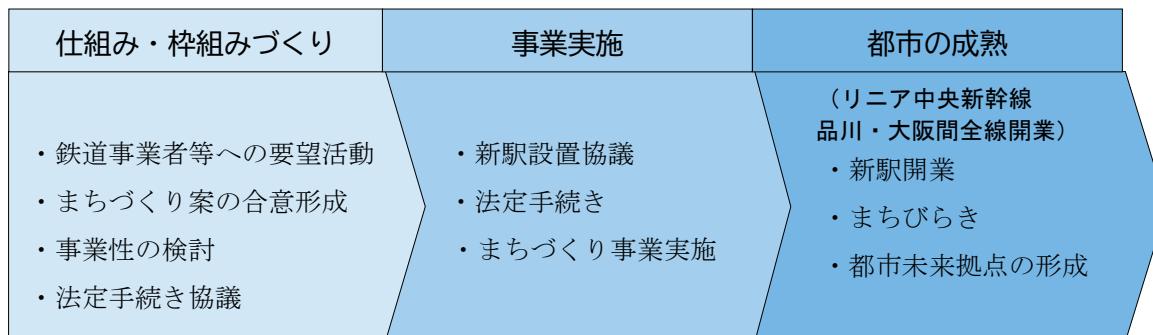
ツインシティ倉見地区は、東海道新幹線新駅誘致地区を中心にJR倉見駅や圏央道寒川北インターチェンジ周辺なども含め、広域的な交流機能を担う交通結節点としてふさわしい文化・交流、商業・業務などの機能集積を図り、必要な都市基盤整備等に取り組むとともに、環境と共生する新たな市街地の形成を目指す。

事務事業の概要（中・長期的な取り組み）

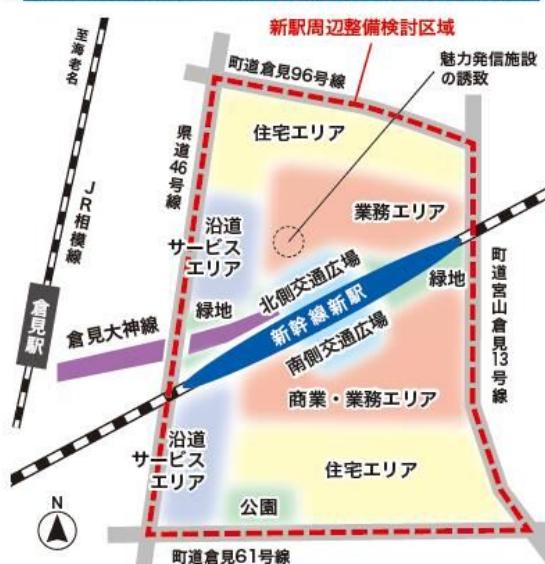
都市未来拠点の実現に向け、3つのプロセスに分け進めていきます。

ツインシティ倉見地区は新駅を前提としたまちづくりであることから、まずは「仕組み・枠組みづくり」の段階において、新駅設置に向けた鉄道事業者等への要望活動と、まちづくりに対する合意形成に向けた取り組みを進めることで、新駅の実現を目指すとともに、その先の事業実施、都市の成熟のプロセスにつなげていきます。

ツインシティ倉見地区まちづくりのプロセス



新駅周辺整備検討区域（約24ha）の将来の土地利用 (重点地区)



〈土地利用のイメージ（案）〉

5

政策

3

産業基盤の整備

施策

1

商業の振興

【町民ニーズ】

- 店舗が少ない、品揃えが少ない等、商品によっては町内の店舗では購入ができないこともあります、町外の店舗や大型店で買い物をしています。

(事業者)

- 一部飲食店では、人手不足のため、新メニュー開発や来客を増やすことが難しく、デジタル化等効率化の支援が求められています。
- 創業希望者ごとのニーズに対応した支援と創業準備から創業後の一体的なサポート概況等が必要です。
- 上記より、ライフスタイルの変化に伴い、町民の購買力の流出等の問題が発生していると思われます。

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 町事業所数も経営者の高齢化等により減少傾向であり、地域経済の発展のためには、開業による新しい事業者の出店が求められています。
- 町の開業の現状は、国全体の開業率低下と同様に減少傾向に推移しています。近年、副業も含め働き方が多様となる中で、潜在的な創業希望者も存在することから、その発掘から創業に結びつけることが課題となっています。
- 寒川町満足度アンケートより魅力的な店舗が多くないという意見が多いです。
- 飲食業からは、どうにか盛り上げたいという声や常連客が来てくれればいい等、各々の立場での意見が出ています。

令和5年6月1日寒川町総合計画アンケート

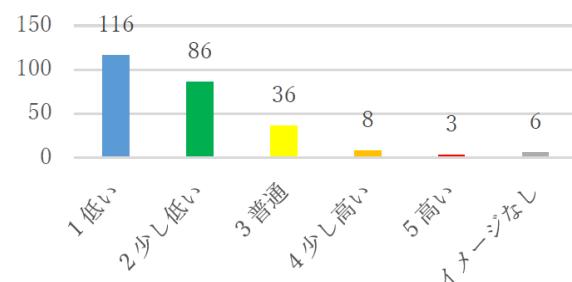
調査結果報告書より抜粋

(31)商業の振興 の満足度

魅力的な店舗があると思いますか？

区分	設問(31)
1 低い	116
2 少し低い	86
3 普通	36
4 少し高い	8
5 高い	3
イメージなし	6
平均	1.8
イメージなしの比率	2.4%

設問(31)



【施策目標（目指す姿）】

魅力的な商業者が増え、域内経済の循環が図られることで、地域活性化につながっている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
デジタル地域通貨による決済金額（円）	—	120,000,000	150,000,000	180,000,000	210,000,000
創業者数（人）	25 (R5)	26	27	28	29



具体的な取り組み ～事務事業～

① 商業振興事業

【事務事業目標】

魅力のある商業者が増え、利便性が向上している。

【目標指標（単位）】

デジタル地域通貨加盟店数（店舗）

基準年	R7	R8	R9	R10
－	200	300	310	320

創業支援等事業計画に基づく支援数（件）

基準年	R7	R8	R9	R10
64 (R5)	66	68	70	72

【取組概要】

創業後のフォローアップ体制を構築します。

消費者のニーズに対応した魅力ある商業振興を図り、各個店の魅力を周知できる支援をします。

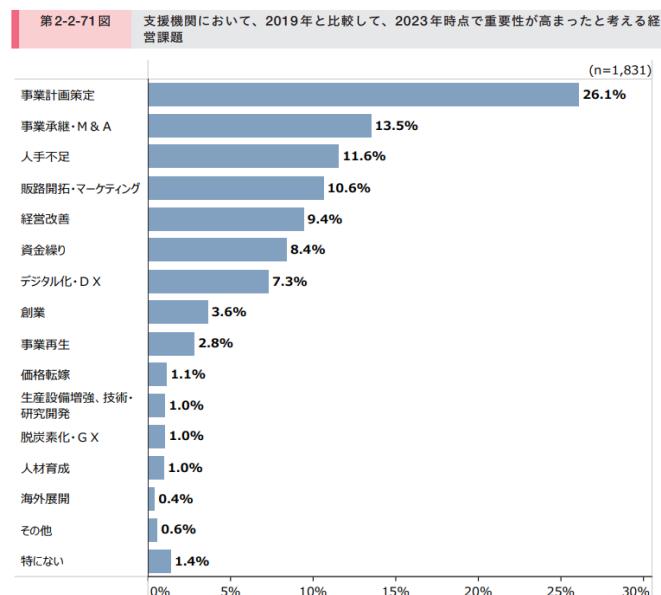
デジタル化への取り組みを実施します。





【町民ニーズ】

- 社会環境や経済環境の大きな変化に適応するため、経営力の向上、稼ぐ力の創造（経営革新、生産性向上、販路開拓など）が求められています。
- 慢性的に従業員が不足しています。
- マーケットへのアクセスなど環境が良い工業系用地のニーズがあります。



中小企業白書小規模企業白書2024年版より抜粋

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 地域経済の基盤である中小企業への支援が必要です。
- 中小企業の経営者の高齢化が進んでいるため、事業継承（後継者育成・人材育成など）が必要です。
- 製造業（特に小規模企業）で経営力が不足しているため、専門家による支援が必要です。
- 従業員が不足しているため、関係機関と連携し雇用確保対策や人材育成による生産性向上などの対応が必要です。
- 交通アクセスなど環境が良い工業系用地のニーズがあるため、関係機関との情報共有が必要です。

【施策目標（目指す姿）】

地元工業の企業力の向上により、地域経済が活性化されている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
支援先企業の前年比売上高DI (ポイント)	—	10	10	15	20
新規立地等件数（件）	3 (R5)	3	3	3	3



具体的な取り組み ～事務事業～

① 企業支援事業（エコノミックガーデニング）

【事務事業目標】 地元工業と町と支援機関が連携し、企業が抱える経営課題 が解決されている。	【目標指標（単位）】				
	支援メニュー利用数（件）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
	127 (R元)	130	135	140	145
【取組概要】 町の中小製造業の中核を担う事業者の発掘とその次世代を 担う経営者への経営力向上に向けた重点的な支援を行いま す。	経営課題への支援企業数（件）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
	30 (R5)	30	30	30	30

② 企業等立地促進事業

【事務事業目標】 町内の工業系用地が利活用されている。	【目標指標（単位）】				
	新規立地等相談件数（件）				
	基準年	R7	R8	R9	R10
	4 (R5)	4	4	4	4
【取組概要】 企業等の立地促進に関する条例により、固定資産税等の不 均一課税や、奨励措置を行います。また、関係機関と連携 し、工業系用地の空き情報を把握し、PR活動や相談体制を 整えます。					

5

政策

3

産業基盤の整備

施策

3

農業の振興

【町民ニーズ】

- 周辺農地の都市化に伴い、近隣住民に対する配慮が必要とされています。
- 適正な農地規模を維持し、景観形成や、防災機能を保ち、生産性を高める必要があります。
- 就農者の高齢化、後継者不足が深刻化し、農地の遊休地化・荒廃地化など農業生産は厳しい状況にあります。
- 農産物直売所「わいわい市」は活況を呈しており、今後も、新鮮で安心安全な食料等の安定供給に努め、さらなる展望が望まれています。
- 町学校給食センターが整備され、より一層の地産地消の推進が期待されています。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 本町農業を取り巻く環境は、都市化の進展とさがみ縦貫道路全線開通などに伴い、土地利用の多様化・混在化・細分化が進んでおり、農業生産環境は年々厳さが増しています。
- 農業経営は、多くの農家が農業所得のほか農外収入により経営を維持しています。
- 農業者の高齢化、担い手不足などにより、遊休農地が潜在的に増加傾向にあります。



【施策目標（目指す姿）】

農業への関心が高まり、新たな担い手が創出されることで生産性が向上し、農業経営が安定している。



【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
適正利用されている農地面積率（%）	99 (R5)	99	99	99	99
遊休農地面積（m ² ）	21,302 (R5)	20,000	19,500	19,000	18,500

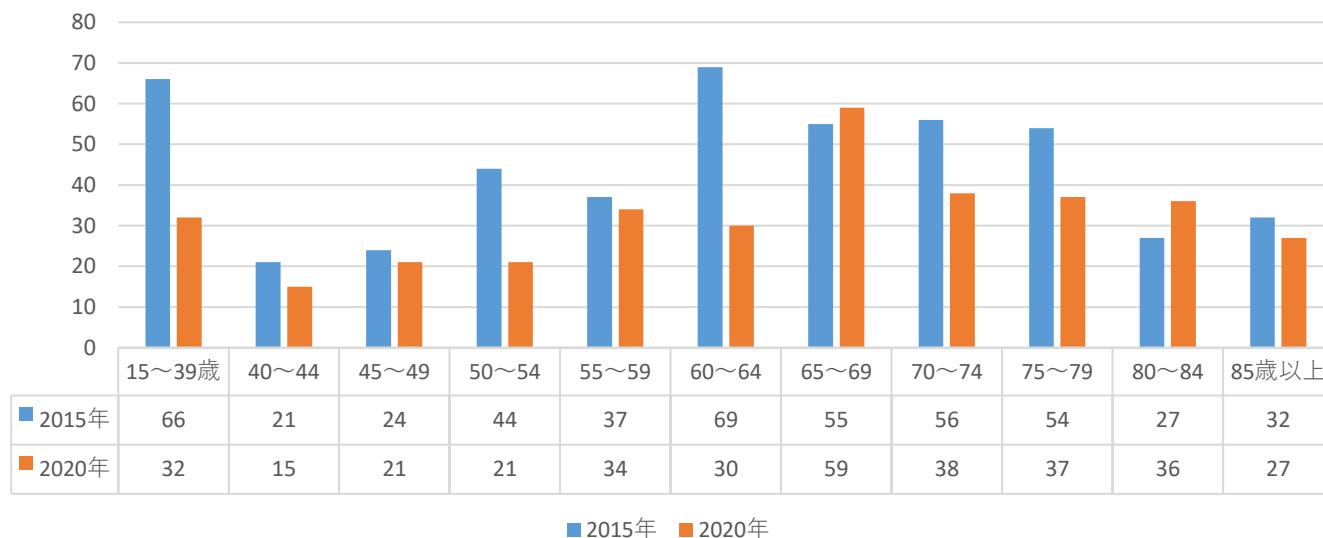


具体的な取り組み～事務事業～

① 農業振興対策事業

【事務事業目標】 農業の担い手が確保され、新規就農が進んでいる。	【目標指標（単位）】				
	基準年	R7	R8	R9	R10
2 (R5)	3	3	3	3	3
【取組概要】 担い手となる新規就農者に対し、農地相談やマッチングなど、就農しやすい環境を提供します。	基準年	R7	R8	R9	R10
	2,510 (R5)	3,000	3,000	3,000	3,000

農業従事者数（個人経営体）





【町民ニーズ】

- 年間約200万人が訪れる寒川神社などの、歴史的な資源が存在しますが、町民満足度アンケートからも寒川町は長時間楽しめる場所になつていないと評価されていることからも、周遊してもらえるような仕掛けがありません。
- おでかけウォッチャーというシステム（県観光協会）から、寒川神社に参拝される方が、参拝前後に、近隣の大型商業施設等に行く傾向があるため、買い物のニーズがあると考えられます。
- 上記のことからも、観光で求められる要素を踏まえつつ、寒川町に来てもらつて良かったと思ってもらえるような取り組みが必要です。

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 県内には、横浜市、鎌倉市、藤沢市、箱根町等の観光地があります。
- 観光資源を生かしたサービスを観光客に提供できていません。
- 縦貫道路が整備され、交通が便利になっているため自動車での来訪者も多いです。
- 寒川神社の参拝者は、町内を周遊せずに帰ってしまいます。
- 参拝の前後は近隣の商業施設で買い物をする傾向があります。
- 宿泊施設がありません。

令和5年6月1日寒川町総合計画アンケート

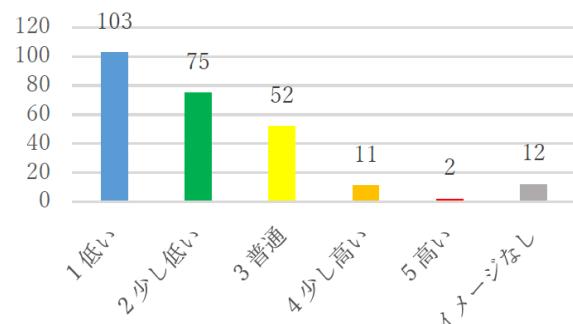
調査結果報告書より抜粋

(34)観光の振興 の満足度

町外からの観光客でにぎわい、長時間楽しめる場所となつてていると思いますか？

区分	設問(34)
1 低い	103
2 少し低い	75
3 普通	52
4 少し高い	11
5 高い	2
イメージなし	12
平均	1.9
イメージなしの比率	4.7%

設問(34)



【施策目標（目指す姿）】

寒川町の文化や歴史、自然の美しさ、食等を多くの方に知つてもらい、認知度を高め、多くの方に寒川町に訪れてもらうことで、にぎわいのあるまちとなつている。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
観光入込客数（寒川神社を除く） (万人)	3 (R5)	3	3	3	3



具体的な取り組み ～事務事業～

① 観光振興事業

【事務事業目標】

多くの方に寒川町を知ってもらい、訪れてもらうことにより、にぎわいのあるまちになっている。

【目標指標（単位）】

町観光協会パブリシティ回数（回）

基準年	R7	R8	R9	R10
152 (R5)	160	170	170	170

町観光協会によるツアー回数（回）

基準年	R7	R8	R9	R10
17 (R5)	13	14	15	16

【取組概要】

魅力ある観光資源の魅せ方や周知をします。
観光イベントのあり方を検討します。



6

政策

1

つながる力の促進

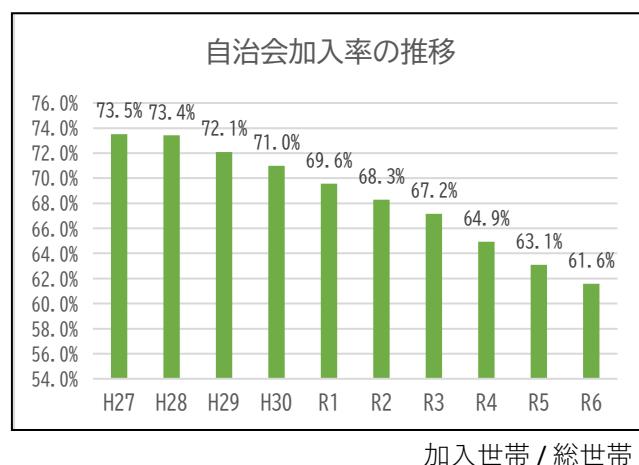
施策

1

町民との協働によるまちづくりの推進

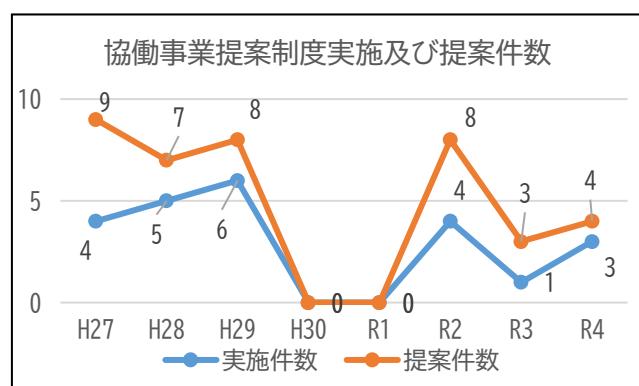
【町民ニーズ】

- 複雑化、多様化する地域課題の解決に向け、町民と連携して地域を支えていく協働の必要性が高まっています。
- 事業を行う上で、単位団体によるものだけではなく、団体同士が協働し行う事業も進め、町は需要と供給や団体同士のマッチングを進める必要があります。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 自治会加入率は減少傾向にあり、高齢化による役員の担い手不足や、個人主義による関係性の希薄化などが課題です。
- 協働事業提案制度への参画が少なく、関心をいかにして持つてもらうかが課題です。



【施策目標（目指す姿）】

地域コミュニティの創出により、町民のつながりが広がり、持続可能で活発な活動が行われている。
町民が安心して暮らし、魅力ある活動が継続している。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
自治会加入率 (%)	63 (R5)	61	61	61	61
協働事業提案制度提案件数 (件)	1 (R5)	1	1	2	3



具体的な取り組み～事務事業～

① 自治会活動支援事業

【事務事業目標】

町民が安心して暮らせるように、魅力ある自治会活動が継続している。

【目標指標（単位）】

自治会と団体等との交流の回数（件）

基準年	R7	R8	R9	R10
－	3	3	3	3

自治会の魅力を伝える情報の発信数（件）

基準年	R7	R8	R9	R10
5 (R5)	7	7	7	7

【取組概要】

多様化するニーズに対応した活動支援として、情報発信・他団体との交流・デジタル化支援に取り組みます。加入が安定するよう、活動周知をさらに進めます。

② 協働推進事業

【事務事業目標】

町内住民活動団体が自発的に活動している。

【目標指標（単位）】

協働事業相談件数（件）

基準年	R7	R8	R9	R10
2 (R5)	3	3	4	4

町内住民活動団体や企業が相互補完できる関係になってい

る。

自発的に人材育成及び組織運営を行っている。

意見交換会参加団体数（団体）

基準年	R7	R8	R9	R10
－	17	17	17	17

【取組概要】

企業や団体などの町民がお互いに学び合う機会を創出しま

す。

地域や団体、行政が協力し協働事業が行える枠組みを作り

ます。

6

政策

1

つながる力の促進

施策

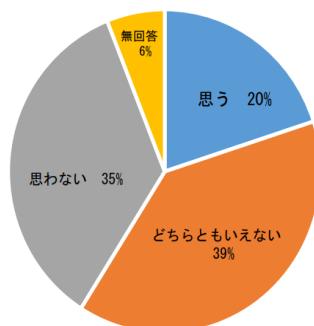
2

多様な主体によるまちづくりの推進

【町民ニーズ】

- ・ 人権が尊重され男女が平等な社会づくりが求められています。
- ・ 自らの意思で社会のあらゆる分野に参画できる仕組みが求められています。
- ・ ライフスタイルの多様化に対応し、いきいきと安心して暮らせるため人々の連帯意識を醸成することが求められています。

地域・社会活動の場で男女平等になっていると思う人の割合 (%)



令和5年度寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート」集計結果

【町を取り巻く環境（課題等）】

- ・ 性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、政策や方針決定過程などへの女性の参画が十分ではありません。
- ・ 女性の人才培养、女性リーダーの登用促進の充実強化、職場・地域・家庭・学校などで男女の人権尊重、男女共同参画社会の意識づくりの一層の推進が課題となっています。
- ・ 性的マイノリティにとって生活しづらい社会であると思っている人も少なくなく、このような方々が暮らしやすい町としていく必要があります。

【施策目標（目指す姿）】

すべての町民がお互いの価値観・多様性を認め合い、その能力が発揮できる社会が実現している。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
住民アンケートの「地域・社会活動の場で男女平等になっていると思う人の割合」 (%)	20 (R5)	—	—	25	—
住民アンケートの「企業や団体の中で男女平等になっていると思う人の割合」 (%)	—	30	—	—	35



具体的な取り組み～事務事業～

① 男女共同参画推進事業

【事務事業目標】

町民、地域の企業や団体の方々の男女共同参画社会に対する理解が深まっている。

【目標指標（単位）】

講座内容を今後の生活に取り入れたいと回答した人の割合（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
94 (R5)	95	96	97	98

寒川町審議会における女性委員比率（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
33 (R5)	37	39	41	43

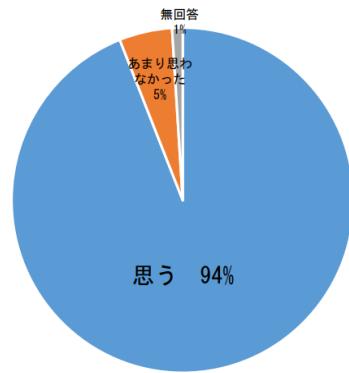
【取組概要】

男女共同参画社会の実現を図るために講座の開催、チラシの配布による啓発などを行います。

町内事業所等の管理職数の女性の割合（%）

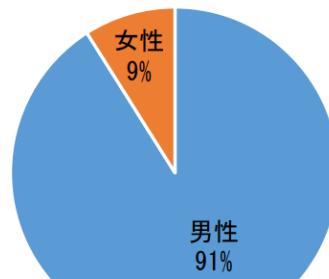
基準年	R7	R8	R9	R10
9 (R5)	—	10	—	—

講座の内容を今後の生活に取り入れたいと回答した人の割合（%）



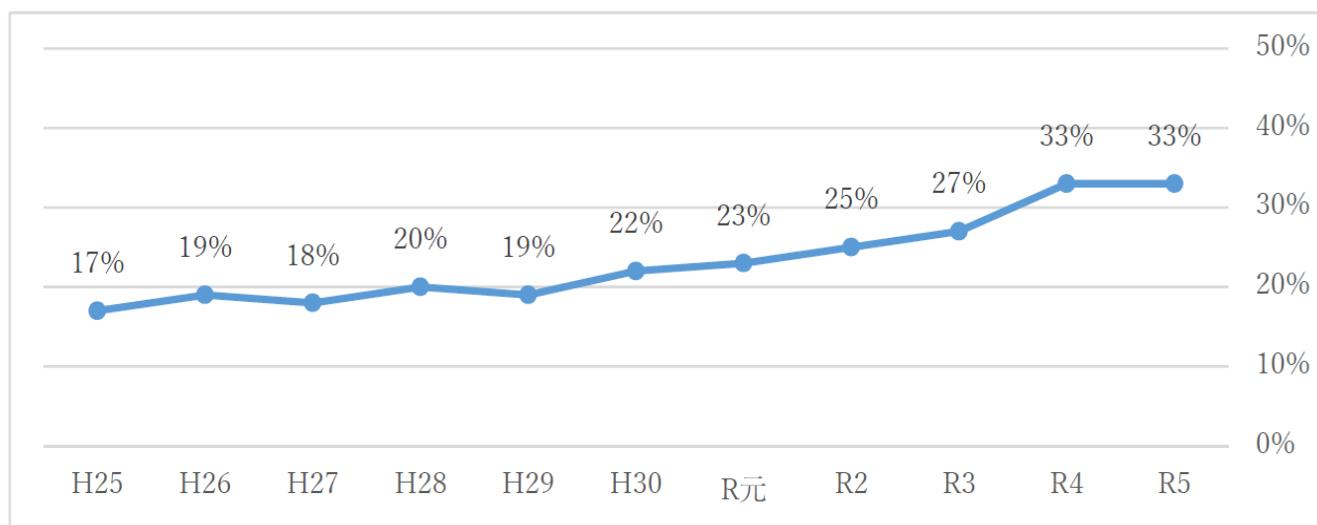
令和5年度男女共同参画講演会参加者アンケート

町内事業所等の管理職数の女性の割合（%）



令和5年度寒川町勤労者実態調査報告書

寒川町審議会における女性委員比率



6

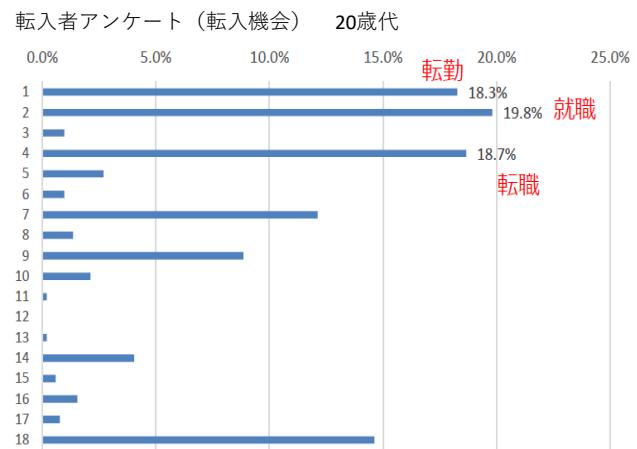
政策

2
1

自律的な行財政運営

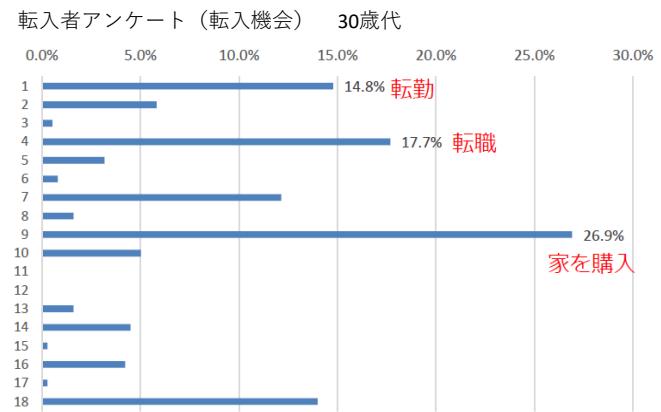
【町民ニーズ】

- ・ 20歳代の世帯が仕事の関係（就職・転職・起業）を機会に、30歳代の子育て世帯は結婚、住宅購入を機会に転入する方が多いです。
 - ・ 寒川町の良さとして、日常生活での環境面（治安・自然環境）や立地面（住宅事情・買い物利便性）が挙げられています。
 - ・ 交通の便が不便さが懸念されています。
 - ・ 若い世帯の定住傾向を高くするためには、女性が働きやすく、夫婦が共に働き続けられる環境整備（行政サービス）が必要とされています。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- ・ 目の前に人口減少が迫っている中で、年少人口、生産年齢人口、労働力の確保が必要です。
 - ・ ふるさと納税の流出額が年々増加しています。流出抑制は困難なため、ふるさと納税の流入増を図る必要があります。



1勤労 2就職 3起業 4転職 5退職 6進学 7結婚 8離婚 9家を購入
10子育ての都合 11子供の独立 12施設への入所 13親の介護
14これまでの生活や仕事に疲れを感じた 15新型コロナウイルスの感染拡大
16勤務先がテレワークを導入 17旅行で街の魅力を知った 18その他

※R3年6月1日～R5年5月31日回収分集計結果

【施策目標（目指す姿）】

生産年齢人口が住む場所、働く場所、活動する場所などとして寒川町を選択している。町外の人がふるさと納税する場として寒川町を選択している。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
生産年齢人口の社会増（人）	195 (R5)	198	205	208	208
ふるさと納税による寄附受入額（千円）	58,181 (R5)	40,000	43,000	46,000	50,000

具体的な取り組み～事務事業～

① マーケティング推進事業

【事務事業目標】	【目標指標（単位）】										
町ブランド推進することにより選ばれ続ける確率を上げるとともに、根拠に基づいた施策実施により選ばれる確立が向上している。	住民満足度（%） <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26.3 (R5)</td> <td>26.3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>29.0</td> </tr> </tbody> </table>	基準年	R7	R8	R9	R10	26.3 (R5)	26.3	—	—	29.0
基準年	R7	R8	R9	R10							
26.3 (R5)	26.3	—	—	29.0							
【取組概要】 社会経済環境や寒川町の状況などを踏まえて、効果的な施策・寒川町のファンを増やすためにブランド施策を実施します。	町へ良いイメージを持って転入した割合（%） <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80 (R5)</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table>	基準年	R7	R8	R9	R10	80 (R5)	81	81	81	81
基準年	R7	R8	R9	R10							
80 (R5)	81	81	81	81							

② 広報プロモーション活動事業費

【事務事業目標】	【目標指標（単位）】										
行政の情報発信に加え、町民等からも町の魅力が発信され、移住地として選ばれる確率が上がっている。	町民の「高座」のこころ。の取り組みの認知度（%） <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 (R5)</td> <td>—</td> <td>32</td> <td>—</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>	基準年	R7	R8	R9	R10	28 (R5)	—	32	—	34
基準年	R7	R8	R9	R10							
28 (R5)	—	32	—	34							
【取組概要】 町内外の人からの町に対するイメージの向上を図り、町民等とともに寒川町を良い町と印象付けるためのプロモーションを展開します。	町へ良いイメージを持って転入した割合（%） <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80 (R5)</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table>	基準年	R7	R8	R9	R10	80 (R5)	81	81	81	81
基準年	R7	R8	R9	R10							
80 (R5)	81	81	81	81							

③ ふるさと納税推進事業

【事務事業目標】	【目標指標（単位）】										
町外の人がふるさと納税を寄附する際の選ぶ要件の一つである魅力的かつ豊富な返礼品を提供している。	ふるさと納税の返礼品メニュー数（品） <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>326 (R5)</td> <td>330</td> <td>335</td> <td>340</td> <td>345</td> </tr> </tbody> </table>	基準年	R7	R8	R9	R10	326 (R5)	330	335	340	345
基準年	R7	R8	R9	R10							
326 (R5)	330	335	340	345							
【取組概要】 魅力的かつ豊富な返礼品の開発・PR活動を行います。											

ふるさと納税（単位：千円）



公共施設再編計画実施事業

公共施設再編計画実施事業については、老朽化が進行する公共施設の再編や統廃合、複合化、長寿命化等を計画的に実施していくために重要な事業です。実施にあたっては、寒川町総合計画 2040 の財源面の裏付けとなる財政計画との整合性を図りながら、将来的な公共施設の最適配置を実施していくため、本実施計画の枠組みにとらわれず中・長期的な取り組みとして進めます。

関連する基本目標等

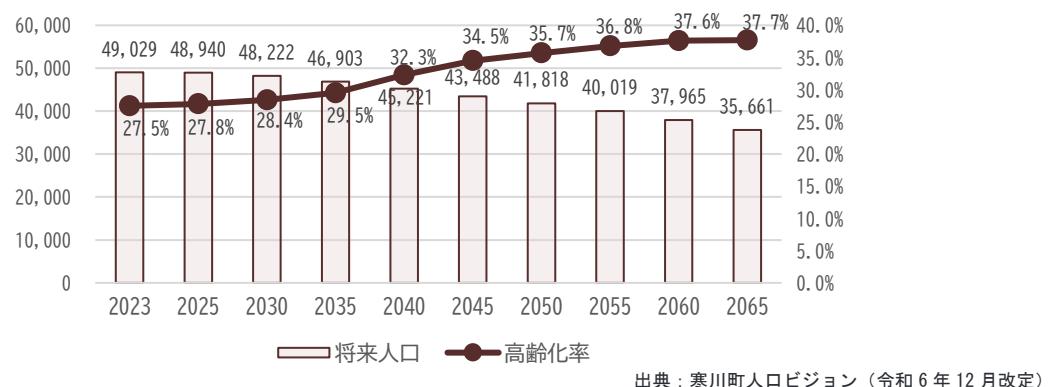
基本目標 6 まちづくりのための基盤づくり

政策 2 持続的かつ健全な行財政運営

施策 1 自律的な行財政運営

現状と課題

寒川町の将来人口推計結果

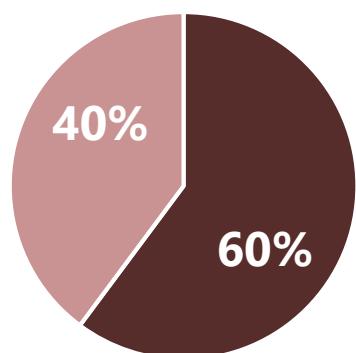


公共施設や公用施設の多くは、昭和 40~50 年代にかけて整備されており、公共建築物の約 6 割が建築後 35 年以上経過し、老朽化の進展により今後多くの施設で更新時期が一斉に到来します。

また、将来人口は 2065 年には 35,661 人となりピーク時から約 1.3 万人減少し、高齢化率は 2065 年時点では約 38% となり、令和 5 年度比で約 10% 上昇します。

これらのことから、行政が維持するための施設の優先順位付けと公共施設の最適配置を検討していく必要があります。

公共施設の約 60% が、建築後 35 年以上



事務事業の目標

自律的な行財政運営を維持するため、次の3点を基本方針として資金不足を回避するための取り組みを進めます。

①行政が維持するための施設の優先順位付け、②学校教育施設を中心とした複合化・多機能化、③効率的な維持管理・補修

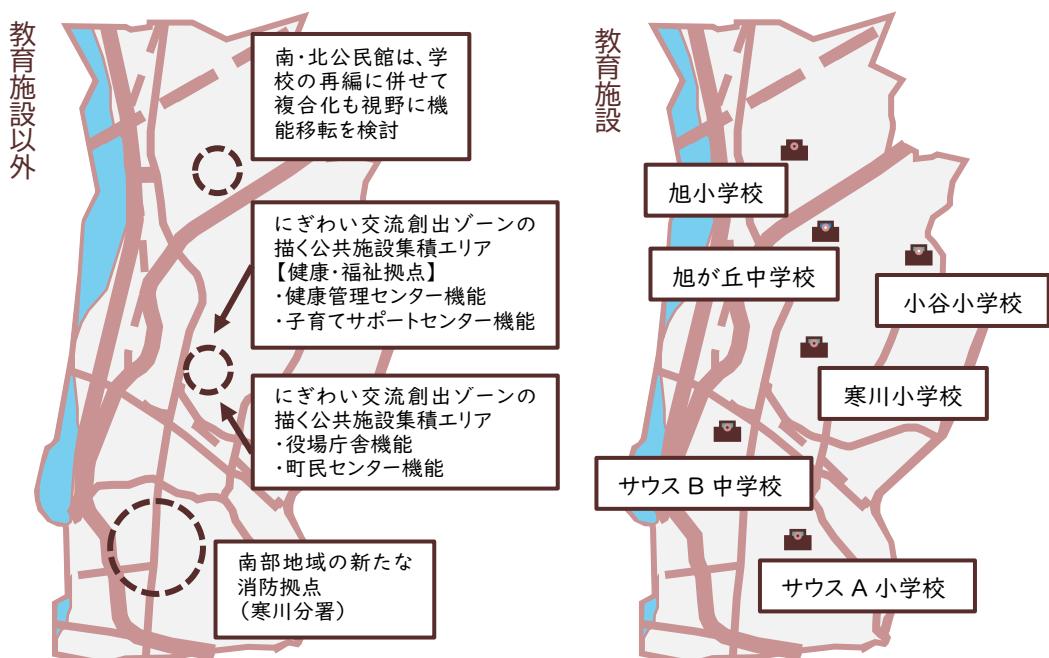
事務事業の概要（中・長期的な取り組み）

町では、今後の人ロ減少社会に見合う公共施設等の方向性を示した寒川町公共施設再編計画に基づき、公共施設の再編（統廃合・複合化）に取り組んでいきます。

公共施設再編計画期間の12年間（令和7年～令和18年）で取り組むべき概要

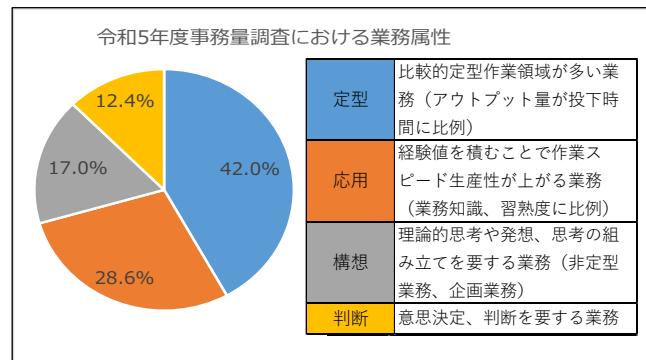
- ①消防広域化による南部地域の消防拠点（分署）の整備を進めます。
- ②公民館移転に向けて検討を進めます。
- ③学校教育施設の再編を進めるとともに、複合化・多機能化を検討します。
- ④学校教育施設の機能を維持するため、必要な修繕を実施します。
- ⑤地域集会所の方向性を検討します。
- ⑥にぎわい交流創出ゾーンの検討を進めます。
(役場庁舎の建替えの検討、健康・福祉拠点整備の検討)
- ⑦定期的に推計値の見直しをおこない、方針の検証を継続します。

寒川町公共施設再編計画で示す40年後の施設設置イメージ



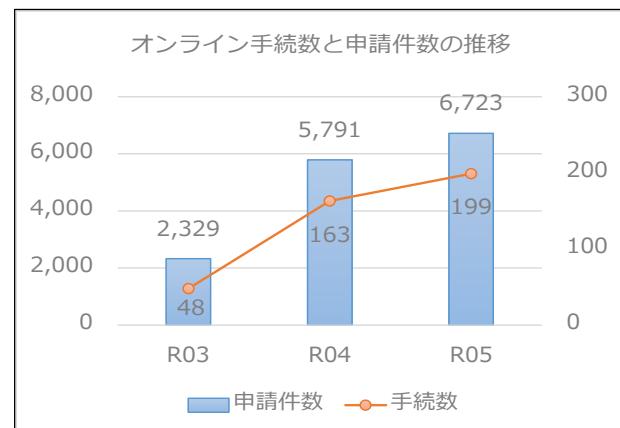
【町民ニーズ】

- 町民の心豊かな暮らしを支える行政には、確実で持続的な強い組織基盤が求められており、これを担う職員には、主体的・能動的に公務に取り組む姿勢と、社会経済環境等の急激な変化の中で複雑多様化するニーズに応える（魅力的なまちづくりを行う）ための柔軟性・先見性・革新性などの能力を身に付けることが求められています。
- 行政の持続性、健全性を確保するために、行政サービス（手続き等）の効率化（サービス向上）が求められています。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 社会経済環境の急激な変化により町民ニーズは複雑多様化しており、行政に求められる業務範囲は多岐にわたり、またその水準も高くなっています。こうした状況に対応していくため、行政資源の確保と活用が必要であり、それを担う組織体制の構築と職員の確保が求められています。
- 全国的に行政サービスのデジタル化が進んでいる状況において、町民の利便性向上を図るとともに、行政の内部事務の効率化を図り、職員の業務構造の転換を図る必要があります。



【施策目標（目指す姿）】

町職員の持つ能力を最大限発揮し、魅力的なまちづくりに貢献している。

【目標指標（単位）】	基準年	R7	R8	R9	R10
自身による自発的な取り組みを行っている職員の割合（%）	7.1 (R4)	10.7	14.3	17.9	21.4

具体的な取り組み～事務事業～

① 職員力向上事業

【事務事業目標】
職員が高い志を持って創造性と生産性の高い仕事をしている。

【目標指標（単位）】

職員力指数（モチベーション）（点）

基準年	R7	R8	R9	R10
6.7 (R5)	7.0	7.0	7.0	7.0

人事評価における参事・課長級の「管理能力」の平均点（点）

基準年	R7	R8	R9	R10
3.21 (R5)	3.33	3.44	3.56	3.67

【取組概要】

組織としてのマネジメント力の強化と役割・資質に応じた職員育成、また、職員の主体性の向上と個々のキャリアプランを意識した育成に取り組みます。

また、職員がその能力を発揮するための環境改善を図ります。

人事評価における副主幹等の「管理能力」の平均点（点）

基準年	R7	R8	R9	R10
2.95 (R5)	3.02	3.09	3.16	3.23

若手職員（35歳以下）の離職率（%）

基準年	R7	R8	R9	R10
4.5 (R5)	4	4	4	4

② デジタル推進事業

【事務事業目標】
行政手続のオンライン化やデジタルツールの利用により、業務改善が進み業務時間が短縮され、職員が魅力的なまちづくりのための企画等への業務に時間を見て、能力を発揮できている。

【目標指標（単位）】

オンライン申請件数（件）

基準年	R7	R8	R9	R10
6,723 (R5)	6,900	7,000	7,100	7,200

RPA・AI-OCR取組業務数（件）

基準年	R7	R8	R9	R10
8 (R5)	10	12	14	16

【取組概要】
DXに関する（マインドセット、電子申請様式作成、生成AI等）研修、伴走支援によりオンライン手続数、RPA・AI-OCRの利用業務数を増やします。



VI 施策目標を支える組織の業務目標

寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画における各施策及び事務事業については、54 ページ以降に記載のとおり、所管する部課等を定めて取り組みを推進します。

本実施計画において登載事業の無い組織（課・担当等）及び行政委員会事務局等については、施策推進を支える組織として、別途『業務目標』を定め、各施策目標の達成に向けて各種取組を進めることとします。

1 業務目標について

（1）業務目標

業務目標は本実施計画に定める施策を推進するための部・課・担当、また個人の目標になります。本実施計画におけるまちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現に向けてそれが担う役割について整理しています。

また、各部署内で業務目標を共有することで、同じ目標に向かって協力しあいながら業務を進め、業務パフォーマンスの向上を図るとともに、行政資源（ヒト・モノ・カネ）の投入優先度を明らかにすることにより、業務の効率化を図ります。

（2）業務目標の設定について

本実施計画の推進にあたって、各部・各課の業務目標については、以下の 3 つの考え方に基づいて設定します。

①本実施計画に施策・事務事業等の位置付けのある課・担当等

本実施計画で施策・事務事業等の位置付けのある課・担当等については、それぞれの所管する施策目標及び事務事業の目標がその組織の業務目標となります。

②本実施計画において事業の位置付けのない課・担当等

本実施計画では登載する事務事業を重点化し、計画期間で取り組むべき重点項目を明確化しています。そのため、本実施計画においては、重点化された施策目標・事務事業等の位置付けがない課・担当等が存在します。しかしながら、本計画に未登載の事業等を所管する課・担当等においても、まちの将来像の実現に向けた重要な役割をそれぞれ関連する施策の中で担っていることから、それぞれの所属する部等の施策目標達成に寄与するための、業務成果を『業務目標』として設定します。

③行政委員会事務局等

各行政委員会事務局等については、行政（施策推進）における適正性を確保する役割を担い、本実施計画では施策推進を支える組織として位置付けています。そのため、教育委員会、農業委員会以外の行政委員会事務局等は、施策体系とは別に、施策推進全体を支える組織としての役割、業務成果を『業務目標』として設定します。

2 各組織の業務目標

寒川町総合計画 2040 本実施計画における施策体系は以下のとおりです。このうち、「所管課等名」に記載の課等については、①位置付けのある課等として「体系」欄に記載の施策及び事務事業の推進が業務目標となります(各施策・事務事業の目標は 54 ページ以降を参照)。

一方、「全施策推進を支える組織」欄に記載の課・担当等については、②位置付けのない課等、③行政委員会事務局等として、124 ページ以降にそれぞれの業務目標を設定しています。

体系（基本目標—政策—施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織 課等名（担当名）
1 まちづくりの原動力となるひとづくり			
1 子育て・子育ち・教育の推進	1 子育て支援の充実	子ども育成部	子育て支援課、保育幼稚園課 子ども政策課（子ども政策担当）
	2 子どもの育ち・発達の支援	子ども育成部	子育て支援課
	3 学校教育の推進	教育委員会	学校教育課 教育政策課（教育政策担当） 学校教育課（教育研究室） 教育施設給食課（教育施設担当） 教育施設給食課（学校給食担当） (寒川学校給食センター)
2 生涯を通じた学びと自己実現の促進	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	町民部	スポーツ課 —
	2 生涯学習の推進	教育委員会	生涯学習課 —
2 生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり			
1 健康寿命の延伸	1 生涯を通じた健康づくりの充実	健康福祉部	高齢介護課、健康づくり課 保険年金課（年金担当） (国保・高齢者医療担当)
	2 高齢者の健康づくりの充実	健康福祉部	高齢介護課、健康づくり課 —
2 福祉の充実	1 地域福祉の充実	健康福祉部	福祉課 —
	2 障がい福祉の充実	健康福祉部	福祉課 —
	3 高齢福祉の充実	健康福祉部	高齢介護課 —
3 こころ場やがに暮らせるまちづくり			
1 自然環境の保全	1 公園・緑地等の充実	都市建設部	都市計画課 —
	2 自然環境保全の推進	環境経済部	環境課 —
	3 脱炭素・気候変動適応の推進	環境経済部	環境課 —
2 住環境の整備	1 住環境の向上	都市建設部	都市計画課 —
	2 地域美化の推進	環境経済部	環境課 —
	3 資源循環の推進	環境経済部	環境課 環境課（美化センター） (リサイクルセンター)
4 安全・安心に暮らせるまちづくり			
1 安全・安心の充実	1 防災対策の充実	町民部	町民安全課 —
	2 消防団体制の充実	町民部	町民安全課 —
	3 交通安全・防犯対策の充実	町民部	町民安全課 —
5 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり			
1 都市インフラの最適化	1 道路の整備	都市建設部	道路課 —
	2 公共交通網の整備	都市建設部	都市計画課 —
	3 下水道の整備	都市建設部	下水道課 下水道課（管理担当）
2 市街地の整備	1 市街地整備の推進	都市建設部	都市整備課 —
	3 産業基盤の整備	環境経済部	産業振興課 —
3 農業の振興	1 農業の振興	環境経済部	産業振興課 —
	2 工業の振興	環境経済部	産業振興課 —
	3 農業の振興	農政課	農業委員会事務局 —
	4 観光の振興	環境経済部	産業振興課 —
6 まちづくりのための基盤づくり			
1 つながる力の促進	1 町民との協働によるまちづくりの推進	町民部	町民協働課 —
	2 多様な主体によるまちづくりの推進	町民部	町民窓口課 町民窓口課（総合窓口担当）
2 持続的かつ健全な行財政運営	1 自律的な行財政運営	企画部	企画政策課、広報戦略課 資産経営課 財政課（財政担当）（契約検査担当）
	2 まちづくりを支える組織と基盤づくり	総務部	人事課、デジタル推進課 総務課（庁舎管理担当） (行政管理担当) (寒川文書館) 税務収納課（町民税担当） (資産税担当) (収納担当)
会計課			
議会事務局			
選挙管理委員会事務局			
監査委員事務局			
分野横断的な重要施策を推進する組織			
1 町長室		(秘書担当) (特命担当)	

第1章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標—政策—施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織 課等名（担当名）
1 まちづくりの原動力となるひとづくり			
1 1 子育て・子育ち・教育の推進			
1 1 子育て支援の充実	子ども育成部	子育て支援課、保育幼稚園課	子ども政策課（子ども政策担当）
1 2 子どもの育ち・発達の支援	子ども育成部	子育て支援課	教育政策課（教育政策担当） 学校教育課（教育研究室） 教育施設給食課（教育施設担当） 教育施設給食課（学校給食担当） (寒川学校給食センター)
1 3 学校教育の推進	教育委員会	学校教育課	

施策名	111 子育て支援の充実
施策目標	子育てする人が「安心して子育てができる」と実感している。
施策名	112 子どもの育ち・発達の支援
施策目標	子どもが心身共に健やかに成長している。
施策目標を支える組織	子ども政策課 子ども政策担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	こども基本法が施行されたことから、町は、同法の基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び県との連携を図りつつ、町内における子どもの状況に応じた施策を策定して実施する必要があります。
業務目標	次代を担う子どもたち一人ひとりが心身ともに健やかに成長できるよう、こども施策を総合的に推進します。

施策名	113 学校教育の推進
施策目標	児童・生徒のニーズに合った教育環境整備が図られている。 児童・生徒がこれからの社会で必要な「生きる力」を身につけている。
施策目標を支える組織	教育政策課 教育政策担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	「地域全体で取り組む多様な学びの機会とひとづくりの形成」や「地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組みづくり」が不可欠となっています。
業務目標	将来を担う子どもたちが心身共に健やかに成長できるよう望ましい教育環境づくりを推進します。

施策目標を支える組織	学校教育課 教育研究室
町を取り巻く状況 (現状、課題)	家庭教育力の低下、教育相談件数の増加、不登校の増加、生徒指導の複雑化・困難化、若手教員の増加などの今日的教育課題に対して、「教育研究」「教育研修」「教育相談」に関する教育環境のさらなる充実が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> 教職員が資質・能力を向上させ、今日的教育課題に適切に対応できるよう、教職員研修会の開催や教育研究の充実などを図り、教職員の学びの場を確保します。 児童生徒または保護者の教育上直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、その健全な育成、非行防止及び自立を目指して、支援・相談業務を行います。
施策目標を支える組織	教育施設給食課 教育施設担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	学校施設については、厳しい財政状況の中で老朽化対策、安全確保及び機能充実等が求められています。
	学校施設の維持保全と整備を通じた安全・安心な学校教育を継続するための環境づくりを推進します。
施策目標を支える組織	教育施設給食課 学校給食担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	より安定した形での安全・安心な給食提供を行う形態を継続して検討する必要があります。また、給食費管理については、高水準な収納率を維持しつつ、かつ、物価高騰等の社会情勢も見ながら適正な給食費単価を維持する必要があります。
	学校給食の安定提供ができる運用体制の整備および適正な給食費の管理体制を構築します。
施策目標を支える組織	教育施設給食課 寒川学校給食センター
町を取り巻く状況 (現状、課題)	安定して安全・安心な給食の提供を続けるとともに学校給食における食育推進を行っていく必要があります。また、「食の発信基地」として施設を活用していくよう、より多くの人に周知を行い利用率の向上を図っていく必要があります。
	学校給食の安定提供および食の発信基地としての施設運用体制を構築します。

第2章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標—政策—施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織 課等名（担当名）
2 生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり			
1 健康寿命の延伸			
1 生涯を通じた健康づくりの充実	健康福祉部	高齢介護課、健康づくり課	保険年金課（年金担当） (国保・高齢者医療担当)
2 高齢者の健康づくりの充実	健康福祉部	高齢介護課、健康づくり課	—
2 福祉の充実			
1 地域福祉の充実	健康福祉部	福祉課	—
2 障がい福祉の充実	健康福祉部	福祉課	—
3 高齢福祉の充実	健康福祉部	高齢介護課	—

施策名	211 生涯を通じた健康づくりの充実
施策目標	町民がひとのつながりや地域のつながりを持ち、日常生活の中で自主的に健康づくりに取り組んでいる。それにより、町民の健康の維持増進が図られ、健康寿命が延伸している。
施策目標を支える組織	保険年金課（年金担当）
町を取り巻く状況 (現状、課題)	国民年金制度は複雑化しており、年金事務所とさらなる連携強化を推進していく必要があります。
業務目標	年金事務所と連携した受給権の確保を図っていきます。
施策目標を支える組織	保険年金課（国保・高齢者医療担当）
町を取り巻く状況 (現状、課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者数の減少や高齢化、後期高齢者被保険者数が増加しています。 ・増加する医療費へ対応するため、医療費適正化への取り組みが求められています。
業務目標	町民の健康保持の推進及び適正な給付管理を行い、医療費の適正化を図っていきます。

第3章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標—政策—施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織 課等名（担当名）
3 こころ穏やかに暮らせるまちづくり			
1 自然環境の保全			
1 公園・緑地等の充実	都市建設部	都市計画課	—
2 自然環境保全の推進	環境経済部	環境課	—
3 脱炭素・気候変動適応の推進	環境経済部	環境課	
2 住環境の整備			
1 住環境の向上	都市建設部	都市計画課	—
2 地域美化の推進	環境経済部	環境課	—
3 資源循環の推進	環境経済部	環境課	環境課（美化センター） (リサイクルセンター)

施策名	323 資源循環の推進
施策目標	町民に「混ぜればごみ、分ければ資源」という意識が浸透している。 積極的に3R+Renewableが行われている。
施策目標を支える組織	環境課 美化センター
町を取り巻く状況 (現状、課題)	美化センターは老朽化等が課題となっていることから、令和5年3月藤沢市及び茅ヶ崎市と共に湘南東ブロックし尿処理広域化方針を策定し、令和14年度より藤沢市においてし尿処理広域化施設を供用開始する方針としています。 行政人口の減少や下水道普及率の向上によりし尿等の搬入量は減少傾向にあるものの、循環型社会の形成や資源循環の推進に向け、必要な社会インフラとしてそれまでの間、適正なし尿処理体制を確保していくことが求められています。
業務目標	令和14年度の湘南東ブロックし尿処理広域化施設の供用開始までの間、適正なし尿処理を継続できるよう適切な施設機能の維持及び人員体制の確保を図っていきます。 また、災害等の緊急事態に備えた処理体制の構築に努めます。
施策目標を支える組織	環境課 リサイクルセンター
町を取り巻く状況 (現状、課題)	リサイクルセンターに持ち込まれる資源物には不適正なものが含まれており、有効に活用される原材料に資源化するために不適物を取り除く必要があります。 そのためにも、住民に資源物の分別に対する意識の向上を図っていくことが求められています。
業務目標	・適正な資源物の処理体制を確保し、有効に活用される原材料として品質の高い資源化を図ります。 ・分別に対する意識の向上を図るため、資源物がリサイクル業者に引き渡されるまでの過程やリサイクルされる過程を、広く知つもらうための見学会等を実施します。

第5章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標—政策—施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織 課等名（担当名）
5 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり			
1 都市インフラの最適化			
1 道路の整備	都市建設部	道路課	—
2 公共交通網の整備	都市建設部	都市計画課	—
3 下水道の整備	都市建設部	下水道課	下水道課（管理担当）
2 市街地の整備			
1 市街地整備の推進	都市建設部	都市整備課	
3 産業基盤の整備			
1 商業の振興	環境経済部	産業振興課	—
2 工業の振興	環境経済部	産業振興課	—
3 農業の振興	環境経済部	農政課	農業委員会事務局
4 観光の振興	環境経済部	産業振興課	—

施策名	513 下水道の整備
施策目標	内水による床上浸水被害を受けていない。
施策目標を支える組織	下水道課 管理担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	埋設してから数十年経過している下水道管が老朽化しており、長寿命化などの維持管理費が必要になってきております。そのような中、市街化の進展や集中豪雨の増加等に伴い、危険性が増している浸水被害への対応が必要です。
業務目標	中長期的な経営視点で持続可能な維持管理を実施し、既存の雨水幹線の浚渫やごみ揚げ等により浸水被害の解消を図ります。

施策名	533 農業の振興
施策目標	農業への関心が高まり、新たな担い手が創出されることで生産性が向上し、農業経営が安定している。
施策目標を支える組織	農業委員会事務局
町を取り巻く状況 (現状、課題)	生産者の高齢化により耕作や管理することが難しくなり、耕作放棄地が増加しつつあります。
業務目標	地域計画に基づき耕作者と農地所有者との利用調整を図ることにより耕作放棄地の縮減を目指します。

第6章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織 課等名（担当名）
6 まちづくりのための基盤づくり			
1 つながる力の促進			
1 ① 町民との協働によるまちづくりの推進	町民部	町民協働課	－
2 ② 多様な主体によるまちづくりの推進	町民部	町民窓口課	町民窓口課（総合窓口担当）
2 持続的かつ健全な行財政運営			
1 ① 自律的な行財政運営	企画部	企画政策課、広報戦略課 資産経営課	財政課（財政担当）（契約検査担当）
2 ② まちづくりを支える組織と基盤づくり	総務部	人事課、デジタル推進課	総務課（庁舎管理担当） （行政管理担当）（寒川文書館） 税務収納課（町民税担当） （資産税担当）（収納担当）

施策名	612 多様な主体によるまちづくりの推進
施策目標	すべての町民がお互いの価値観・多様性を認め合い、その能力が發揮できる社会が実現している。
施策目標を支える組織	町民窓口課 総合窓口担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	マイナンバー制度が推進され、情報連携が急速に進められています。 また、迅速かつ的確な対応が求められています。
業務目標	個人情報を適切に管理し、安心感のある窓口サービスを提供します。 また、迅速かつ的確で満足度の高い窓口サービスを提供します。

施策名	621 自律的な行財政運営
施策目標	生産年齢人口が住む場所、働く場所、活動する場所などとして寒川町を選択している。 町外の人がふるさと納税する場として寒川町を選択している。
施策目標を支える組織	財政課 財政担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	少子高齢化の進行や公共施設の更新などにより、今後の財政需要はさらに増大することが見込まれる一方、年少人口が減少することで、町の歳入予算の大半をしめる町税収入は減少していくことが見込まれます。
業務目標	町の将来人口推計を踏まえた長期財政推計を定期的に見直すなど、将来の財政需要を見通すことで、健全で持続可能な財政運営に努めます。
施策目標を支える組織	財政課 契約検査担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	つながる力の促進を目指して諸施策を推進していくことに伴い、今後民間による事業実施（委託・発注等）の増加が見込まれます。
業務目標	官民の適正な関係性の中で健全なまちづくりを推進するため、公平・公正かつ的確な契約・検査を行う体制を構築します。

施策名	622 まちづくりを支える組織と基盤づくり
施策目標	町職員の持つ能力を最大限発揮し、魅力的なまちづくりに貢献している。
施策目標を支える組織	総務課 庁舎管理担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の老朽化に伴う維持管理経費の負担が増大しています。 ・第3次寒川町環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画（行政編）に基づき、気候変動への適応と 2050 年までのゼロカーボンシティの実現にむけた取り組みを進めている中で、公用車の「EV シフト」が進んでいない状況にあります。
業務目標	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な保全及び劣化等の不具合が認められた時点で修繕を行い、現庁舎において、安全で快適な利用環境を実現し、職員の執務環境及び住民が必要とする行政サービスの維持・向上を図っていきます。 ・公用車の適正な更新と維持管理を行うとともに、EV 車を積極的に導入し、「EV シフト」を推進していきます。
施策目標を支える組織	総務課 行政管理担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	町が行う事務は文書によって処理されることが原則であり、文書は町民の財産であることを認識しその取り扱いを適切に行うとともに、法令等に基づいて職務を行うにあたり法制執務などのスキルの向上が求められています。
業務目標	例規システムや法制執務の研修、文書の取扱状況の確認など、職員一人ひとりが文書や法制執務に関する知識及び能力を習得し、それらを最大限活用できるよう支援します。
施策目標を支える組織	総務課 寒川文書館
町を取り巻く状況 (現状、課題)	郷土の歴史的、文化的価値を有する公文書、地域資料、刊行物その他の記録を収集、保存し、広く利用に供することが求められています。
業務目標	郷土の歴史的、文化的価値を有する町の記録資料を収集・整理し、情報を適切に管理します。その情報を組織内で共有することで、業務の効率化を図ります。

施策目標を支える組織	税務収納課 町民税担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	近年の複雑な税制改正に対して、適切な情報収集や制度対応への体制を整える必要があります。また、町税による財源の確保には、納税義務者の行政に対する信頼が不可欠であるため、町民の信頼を失うことのないよう、公平かつ適正な賦課が求められています。
	公平かつ適正な税負担の観点の下、税制改正等にも対応したプロセスを実施し、業務の効率化を図るとともに、納税義務者と課税客体に対する適正な賦課に取り組み、健全な財政運営に必要な町税収入の確保を図っていきます。
施策目標を支える組織	税務収納課 資産税担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	固定資産の正確・客観的な評価を実施し、納税義務者の信頼を失うことのないよう、公平かつ適正な賦課が求められています。
	固定資産の正確・客観的な評価を実施するため、担当内での固定資産評価基準の解釈のさらなる共通認識を図る事によって課税客体に対する公平かつ適正な賦課に取り組み、健全な財政運営に必要な町税収入の確保を図っていきます。
施策目標を支える組織	税務収納課 収納担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	税の徴収にあたっては、町民の信頼を失わないように、公平かつ適正な徴収が求められています。
	公平かつ適正な税負担の観点から、積極的な滞納整理を通じて収納率の向上を目指し、健全な財政運営に必要な町税収入の確保を図っていきます。

第1章から第6章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織 課等名（担当名）
全施策推進を支える組織		会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	

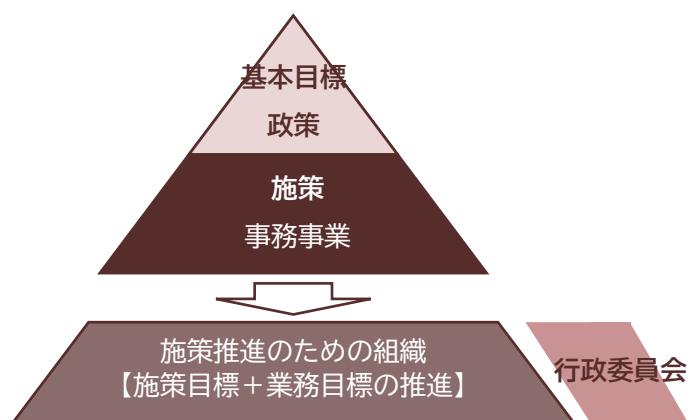
施策名	第1章から第6章の施策
施策目標を支える組織	会計課
町を取り巻く状況 (現状、課題)	公金の適正かつ円滑な管理と運用は、町民から信頼される行財政運営に必要不可欠となっています。
業務目標	迅速で正確な財務伝票の審査と出納事務を執行します。
施策目標を支える組織	議会事務局
町を取り巻く状況 (現状、課題)	議会に対する町民の関心が低いため、より身近に感じられるよう、積極的な情報公開が求められています。
業務目標	議会・議員活動が円滑に行えるよう、議決事件をはじめ町の重要事項に関し、適切な審議・調査・提言等が行えるよう支援し、議会情報を正確かつ迅速に情報公開します。
施策目標を支える組織	選挙管理委員会事務局
町を取り巻く状況 (現状、課題)	選挙は、民主主義の根幹を支える基礎として、その公平さ及び公正さを常に求められています。
業務目標	公職選挙法その他の法令に基づき、公平かつ公正に選挙を執行します。
施策目標を支える組織	監査委員事務局
町を取り巻く状況 (現状、課題)	健全な行財政運営を目指すために、行財政執行の適正性、効率性、妥当性の維持及び確保が求められています。
業務目標	監査基準に基づき、内部統制に依拠した監査等を実施します。

分野横断的な重要施策を推進する組織の業務目標

体系（基本目標—政策—施策）	所管部等名	分野横断的な重要施策を推進する組織 (担当名)
分野横断的な重要施策を推進する組織	町長室	(秘書担当) (特命担当)

施策名	分野横断的な重要施策を推進する組織
施策目標を支える組織	秘書担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	今後、社会経済環境に大きな変化が見込まれることから、これに対応し克服するための的確な政策展開が求められています。
業務目標	町長及び副町長による戦略的な政策判断と、組織のリーダーとしてのトップマネジメントが円滑に機能するよう、町長・副町長の執務環境を整備、補佐し、行政に対する信頼を確保します。
施策目標を支える組織	特命担当
町を取り巻く状況 (現状、課題)	これまでの組織マネジメントを再編し、組織内で取り組むべきミッションを分野横断的に取り組んでいく必要性があることに加え、これを着実かつ迅速に対応していくことが求められています。
業務目標	町長自らのトップマネジメントにより、重要施策に対し分野横断的なチームを編成することで意思決定や取り組みの迅速性を確保します。

ここに定めた、それぞれの部課・担当等の業務目標の推進と、各施策の推進体制（施策責任者を中心とした各組織の取り組み）により、本総合計画の目標である「つながる力で 新化するまち」の実現、住民福祉の増進に向けて、それぞれの役割を明確化することで、組織一丸となった施策の推進を図ります。



VII 寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）

1 策定について

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現を図るため、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）を新たに策定しました。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標の方向性は変更せず、地方のデジタル実装を下支えすることを目的にデジタル実装の基礎条件の整備を位置付け、地域の個性を生かしながらデジタルの力により地方創生の取り組みを加速化・深化させていくこととしています。

県においては、令和6年3月に「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。基本目標は前戦略の基本目標を継承し、新たに地域ビジョンの設定とデジタルを活用した取り組みや指標を位置付けて、地方創生を推進することを定めています。

寒川町では、少子高齢化に対応し、地域の持続可能性を有した魅力ある町であり続けるため、将来の人口のあり方を明らかにし、取り組むべき方向性を示す「寒川町人口ビジョン」に基づき「寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月から2期にわたって策定し、4つの基本目標に沿って具体な取り組みを進めてきました。

寒川町の人口は、現状の出生率及び人口移動率を前提とした場合、2065年には35,661人にまで減少し、高齢化率も37.7%まで高まり、人口減少と高齢化の進行が見込まれます。

人口減少と高齢化の進行は、経済規模の縮小や社会保障関係経費の増加など、地域の持続可能性を脅かすおそれがあるため、「寒川町人口ビジョン（令和6年12月改定）」において、労働力の確保や社会保障関係費の抑制の観点から「2065年に人口44,374人、高齢化率32.0%」を人口の将来展望として掲げました。

この目標を達成するため、減少傾向にある合計特殊出生率1.28（2018年～2022年平均）を維持するとともに、目指すべき将来の方向として、「雇用機会の確保と産業の創出」、「若い世代の子育て環境の整備」、「まちの魅力と認知度の向上」の3つを掲げ、若い世代の流入促進や転出抑制に向けた施策を展開します。

「寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）」は、寒川町人口ビジョンにおける将来展望を実現するため、今後予想される人口減少への具体的な処方箋として、令和10年度（2028年度）までの取組目標や施策の方向性、施策内容を明らかにしたものです。

計画の策定にあたっては、国県の総合戦略を勘案した上で、地域ビジョンを設定し、第2期計画（令和3年度～令和6年度）の効果検証、国・県の動向、ならびに、外部要因及び内部要因等を踏まえ、その中で明らかになった課題への対応やまちの魅力の向上に資する施策を中心に、選択と集中を図り計画を再構成しました。

この「寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）」に基づき、町だけではなく、町民・企業・団体等の皆様との連携のもと、地方創生の取り組みを推進します。

(1) 第2期の振り返り

第2期計画期間における人口動態は、人口ビジョン（令和3年3月改訂）に定める目標人口を超えて推移しており、また、本計画の数値目標及びKPIは一部未達成ではあるものの、概ね良好に進捗しており、全体の取り組みとしては順調に推移しているといえます。未達成の取り組みとして、特に基本目標3における合計特殊出生率や年少人口については、子育て施策への投資は多く行ってきたものの、目標を達成できていない状況です。また、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行し、全国的に東京都への人流が戻る傾向がみられ、直近の実績においても、20代前半の転出は依然として多く、特に、女性における転出超過も課題となっています。

このほか、数値目標及びKPIの達成状況から順調に推移している各基本目標においても、解決できていない課題があり次の段階への進展が求められている施策もあるものの、地方創生への寄与度等を踏まえた優先度が低い施策もあります。外部要因及び内部要因等を踏まえ、施策の構成及び目標の見直しを行う必要があります。

	推計人口	目標人口	人口実績
年少人口	5,967人	5,994人	6,081人
	0～4歳	1,746人	1,758人
	5～9歳	2,029人	2,039人
	10～14歳	2,192人	2,197人
生産年齢人口	28,384人	28,454人	29,440人
老人人口 (高齢化率)	13,532人 (28.3%)	13,532人 (28.2%)	13,540人 (27.6%)

（令和6年4月1日時点）

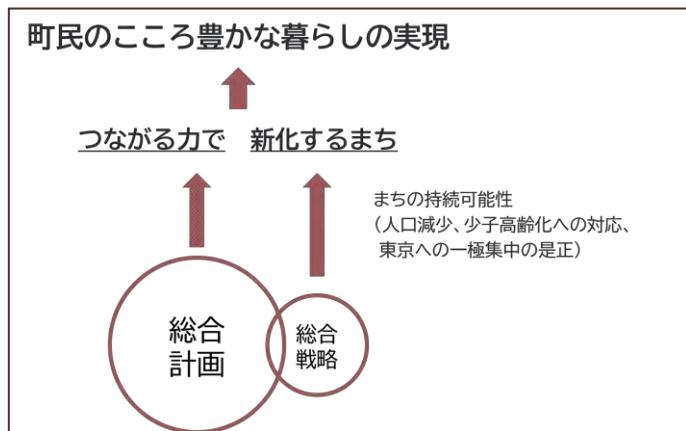
(2) 総合計画との関係

「寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、少子高齢化・人口減少への対応を目的とし、「雇用機会の確保と産業の創出」、「若い世代の子育て環境の整備」、「まちの魅力と認知度の向上」の視点から、課題解決に必要な取り組みを体系化し、取り組みを進めてきました。

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）及び寒川町総合計画2040第1次実施計画では、総合戦略を総合計画推進のための最重要課題である少子高齢化・人口減少に特化してアプローチする取り組み（総合計画推進のメインエンジン）として位置付け、これを効果的・効率的に推進するため、これまで別々に策定していた計画を一体化しました。また、本戦略の「2 地域ビジョンについて」で記載のとおり、寒川町総合計画2040と本戦略のまち将来像は同一のものとしています。

寒川町総合計画 2040 は、「社会保障の 2040 年問題」や少子高齢化・人口減少といった町の持続可能性に関する課題を背景とし、その課題への対応をすることで町民の「こころ豊かな暮らし」を実現するための取り組みを示し、本戦略においては持続可能性に関する課題の解決に、より焦点をあてていることから、寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画との策定プロセスは異なり、同一な取り組み、目標設定に限りません。しかしながら、両計画（戦略）を進めることで、将来にわたって町民の「こころ豊かな暮らし」が実現できることから、引き続き、実施計画に内包することとします。

持続可能性を確保するための人口戦略として、どのような施策に投資すれば効果的であり、その施策におけるターゲットや提供する価値を見定め、選択と集中を図った取り組みを推進していきます。



(3) 計画期間

第 3 期寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画の計画期間と同様に、令和 7 年度（2025 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 4 年間を計画期間とします。

(4) 計画期間における目標人口

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 3 期）では、令和 7 年度から令和 10 年度までの取り組みをとおして、令和 11 年度当初において、人口 48,578 人、高齢化率 28.1% を達成することを目標として設定します。

【目標人口と各人口の構成】

	総人口	年少人口	生産年齢人口	老人人口	高齢化率
【現状値】 R5 年（2023 年）	49,029 人	6,136 人	29,430 人	13,463 人	27.5%
【推計人口】 R11 年（2029 年）	48,414 人	5,536 人	29,222 人	13,655 人	28.2%
【目標人口】 R11 年（2029 年）	48,578 人	5,636 人	29,287 人	13,655 人	28.1%

※各年度 4 月 1 日時点の人口数

2 地域ビジョンについて

地方それが抱える社会課題の解決を図るために、自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、総合戦略を策定することが肝要です。

各地方における人口減少や少子高齢化といった社会課題の解決はいまだ達成できておりません。また、新型コロナウイルス感染症が拡大したことに伴い、地方経済を支える産業への打撃や地域コミュニティの弱体化など、地方の経済・社会は大きな影響を受けました。また、高齢化等の地方が抱えていた構造的な問題とあいまって、地方は疲弊しきっています。

このような背景を受け、国においては、これまでの総合戦略を抜本的に見直し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、これまでの地方創生の成果を最大限に活用しつつ、国や地方の取り組みを大きくバージョンアップさせ、地方の社会課題を解決し、魅力を向上させることを通じて、地方の活性化を図ることが求められています。

寒川町総合計画 2040 基本構想では、まちの将来像を「つながる力で 新化するまち」としています。この将来像は、町の特徴や町民性の背景を基に、つながりにより地域課題を解決し、まちの活力を生み出し（地方創生）、さまざまな社会経済環境の中にあっても、新しく生み出しながら、進んでいくことを表現しています。

このように、地方創生の考え方と基本構想で掲げるまちの将来像が共通していること、また、寒川町総合計画 2040 との整合性も勘案し、第 3 期寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の地域ビジョンも「つながる力で 新化するまち」とします。

3 寒川町のブランド推進による地方創生

ブランドスローガン『「高座」のこころ。』は、私たちのまち寒川が、いにしえから受け継いできた「高い志」、「品格」、「穏やかさ」、「優しさ」、「あたたかさ」といった町の特徴や町民性を唯一無二の価値あるものとして表したものです。

町ブランドを推進することで、町の特徴や町民性を後世に伝えながら、将来にわたって町民のこころ豊かな暮らしを実現します。

そのためには、寒川町が住む場所、働く場所、関係を持つ場所として、選ばれ続ける必要があります。しかしながら、寒川町は、個性と魅力のある自治体に囲まれています。近隣市と類似した施策やサービスを展開したとしても、寒川町が特出せずに埋もれてしまいます。また、寒川町にとって困難な目標、特性やニーズにあっていない目標を設定したとしても、効果的ではありません。

寒川町らしさである「高座」のこころ。を町民を中心とした関係者に対して示し、寒川町の特徴を理解し、それに見合った取り組み（町ブランド推進）を行っていくことが地方創生を実現するために重要です。

「寒川」らしい価値を提供し、持続可能なまちを目指します

地方創生



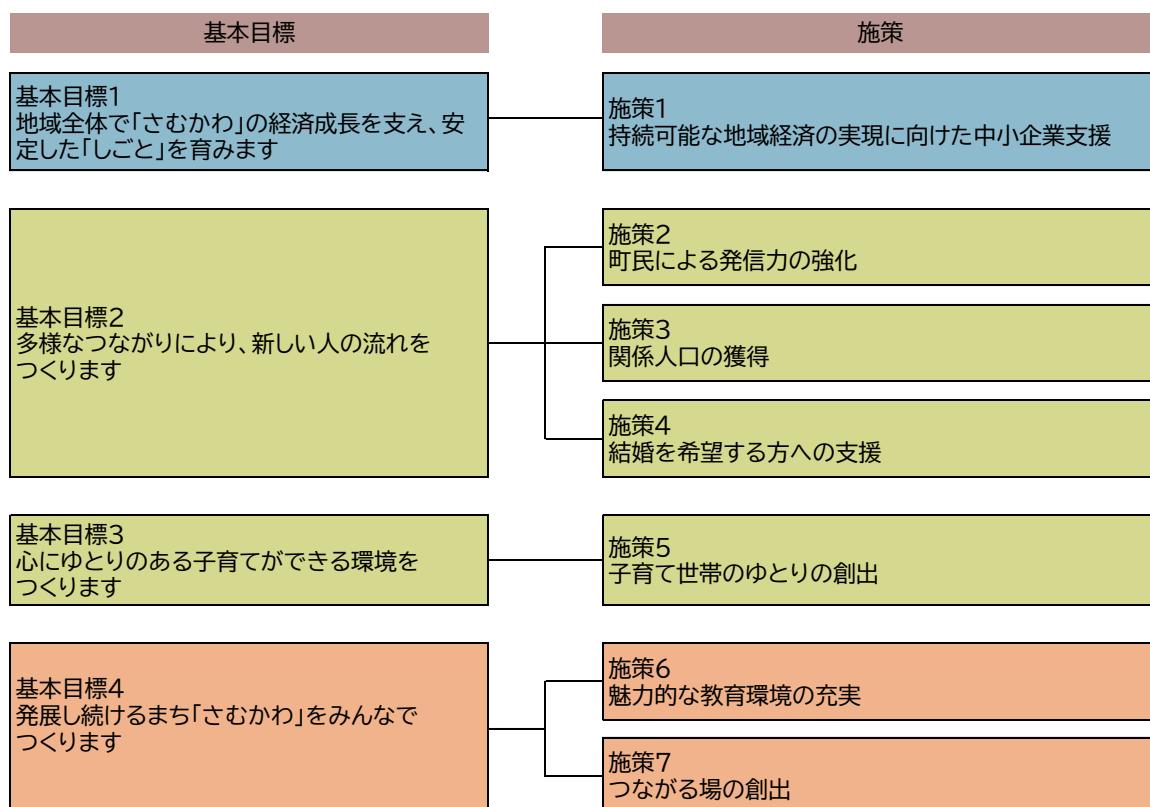
「高座」のこころ。

高座郡さむかわ

4 基本目標と目指すべき基本的方向

人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向である「雇用機会の確保と産業の創出」、「若い世代の子育て環境の整備」、「まちの魅力と認知度の向上」の3つの視点に基づいた上で、第2期計画の効果検証及び寒川町の現状分析等から明らかになった課題の解決やまちの魅力の向上に資する施策を中心に取り組みを進めます。

地域の社会課題の解決や魅力向上を図るために、「地方に仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」の4つの取り組みを進めていくことが重要であり、また、第2期計画が概ね順調に推移していることを踏まえ、基本目標等の体系については第2期計画の構成を引き継ぎ、次のとおりとします。



(1) 基本目標 1

地域全体で「さむかわ」の経済成長を支え、安定した「しごと」を育みます

数値目標	現状値(基準年度)	目標値(目標年度)
支援先企業の前年比売上高DI(ポイント)	—	20 (R10)
創業者数(件)	25 (R5)	29 (R10)
デジタル地域通貨による決済金額(円)	—	210,000,000 (R10)

① 基本目標に関連する寒川町の現状

寒川町は、生産年齢人口に占める製造品出荷額等の水準が近隣市と比べて突出して高いなど、基盤産業である製造業を中心に安定した雇用の機会を創出している一方、商業を中心とした第三次産業については、商業事業所1事業所あたりの商業年間商品販売額が近隣市よりも低い水準にあるなど、規模が小さく、地域の核となるビジネス・産業が十分に育っていないなどの課題があります。また、今後予想される生産年齢人口の減少による労働力不足とあいまって、地域の発展が妨げられるおそれがあります。

第2期計画では、こうした状況の中、エコノミックガーデニング推進事業を展開し、地域経済コンシェルジュによる創業支援や事業承継支援、販路拡大のほか、地域経済の担い手となる若手経営者や事業後継者、さらには従業員といった人材の育成などを行い、地域経済団体、金融機関等と行政が一体となって支援を進めてきました。その結果、町内企業等の従業員数や創業者数は増加傾向にあるといえます。

地方創生において、メインターゲットとなる若者は仕事をきっかけとした転入が多く、雇用力を維持していくことが肝要であり、多様なニーズに対応できる新たな産業の誘致を進める必要があること、また、地域経済循環による環境分析においては、本社機能や川上産業と親和性のある企業の誘致が求められることから、大企業等の立地促進をすることも必要ですが、土地活用の観点から短期間で成果を上げる取り組みを当計画に掲載することは困難です。

大企業等の誘致も視野に入れながら、第3期計画においては、寒川町の強みとなっている中小企業への伴走型の支援体制を継続します。こうした支援体制をベースに取り組みをさらに浸透させ、特に、課題となる商業分野への支援を浸透させ、工業及び商業の両分野において、中小企業が地域経済の中心的役割を果たす存在として持続的に発展できる地域経済の循環が必要です。

② 目指すべき基本的方向（施策）

《施策1 持続可能な地域経済の実現に向けた中小企業支援》

地域経済の活性化に向け、寒川町に立地する企業の経営課題に対する支援体制を充実させ、新たなビジネス機会の創出や創業者の機運を醸成することで、多様な人材の流入を目指します。また、デジタル地域通貨の活用により地域内の消費活動の促進につなげるとともに、安定した顧客を確保することで地域独自の魅力の強化を図ります。

工業、商業の両分野において、中小企業が地域経済の中心的役割を果たす存在として持続的に発展できるよう多様なつながりを持ち、地域全体の経済成長を支えます。

ターゲット(Who)	中小企業及び創業希望者	取り組み(How)	・専門家の企業訪問による経営課題への支援 ・創業支援等事業計画に基づく創業相談及び創業セミナー ・補助金等支援メニューの充実 ・支援機関(経済団体、金融機関等)との連携強化 ・デジタル地域通貨の普及・価値創造			
提供価値(What)	持続的に企業活動が展開できる環境					
KPI	基準値	R7	R8	R9	R10	
経営課題への支援企業数(件)	30 (R5)	30	30	30	30	
支援メニュー利用数(件)	127 (R元)	130	135	140	145	
創業支援等事業計画に基づく支援数(件)	64 (R5)	66	68	70	72	
地域通貨加盟店数(店)	-	200	300	310	320	

(2) 基本目標2

多様なつながりにより、新しい人の流れをつくります

数値目標	現状値(基準年度)	目標値(目標年度)
町の情報発信の取り組みに実際に協力してくれた住民等の人数(人)	35 (R5)	100 (R10)
町民の「高座」のこころの取り組みの認知度(%)	28 (R5)	34 (R10)
ふるさと納税寄附人数(人)	1,843 (R5)	1,569 (R10)
ふるさと納税による寄附受入額(千円)	58,181 (R5)	50,000 (R10)
スポーツ施設利用者数(人)	304,048 (R5)	330,000 (R10)
結婚新生活支援制度等をきっかけに寒川町での居住を決めた世帯数	—	25(R10)
町内で開催された婚活イベントの参加者数(人)	60(R5)	60(R10)

①基本目標に関連する寒川町の現状

寒川町の人口動態の傾向として、社会増による人口増が続いているが、その要因は、製造業を基盤とした雇用力による仕事をきっかけとした若者と住宅購入をきっかけとしたファミリー層が多く、また、近隣市からの転入割合が高いことが特徴です。

また、昼間人口が人口総数とほぼ同水準であることから、他市町村からの通勤流入者の割合が高いことも特徴としてあげられます。

観光による人の流れについては、コロナ禍により落ち込みましたが、令和5年度にはコロナ禍前の基準に戻りました。

第2期計画では、まちの魅力となる地域資源の発見、創出、維持、そして、その発信を行い、また、まちの魅力となるブランド展開と町民とのブランドコミュニケーションを進め、移住・定住を促進してきました。第2期計画期間は、コロナの影響等もあり都心への集中が弱まり寒川町においても人口は増加傾向にありました。コロナの収束に伴い、都心への人口集中が戻りつつあるため、寒川町の人口動態も注視する必要があります。

第3期計画期間では、観光による交流人口ではなく、より定住人口に踏み込んだ関係人口の獲得を目指した施策の展開や、ブランド（寒川町らしさ）に共感してくれる方のさらなる獲得、また、そのような方たちとのまちの魅力の発信が必要です。

また、地方創生のメインターゲットとなる若者のライフイベントを捉え、町のブランドとの親和性が高く、かつ、マーケティングに基づいた効果的な施策の検討も必要です。

②目指すべき基本的方向（施策）

《施策2 町民による発信力の強化》

多くの年代において転入超過傾向が続いている中で、20代前半における転出超過が課題となっています。20代前半の転出の理由としては仕事によるものが多く、その理由を上回る施策やハード面の整備の展開を目指すだけではなく、「高座」のこころ。に基づく寒川らしさによる差別化戦略も重要です。

こうした中で、転入の促進だけではなく、転出数年後に居住地を決める際のきっかけや転出抑制に向けた取り組みとして、シビックプライドの醸成を図り、特に、UGC（ユーザー生成コンテンツ：ユーザー（住民）によって制作・発信されるコンテンツ）の発信を促進し、意識なく寒川町に居住している方へ、他者からの評価により自分の住んでいる寒川町の良さを認識する機会を創出し、地域への誇りや愛着の形成を図ります。

ターゲット(Who)	なんとなく寒川町に住んでいる(住んでいた人)	取組(How)	町のブランディングに賛同する住民等の応援体制の強化及びプロモーションの展開 ・移住センター等を活用した移住相談(新) ・SNSでの町の魅力発信協力者の獲得(新) ・口ヶの積極的な誘致		
提供価値(What)	自己(町)の価値を認識する機会		など		
KPI	基準値	R7	R8	R9	R10
SNS魅力発信協力者数(人)	—	2	4	7	10
移住センター数(人)	10 (R5)	14	16	18	20
「高座」のこころ。実行委員会会員数(人)	31 (R5)	35	35	35	35
口ヶ地登録数(件)	28 (R5)	35	40	45	50

《施策3 関係人口の獲得》

地方創生においては、移住による定住人口でもなく、観光による交流人口でもない、地域と多様に関わる関係人口と呼ばれる地域外の人材が、地域づくりの担い手となることが期待されます。その中でも相関関係の高いスポーツに関する関係人口と非訪問型の関係人口であるふるさと納税の推進を重点的に取り組みます。

ふるさと納税については、近年、納税額の流出増が課題となっており、魅力的な返礼品の充実により、全国の方からの寄附を通じた町の関係人口の増加を目指します。

スポーツについては、仲間とのつながりを通して認め合える機会を提供し、運動やスポーツの継続を促し、町への関係を強めることを進めます。

寒川町での体験を通して、寒川町らしさ（「高座」のこころ。）を感じてもらい、移住・定住、または、まちづくりへの参加、参画につながる関係人口の創出につなげます。

ターゲット(Who)	ふるさと納税を通じて寒川町を応援したい人	取り組み(How)	・ふるさと納税サイトの拡充 ・返礼品の充実 ・PRの強化 ・地域通貨との連携 など			
提供価値(What)	寒川町ならではの体験、魅力的な返礼品		・ふるさと納税返礼品(品)			
KPI		基準値	R7	R8	R9	R10
ふるさと納税返礼品(品)		326 (R5)	330	335	340	345

ターゲット(Who)	スポーツを続けられなかった人	取り組み(How)	・町外住民と寒川町民の交流の機会 ・イベント情報の町外への周知 ・民間スポーツ施設との連携(講師や場所の提供) など			
提供価値(What)	認め合える機会		・スポーツ事業への参加者数（人）			
KPI		基準値	R7	R8	R9	R10
スポーツ事業への参加者数（人）		19,578 (R5)	20,082	20,469	20,856	21,123

《施策4 結婚を希望する方への支援》

日本では、婚姻数の減少が少子化の大きな要因の1つとなっていることから、少子化の解消には、婚姻数の増加を図る取り組みも必要です。

次期において結婚から出産につなげることを見据えて、今期においては、未婚の理由として多く挙げられている「出会いの機会」や「結婚資金」がないといったことへの支援に取り組み、関係人口の創出、転入促進、転出抑制等といったヒトの流れをとらえる施策を展開します。

ターゲット(Who)	結婚をしたくても機会を逃している人	取り組み(How)	・出会いの場の創出 ・新婚生活への支援 など			
提供価値(What)	出会いの場 新婚生活支援		・新婚生活支援補助件数 町内での婚活イベントへの支援件数			
KPI		基準値	R7	R8	R9	R10
新婚生活支援補助件数		—	150	150	150	150
町内での婚活イベントへの支援件数		1 (R5)	1	1	1	1

(3) 基本目標3

心にゆとりのある子育てができる環境をつくります

数値目標	現状値(基準年度)	目標値(目標年度)
寒川町で子育てをしたいと思う保護者の割合(%)	95.5 (R3-R5平均)	95.5 (R10)
待機児童数【保育園】(人)	2 (R6)	0 (R10)
待機児童数【児童クラブ】(人)	8 (R5)	0 (R10)

①基本目標に関連する寒川町の現状

寒川町の合計特殊出生率は1.26（令和3年）と全国平均とほぼ同水準です。また、神奈川県内で比較すると、県平均を上回り、近隣市と比較すると中位に位置しています。なお、直近5年間（令和元年度～令和5年度）の出生数の減少率は約16%となっています。

第2期計画では、子育て世代の経済的負担感・不安感を軽減するための環境づくりや保育園、児童クラブにおける確保提供量の向上、また、教育においては、これから社会を生き抜いていくための力を身に着けられるように、英語やICTの活用技術、主体的に考えられる力の習得など、これから必要とされる教育環境の充実を図ってきました。

子育て環境の充実については、第1期計画期間より湘南地域で最も子育てしやすいまちを目指し、事業展開を図ってきましたが出生率の達成には至っていないこと、また、異次元の少子化対策として、国から自治体へさまざまな新規事業への取り組みが求められ、限られた財源の中でさらなる投資が想定されます。

また、直近の人口動態の傾向として、住宅購入をきっかけとしたファミリー層の転入超過の傾向が見られること、また、住民満足度アンケートの結果より、子育てに関する施策は全体の満足度への寄与度が高い結果となっています。

これらのことから、第3期計画においては、多様化・複雑化するニーズを的確に把握し、先を見据えた選択と集中を図った事業展開、対策が必要です。

②目指すべき基本的方向（施策）

《施策5 子育て世帯のゆとりの創出》

子育て世帯においては共働き世帯が増加傾向にあり、子育てと仕事の両立を希望する女性の割合も増えています。日々の生活が忙しくゆとりの少ない子育て世帯に対し、子どもを預けられる環境や子育てにおける負担や悩みを解消する支援を実施し、家族の時間も自分の時間も大切にしたいというニーズを叶えます。

これまで整えてきた子育て支援体制や経済的支援などの当たり前品質は維持しつつ、毎日の生活に寄り添ったサポートに重点を置き湘南地域で最も子育てしやすいまちを目指します。

ターゲット(Who)	個人の時間も大切にしたいと考えている保護者	取組(How)	・母子手帳アプリの機能整理及び活用促進 ・予診票や問診票のDX化 ・子育て支援センター事業 ・産後ケア事業 など			
提供価値(What)	ゆとりのある自分らしい生活		KPI	基準値	R7	R8
子育て支援センター利用者の満足度(%)		94 (R5)	94	94	94	94
母子手帳アプリの登録者数(人)	586 (R5)	700	984	1,260	1,524	

ターゲット(Who)	仕事も子育ても頑張る世帯	取組(How)	・保育士の確保に向けた取り組み ・保育園の情報発信の取り組み ・確保提供量の拡充に向けた取り組み など			
提供価値(What)	社会貢献(就労)による自己肯定感の向上		KPI	基準値	R7	R8
定員まで入所していない保育園数(施設)		2 (R5)	0	0	0	0
保育の確保提供量(人)	783 (R5)	811	811	811	811	
児童クラブの確保提供量(人)	292 (R5)	350	350	350	375	

(4) 基本目標4

発展し続けるまち「さむかわ」をみんなでつくります

数値目標	現状値(基準年度)	目標値(目標年度)
英語の勉強が好きな子どもの割合(%)	68 (R5)	70 (R10)
課題解決に向けて自ら考え、行動する子どもの割合(%)	82 (R5)	80 (R10)
協働事業提案制度 提案件数(件)	1 (R5)	3 (R10)
団体交流事業による団体マッチング件数(件)	—	2 (R10)

①基本目標に関連する寒川町の現状

寒川町が魅力あるまちであり続けるためには、安定した「しごと」による雇用力の創出や町の良い認知度の向上により、ひとの流れを生み出し、また、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを進め、まちに集まるひとにより寒川町らしい魅力あるまちづくりが創出され、その魅力がひとを呼ぶという循環の構築が必要です。

第2期計画では、若い世代の転出抑制、転入促進など人口確保、町の持続性の向上を目的として、防犯対策の充実、生活環境の充実（公共交通）、若い世代の参加・参画の促進を進めてきました。

第3期計画においては、町民からも評価が高くまちの魅力を創出しているグローバル教育事業と、地域ビジョン「つながる力で新化するまち」を体現する協働の促進に絞り、選択と集中を図った事業を取り組みます。

進行管理をしていく中で、社会経済環境の変化を捉え、まちの発展に寄与すると判断した事業は、追加・見直しの要否を検証します。

②目指すべき基本的方向（施策）

《施策6 魅力的な教育環境の充実》

町に住む子どもたちがこれから社会を生き抜いていくための「生きる力」を身につけられるよう、これから社会において必要となる英語によるコミュニケーション能力やICTの活用技術、主体的に考えられる力の習得など、これから必要とされる魅力的な教育環境や教育内容の充実を図ります。

ターゲット(Who)	児童・生徒	取り組み(How)	・FLTの全校配置 ・スキルアップに関する取り組み ・ICTの専門知識を有した人材による高度なサポート体制を充実 など			
提供価値(What)	これからの社会を生き抜いていくための力					
	KPI	基準値	R7	R8	R9	R10
	FLTの先生との授業で外国語を楽しく学んだ子どもの割合(%)	91 (R5)	90	90	90	90
	生徒の英語検定等の資格試験の受検率(%)	8 (R5)	12	16	20	24
	ICT機器を使うのは勉強の後に立つと思う子どもの割合(%)	94 (R5)	90	90	90	90

《施策7 つながる場の創出》

地方の魅力を高める上で、温かみのある良質な地域コミュニティづくりも重要な要素ですが、人口減少や高齢化等により地域の担い手の不足し、コミュニティの活力が失われてしまっています。

地域の資源や人材が限られている中で、多様な組織や主体が効果的に連携し、それぞれの考え方や取り組みを認め合い、支え合える機会を創出することで、チャレンジできる環境づくりを行います。

ターゲット(Who)	資源(ヒト、モノ、カネ、場所等)に限りがあり、活動の縮小や断念を考えている団体	取り組み(How)	・団体交流事業 ・協働事業提案制度 など		
提供価値(What)	それぞれの考え方や取り組みを認め合い、支え合える機会				
KPI	基準値	R7	R8	R9	R10
協働事業相談件数(件)	2 (R5)	3	3	4	4

5 地方創生におけるデジタル活用の方向性

国は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させ、地方の社会課題解決を進めていくこととしています。

また、寒川町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進基本方針では、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化～」を目指す姿に掲げ、町が抱える課題の解決や将来にわたる発展に向けてくらしのデジタル化と行政内部のデジタル化に取り組んでいくこととしています。

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）においても、くらしのデジタル化と行政内部のデジタル化を次の通り整理します。

また、147ページに記載の進行管理において、デジタルの力によって地方創生の取り組みを加速化・深化させることを目的に、関係各課で連携して検討し、デジタルの利活用を推進してまいります。

01 くらしのデジタル化

本戦略に記載する施策の達成のために、デジタル技術の進展を捉えながら、デジタル技術の利活用を検討していきます。

02 行政内部のデジタル化

くらしのデジタル化を支えるため、進展する新たなデジタル技術を積極的に利活用して行政内部の業務全般の効率化を図るとともに、町の業務を支えるICT環境や多様なデータ利活用を支える環境の整備を推進し、町民サービスの向上につなげる「行政内部のデジタル化」に取り組みます。

寒川町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進基本方針では、バックヤード改革、大量入力業務の自動化、生成AIの活用による職員の事務効率化などを取組事項として掲げており、このような取り組みが、地方創生も含む町全体の業務を支えています。



6 総合戦略事業と第2次実施計画事業等の関係性一覧

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）と寒川町総合計画2040第2次実施計画におけるまちの将来像（総合戦略においては、地域ビジョン）は共通しているその性質から、策定プロセスにおいて、同じ取り組みとなるものがあります。

次の表には、第2次実施計画における事務事業のうち、総合戦略に記載の施策と同じ取り組みのもの、また、関連のあるものを記載しております。

総合戦略における施策及び第2次実施計画における事務事業との関係性の構成については、KPIの達成状況等、年度ごとの効果検証により適宜見直しを行い、その時点で最適な手段（事務事業）を構成しながら取り組みを推進することとします。

【総合戦略事業の体系（令和7年度当初時点）】

基本目標	施策	第2次実施計画における事業
基本目標1 地域全体で「さむかわ」の経済成長を支え、安定した「しごと」を育みます	施策1 持続可能な地域経済の実現に向けた中小企業支援	商業振興事業 企業支援事業（エコノミックガーデニング） 【関連事業】企業等立地促進事業
基本目標2 多様なつながりにより、新しい人の流れをつくります	施策2 町民による発信力の強化 施策3 関係人口の獲得 施策4 結婚を希望する方への支援	広報プロモーション活動事業 マーケティング推進事業 ふるさと納税推進事業 スポーツ活動応援事業 スポーツ施設活性化事業 【関連事業】少子化対策推進事業
基本目標3 心にゆとりのある子育てができる環境をつくります	施策5 子育て世帯のゆとりの創出	子育て支援事業 保育環境充実事業 児童クラブ運営事業 【関連事業】母子保健事業、妊産婦支援事業 小児医療費助成事業、不育症治療費助成事業 地域子育て環境づくり支援事業
基本目標4 発展し続けるまち「さむかわ」をみんなでつくります	施策6 魅力的な教育環境の充実 施策7 つながる場の創出	グローバル教育推進事業 協働推進事業 【関連事業】自治会活動支援事業

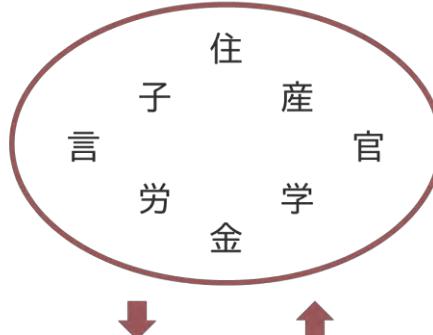
※関連事業：第2次実施計画の搭載の有無に限らず、本総合戦略推進に関係性のあるものを関連事業として位置付けています。

7 進行管理体制

(1) 推進体制

まち・ひと・しごと創生総合戦略を効果的かつ効率的に推進していくためには、住民、関係団体、民間事業者等の参画、協力が重要であることから、住民、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、子どもの保護者等（住産官学金労言子）で構成する、寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会で、計画の進行管理を行います。さらに、府内組織として、寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等委員会で全庁的な体制で取り組みを進めます。

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会



寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等委員会

委員長:町長、副委員長:副町長、構成員:各部等の長

(2) 進行管理と見直し

総合戦略においては、計画期間中の取り組みに対する各政策分野の基本目標に係る数値目標と、それぞれの具体的な施策については重要業績評価指標（KPI）を設定し、検証・改善を図る仕組みとしてP D C A サイクルを確立します。

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会等における取組状況の評価の結果により、また、国・県の動向や支援体制、社会情勢の変化による影響があるなど、必要に応じて年度毎に施策や事業の追加、見直し、または、総合戦略の改訂の要否を検証します。

なお、各年度における取り組みとKPIの計測等の効果検証は、48ページの第2次実施計画における進行管理とは別に実施します。

VIII 寒川町におけるSDGsの推進

1 寒川町総合計画2040とSDGsの関連性について

SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、令和12(2030)年を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されます。

人口減少・少子高齢化等、社会経済環境が変化する中で、町のまちづくりにおいても「持続可能性」は重要なテーマとなります。

寒川町総合計画2040ではまちの将来像として「つながる力で 新化するまち」を掲げ、つながる力によって、今後見込まれるさまざまな社会経済環境の変化にあっても、それぞれの時代に合わせて最適化を図ることで、心豊かな暮らしを実現するためにさまざまな施策を推進していきます。この考え方は、SDGsの理念に類似していることから、本実施計画を実施することはSDGsを達成することに大きく寄与するものと考えます。

そのため、本実施計画では、民間団体や町民等と連携してSDGsの推進に取り組む手段の一つとして、SDGsの17の目標のうち各施策に特に関連する目標を示しています。

また、第2次実施計画に、SDGsの目指す17のゴールを関連付けることで、総合計画、SDGsを一体的に推進していきたいと考えています。

2 SDGs達成に向けた取り組み

SDGsで掲げる17の目標を達成させるためには、「経済・社会・環境」分野の総合的な取り組みが必要であり、国をはじめ、地方自治体や企業などにおいても取り組みを進めています。

右図では、SDGsの概念をわかりやすく表しています。木の枝には、環境、社会、経済の三層を示す葉が繁り、木を支える幹は、ガバナンスを示しています。木の根に最も近い枝葉の層は環境であり、環境がすべての根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していることを示しています。

また、木が健全に生育するためには、木の幹が枝葉をしっかりと支えるとともに、水や養分を隅々まで行き渡らせる必要があります。

木の幹に例えられているガバナンスは、SDGsが目指す環境、経済、社会の三側面の統合的向上を達成する手段として不可欠なものとなっています。



【SDGs（17の目標）と自治体行政の関係】

SDGsの17のゴールが自治体行政とどのような関係にあり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るかについて、検討され、次のとおり示されています。



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。



2 貧困をゼロに

飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。



3 すべての人に健康と福祉を

すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。



4 質の高い教育をみんなに

質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う

自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。



6 安全な水とトイレを世界中に

安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

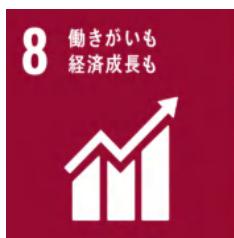


7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。



8 働きがいも 経済成長も

働きがいも 経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。



9 産業と技術革新の 基盤をつくろう

産業と 技術革新の 基盤を つくろう

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。



10 人や国の不平等 をなくそう

人や国の 不平等を なくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



11 住み続けられる まちづくりを

住み 続けられる まちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。



12 つくる責任 つかう責任

つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。

これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることができます。



13 気候変動に 具体的な対策を

気候変動に 具体的な 対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。



14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。



15 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摶的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摶的な制度を構築する

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

資料：「SDGs（17の目標）と自治体行政の関係」は国際的な地方自治体の連合組織である UCLG（United Cities and Local Governments）が示したもの。

3 寒川町総合計画 2040 第2次実施計画とSDGsの関係性一覧表

各事業と関連性が最も高いSDGsのターゲットを示しています。

節(政策)	項(施策) 施策名(作業部会案)	事務事業		SDGs																
		事業名	所管課	1 人	2 次	3 生産	4 質の 変化	5 社会 不平等	6 経済 成長	7 気候 変動	8 資源 循環	9 多様 性	10 持続 可能な 開発	11 平和 と 公正	12 负责任 性の 消費 と 生産	13 気候 変動 に 対応 する 行動	14 水 資源 の 保全	15 陸 域 の 保全	16 生物 多様 性 の 保全	17 生態 系 の 保全
1 子育て・子育ち・教育の推進	1 子育て支援の充実	1 子育て支援事業	子育て支援課					2												
		2 保育環境充実事業	保育幼稚園課						4											
		3 児童クラブ運営事業	保育幼稚園課						4											
	2 子どもの育ち・発達の支援	1 母子保健事業	子育て支援課			2.7.8														
		2 妊産婦支援事業	子育て支援課			1.2.7.8														
		1 グローバル教育推進事業	学校教育課				7													
	3 学校教育の推進	2 教職員の働き方改革推進事業	学校教育課					4												
2 生涯を通じた学びと自己実現の促進	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	1 スポーツ活動応援事業	スポーツ課			4														
		2 スポーツ施設活性化事業	スポーツ課											7						
	2 生涯学習の推進	1 生涯学習振興事業	生涯学習課					7												
		2 青少年健全育成事業	生涯学習課					7												
		3 公民館運営事業	生涯学習課					7.a												
		4 総合図書館運営事業	生涯学習課					7.a												
1 健康寿命の延伸	1 生涯を通じた健康づくりの充実	1 健康づくり事業	健康づくり課			3.4.5.a.b														
		2 特定健康診査事業	健康づくり課			5.8.a														
		3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢介護課、健康づくり課			5.8.a														
	2 高齢者の健康づくりの充実	1 介護予防事業	高齢介護課			5.8.a														
		3 高齢者生きがいづくり等支援事業	高齢介護課			5.8.a														
		4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢介護課、健康づくり課			5.8.a														
2 福祉の充実	1 地域福祉の充実	1 地域福祉推進事業	福祉課	2																
		1 就業・就労支援事業	福祉課											5						
	2 障がい福祉の充実	2 相談支援事業	福祉課												2					
		1 認知症サポーター養成事業(特別会計)	高齢介護課												7					
		2 在宅医療・介護連携推進事業(特別会計)	高齢介護課		5.8.a															
		3 地域包括支援センター事業(特別会計)	高齢介護課		5.8.a															
1 自然環境の保全	1 公園・緑地等の整備	1 公園等協働事業	都市計画課												7					
		1 自然共生推進事業	環境課															4		
		1 地球温暖化防止対策推進事業	環境課												3					
	2 住環境の整備	1 耐震改修促進事業	都市計画課												1					
		2 空き家対策事業	都市計画課												3					
		1 地域美化活動推進事業	環境課												6					
		1 ごみ減量化・資源化推進事業	環境課												6					
1 安全・安心の充実	1 防災対策の充実	1 自主防災活動事業	町民安全課														1.3			
		2 防災対策事業	町民安全課														1.3			
		1 消防団充実強化事業	町民安全課												1					
	2 交通安全・防犯対策の充実	1 交通安全活動事業	町民安全課		6															
		2 防犯対策推進事業	町民安全課																1	

節（政策）	項（施策） 施策名（作業部会案）	事務事業																
		事業名	所管課	1 まちづくり整備課	2 まちづくり維持補修課	3 まちづくり充実促進課	4 まちづくり政策課	5 まちづくり企画課	6 まちづくり監査課	7 まちづくり監査課	8 まちづくり監査課	9 まちづくり監査課	10 まちづくり監査課	11 まちづくり監査課	12 まちづくり監査課	13 まちづくり監査課	14 まちづくり監査課	15 まちづくり監査課
1 都市インフラの最適化	1 道路の整備	1 道路橋りょう整備事業	道路課											7				
	2 公共交通網の整備	2 道路橋りょう維持補修事業	道路課											7				
	3 下水道の整備	1 公共交通充実促進事業	都市計画課											2				
2 市街地の整備	1 市街地整備の推進	1 下水道整備事業	下水道課											5				
		1 寒川駅南口整備事業	都市整備課											7				
3 産業基盤の整備	1 商業の振興	2 田端西地区まちづくり事業	都市整備課										1					
		1 商業振興事業	産業振興課										1					
		1 企業支援事業（エコノミックガーデニング）	産業振興課										1					
		2 企業立地等促進事業	産業振興課										1					
		3 農業の振興	農政課	3														
1 つながる力の促進	1 町民との協働によるまちづくりの推進	4 観光の振興	産業振興課										1					
		1 自治会活動支援事業	町民協働課															17
		2 協働推進事業	町民協働課															17
2 持続的かつ健全な行政運営	1 自律的な行政運営	2 男女共同参画推進事業	町民窓口課						5.c									
		1 マーケティング推進事業	企画政策課											3				
		2 広報プロモーション活動事業	広報戦略課											3				
		3 ふるさと納税推進事業	資産経営課											3				
		1 職員力向上事業	人事課											3				
	2 まちづくりを支える組織と基盤づくり	2 デジタル推進事業	デジタル推進課											3				

(参考) SDGs (持続可能な開発目標) 17 の目標と 169 のターゲット

目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



ターゲット	
1. 1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1. 2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1. 3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1. 4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるよう確保する。
1. 5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1. a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1. b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



ターゲット	
2. 1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2. 2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊娠・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2. 3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2. 4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壤の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。
2. 5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2. a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
2. b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2. c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。



目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

ターゲット	
3. 1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3. 2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことをを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3. 3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3. 4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3. 5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3. 6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3. 7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
3. 8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。
3. 9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壤の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3. a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3. b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3. c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3. d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。



目標 4. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

ターゲット	
4. 1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4. 2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4. 3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4. 4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4. 5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4. 6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4. 7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4. a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4. b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4. c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。



目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

ターゲット	
5. 1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5. 2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空间におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5. 3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5. 4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5. 5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5. 6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5. a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5. b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5. c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

ターゲット	
6. 1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
6. 2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6. 3	2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。
6. 4	2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6. 5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6. 6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6. a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6. b	水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。



目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

ターゲット	
7. 1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7. 2	2030年までに、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7. 3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7. a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7. b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギー・サービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

ターゲット	
8. 1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8. 2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8. 3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8. 4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8. 5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
8. 6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8. 7	強制労働を根絶し、現代の奴隸制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8. 8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8. 9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8. 10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8. a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8. b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。



目標 9. 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

ターゲット	
9. 1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。
9. 2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9. 3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9. 4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9. 5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9. a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
9. b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9. c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。



目標 10. 各国内及び各國間の不平等を是正する

	ターゲット
10. 1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10. 2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10. 3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10. 4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10. 5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10. 6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的に信頼力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10. 7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10. a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10. b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10. c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



目標 11. 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

	ターゲット
11. 1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11. 2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11. 3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11. 4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11. 5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11. 6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11. 7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11. a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11. b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11. c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

12 つくる責任
つかう責任

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット	
12. 1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12. 2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12. 3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
12. 4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。
12. 5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12. 6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12. 7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12. 8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようする。
12. a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12. b	雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12. c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

13 気候変動に
具体的な対策を

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

ターゲット	
13. 1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
13. 2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13. 3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13. a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投じて緑の気候基金を本格始動させる。
13. b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。



目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

ターゲット	
14. 1	2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14. 2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14. 3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14. 4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14. 5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14. 6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する**。
14. 7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14. a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14. b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14. c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

**現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉およびWTOドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンデートを考慮。



目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続+C201:J206、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

ターゲット	
15. 1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15. 2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15. 3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壤を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15. 4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の機能を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
15. 5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15. 6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15. 7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15. 8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15. 9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15. a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15. b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15. c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。



目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摶的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摶的な制度を構築する

ターゲット	
16. 1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16. 2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16. 3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16. 4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16. 5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16. 6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16. 7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摶的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16. 8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16. 9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16. 10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16. a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16. b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。



目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

ターゲット	
資金	
17. 1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17. 2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17. 3	複数の財源から、開発途上国ための追加的資金源を動員する。
17. 4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17. 5	後発開発途上国ための投資促進枠組みを導入及び実施する。
技術	
17. 6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件下において知識共有を進める。
17. 7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17. 8	2017年までに、後発開発途上国ための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
能力構築	
17. 9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易	
17. 10	ドーハ・ラウンド (DDA) 交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17. 11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国シェアを倍増させる。
17. 12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようすることを含む世界貿易機関 (WTO) の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
体制面 政策・制度的整合性	
17. 13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17. 14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17. 15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
マルチステークホルダー・パートナーシップ	
17. 16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17. 17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
データ、モニタリング、説明責任	
17. 18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17. 19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

Ⅸ 行政サービス改革に関する取り組み

本実施計画期間における寒川町の行政サービス改革の位置付けについては、基本構想における基本目標第6章「まちづくりのための基盤づくり」とし、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現に向けて、基本目標第1章から第5章の各施策を支える取り組みとして推進します。

1 これまでの行政サービス改革に関する取組経過

	計画期間	取組項目	改善効果額
第1次行政改革大綱	昭和63年度～	大綱のみ策定	
第2次行政改革大綱	平成9～11年度	64項目	3億9,195万円
第3次行政改革大綱	平成13～15年度	32項目	5億518万円
第4次行政改革大綱	平成17～23年度	48項目	4億6,177万円
第5次行政改革大綱	平成24～26年度	14項目	6億9,499万円
第6次行政改革プラン	平成27～29年度	25項目	3億206万円
寒川町総合計画後期基本計画 推進のための基本姿勢	平成30～令和2年度	20項目(事業)	
寒川総合計画2040 第1次実施計画	令和3年～6年度	11項目	

寒川町では、これまでに6次にわたる行政改革大綱（プラン）を策定し、平成30年度からは町総合計画内に取り組みを位置付けました。

総合計画の各施策推進を支える「基本姿勢」として、複雑多様化する行政課題への対応、また、経費削減を主な目的とした取り組みだけでなく、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供し続けることを行政改革の主な目的として位置付け、施策・事務事業間連携を強化するための施策体系と組織体系の整理や、そのための組織横断的取組を推進するための若手職員によるプロジェクトチームの結成・施策検討、庁議の見直し等の取り組みを進めてきました。（この目的を達成するための総合的な取り組みとして、「行政サービス改革」と呼称しています）

寒川町総合計画2040第1次実施計画（R3～R6）においては、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」を実現するための体制づくりを行政サービス改革の重点的取組事項として位置付け、行政組織としての寒川町の仕組みを見直し、組織力の強化に取り組みました。

本実施計画における行政サービス改革の取り組みについても、こうした考え方を引き継ぎ、複雑多様化する行政課題に対応するための質の高い公共サービスの提供とそのための内部組織の最適化を目的に取り組みを進めます。

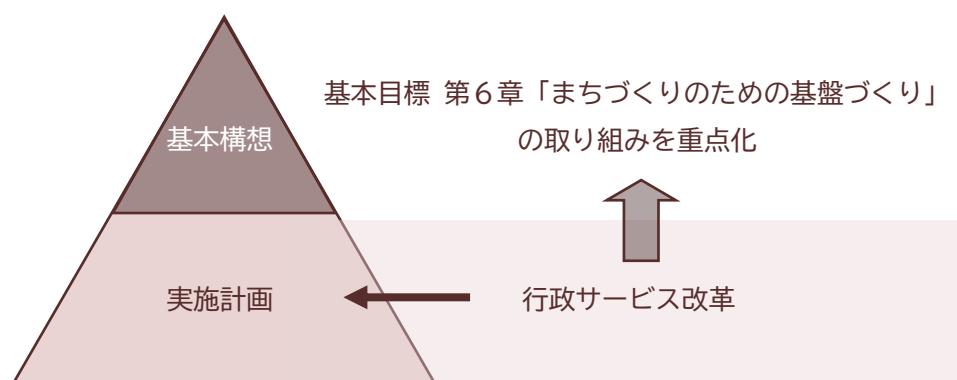
【令和3年度～令和6年度までの行政サービス改革に関する取り組み】

分類	取り組み
新たな府内マネジメントシステムの導入（府内分権の推進）	<ul style="list-style-type: none"> 行政組織、府議制度の見直し 各部、課等の経営方針の策定 寒川町総合計画2040第1次実施計画の施策体系等に合わせたマネジメントシステムの構築（予算、事務量調査、事業費と人件費を紐づけたトータルコストの管理、人事評価等）
職員のパフォーマンス向上	<ul style="list-style-type: none"> 若手職員によるプロジェクトチームの取り組み 就業環境の改善（執務空間の整備、ななめサポート制度の導入、通年軽装等） デジタル基盤整備（テレワークシステム、府内無線LANの設置、文書管理システム、庶務管理システム、BIツール等）
良質な公共サービスの提供と行政資源の最適化	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術の活用による住民サービスの利便性向上（持ち運べる役場の推進、書かない窓口の導入、窓口キャッシュレス決済の導入、オンライン決済との連携による行政手続きのオンライン化推進等） 学校給食センターによる給食提供の開始（給食施設の集約化、中学校給食の開始）

2 行政サービス改革に関する取り組み

(1) 行政サービス改革の考え方

総合計画と行政サービス改革との関係図



行政サービス改革の取り組みについては、今後のさまざまな行政課題を克服し、寒川町総合計画2040基本構想に位置付けたまちの将来像「つながる力で新化するまち」を実現することが最重要課題となることから、基本構想の基本目標第6章「まちづくりのための基盤づくり」として取り組みを位置付けます。

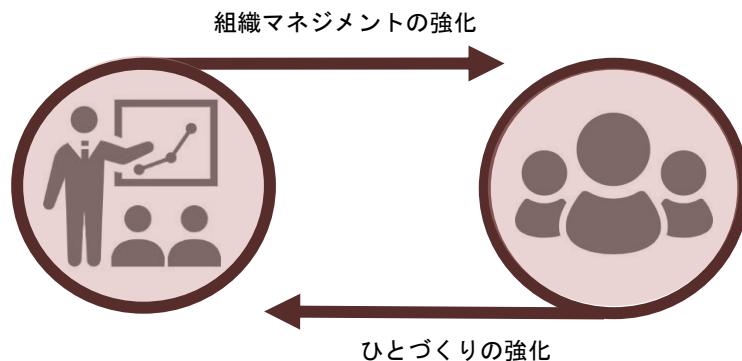
(2) 取り組みのテーマ

本実施計画期間中においては、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現を目指し、そのための基盤として「まちづくりのための基盤づくり」を強化するため、以下のとおり行政サービス改革の取組テーマとして掲げます。

寒川町総合計画 2040 を効果的・効率的に推進する組織の構築
～『つながる力で 新化するまち』をリードする組織とひとつづくり～

寒川町総合計画 2040 の目指すまちの将来像「つながる力で 新化するまち」を実現するためには、第 1 章から第 5 章までの施策体系をそれぞれ効果的・効率的に推進していくほか、町民のこころ豊かな暮らしの実現に向けて、「つながる」ことで生まれる力を最大限に發揮し、新たな価値を創造していくためには行政が町民をリードしていく必要があります。

そこで、第 2 次実施計画期間においては、本計画を効果的・効率的に推進する組織体制を構築し、以下を重点的取組事項として位置付け取り組んでいきます。



1. 組織マネジメントの強化

組織が抱える課題を可視化することで取り組むべきことを明確にし、それらを課題を共有して組織全体で解決に取り組むことで、職員間の連携・協力体制の向上に向けた組織風土の醸成を図ります。

また、組織力強化のための手段としては、「つながり」「新化」というキーワードを念頭に置きながら、第 1 次実施計画期間に構築した府内マネジメントシステムを、さらに「ヒト、モノ・コト、カネ、情報」といった資源を状況に応じて柔軟に対応できる組織として最適化することで、働く職員のパフォーマンスの向上を図ります。

2. ひとつづくりの強化

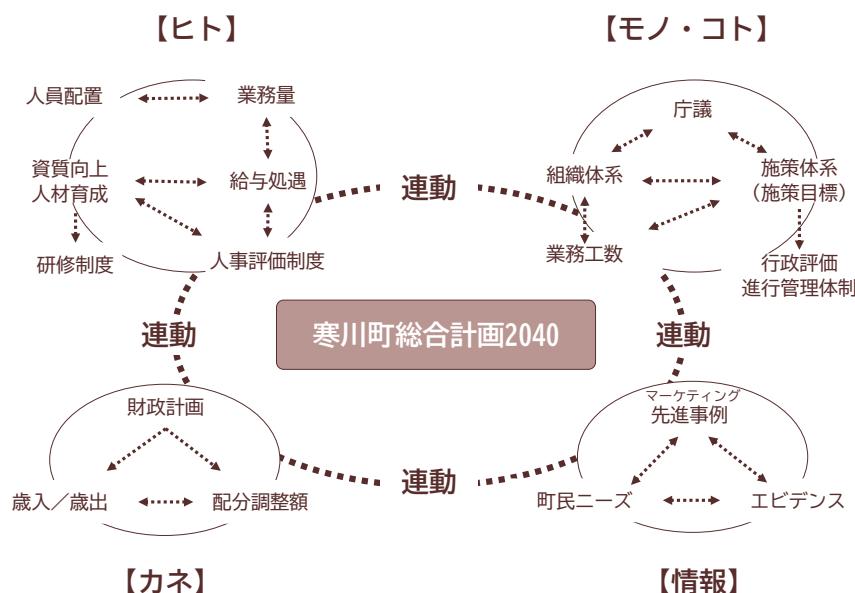
「つながる力で 新化するまち」をリードする組織づくりには、職員のモチベーションやエンゲージメントを高めることも重要です。そのため、人材育成基本方針を踏まえた職場環境や人事評価、職員研修制度等の体制を構築することで職員のモチベーションやエンゲージメントの向上を図ります。

その取り組みの目標としては、組織・個人としての「主体性・能動性」をテーマに、複雑多様化するニーズへの対応や社会経済環境の変化に対して「迅速的・柔軟的・先見性的・俯瞰的」に対応できる職員の育成を目指します。

その体制構築に向けては、職員の主体的な業務遂行や自発的な能力開発を促進するため、リスクリングやスキルアップに取り組み、自らキャリア形成できる機会を提供するとともに、獲得した知識・技能を担当業務に生かし、人事配置に反映させることで、組織力や職員のモチベーションの向上につなぐ取り組みを推進していきます。

(3) 取組内容とポイント

① 庁内マネジメントシステムの最適化



各分野における施策・事務事業の実施効果を高めるためには、限られた人材、行財政資源に対し、良質な行政サービスを提供が必要です。そのためには、各組織において主体的・能動的に業務を遂行していくことが求められます。

そのためには、庁内分権をより一層進め、各部課等ごとの主体的な業務遂行のための体制を構築し、職員が同じ目標を達成するための戦略・プロセスを効果的に取り組むための組織マネジメント体制を構築することで、組織・個人の能力が最大限に発揮できる組織づくりを目指していきます。

②職員の意識と行動の改革

「つながる力で 新化するまち」を実現するためには、寒川町の職員がリードしていくことが不可欠です。

そのために、人材育成基本方針に基づき、組織が職員の能力の底上げを図るだけでなく、職員一人ひとりが高い志を持って創造性と生産性の高い業務を遂行し、自らの成長を追求することができる組織を目指します。

また、このための体制整備として、組織体制の強化、職員の能力及びモチベーションの向上に取り組みます。

組織体制の強化については、職責に応じた職務の明確化と徹底や、職務に自覚と責任を持ち、職員間での情報共有・協力体制を強化し支え合える組織を整えます。

また、職員の能力向上については、研修体制の充実を図るとともに、職員の自己研鑽をサポートする体制を整え、職員の主体性の向上と個々のキャリアプランを意識した育成に取り組みます。

職員の能力及びモチベーションの向上については、職員自らが「やりがい」、「成長実感」の創出につながる人事評価制度や人事給与制度のあり方検討、キャリアマネジメントの構築などのほか、行政内部のデジタル化やアウトソーシングも含んだ就業環境の改善にも取り組みます。

これらのことにより、職員のパフォーマンス向上を図り、良質な公共サービスを生み出すことを目指します。

③良質なサービスの提供と行政資源の最適化

行政課題の複雑・多様化が進んでいる中で、良質な行政サービスを提供し続けていくためには、限られた行財政資源を投資効果が最大となるよう取り組む必要があります。

また、長期的視点で優先度の高い行政課題に迅速に対応（ビルド）していく一方、エビデンスを示した上で政策効果の低くなった事業の見直し（スクラップ）を行い、行財政資源を再配分することで、提供する行政サービスの最適化を図ります。

事業実施においては、常に実施目的を意識した業務見直し・改善を行うとともに、急速に進展していくデジタル技術の積極的な活用を推進していく中で、町民サービスの向上や職員意識の変革を推進し、業務の効率化や町民の利便性向上に取り組んでいきます。

(4) 取り組みの体系

行政サービス改革における目標
寒川町総合計画 2040 を効果的・効率的に推進する組織の構築

取組項目	取組期間	所管課等
① 庁内マネジメントシステムの最適化		
1 マネジメントのための業務体制の構築	長 期	企画政策課/財政課 人事課
2 施策間・組織間連携の推進	短 期	企画政策課/特命担当
② 職員の意識と行動の改革		
1 組織体制の強化	短 期	人事課
2 職員の能力向上のための体制整備	短 期	人事課
4 職員のモチベーション向上のための体制整備	長 期	人事課
5 就業環境の改善	長 期	人事課/総務課
6 行政内部のデジタル化	長 期	デジタル推進課
③ 良質な公共サービスの提供と行政資源の最適化		
1 くらしのデジタル化	継 続	デジタル推進課
2 多様な手法による財源確保	継 続	資産経営課
3 公共施設再編の推進	継 続	資産経営課
4 公民連携の推進	継 続	
5 その他経費節減に資する取り組み	継 続	

※取組項目については状況等に応じて適宜見直しを行います。

※取組期間 《短期》 2年目終了時までの導入・実施を目標とします。

《長期》 本実施計画期間終了時までの導入・実施を目標とします。

《継続》 本実施計画期間全体を通して取り組みを進め実施します。

(参考) 施策・事務事業と各項目との対応関係

寒川町におけるすべての事務事業と各項目との対応関係は次のとおりです。なお、第2次実施計画における施策・事務事業の体系では、重点事業として取り組む事務事業のみを掲載していますが、ここでは、それ以外のすべての事務事業について掲載し、その対応関係について整理しています。

《各項目の説明》

・第2次実施計画：

事務事業のうち、重点事業として第2次実施計画に登載する事務事業です。

・まち・ひと・しごと創生総合戦略：

事務事業のうち、総合戦略（第3期）における事業として構成する事務事業です。

○：該当事業（戦略事業）、●：関連事業

・SDGs：

事務事業のうち、SDGsの主なターゲット及びゴールに関係性の高い事務事業です。

・行政サービス改革：

事務事業のうち、行政サービス改革の取り組みに関係する事務事業です。

施策－事務事業	第2次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
111 子育て支援の充実事業費					
子ども・子育て支援事業計画推進事業					
少子対策推進事業		○			
子育て支援事業	○	○	4	2	
小児医療費助成事業					
ひとり親家庭等医療費助成事業					
地域子育て環境づくり支援事業					
児童発達支援事業費					
不育症治療費助成事業					
児童手当等事業					
保育環境充実事業	○	○	5	4	
児童クラブ運営事業	○	○	5	4	
児童クラブ建設事業					
112 子どもの育ち・発達の支援事業費					
母子保健事業	○	●	3	2, 7, 8	
妊産婦支援事業	○	●	3	1, 2, 7, 8	
妊婦等包括相談・給付支援事業費					
子育て世帯訪問等支援事業					
母子予防接種事業					

施策 一 事務事業	第2次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
113 学校教育の推進事業費					
就学援助等事業					
教職員の資質向上事業					
教育相談事業					
特別支援教育推進事業					
グローバル教育推進事業	○	○	4	7	
教育活動充実事業					
豊かな心・文化育成事業					
学校体育施設開放事業					
学校適正化検討事業					
教職員の働き方改革推進事業	○		4	4	
少人数教育推進事業					
公共施設再編計画実施事業	※				
121 スポーツ・レクリエーション活動の推進事業費					
スポーツ施設活性化事業	○	○	11	7	
公共施設再編計画実施事業	※				
スポーツ活動応援事業	○	○	3	4	
122 生涯学習の推進事業費					
生涯学習振興事業	○		4	7	
青少年健全育成事業	○		4	7	
ふれあい塾運営事業					
社会教育委員活動事業					
社会教育関係団体活動支援事業					
文化財保護事業					
文化財学習センター事業					
公民館運営事業	○		4	7, a	
総合図書館運営事業	○		4	7, a	
地域文化振興事業					
211 生涯を通じた健康づくりの充実事業費					
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	○		3	5, 8, a	
国民年金推進事業					
健康づくり事業	○		3	3, 4, 5, a, b	
予防接種事業					
地域保健医療体制充実事業					
感染症予防対策事業					
公共施設再編計画実施事業	※				
特定健康診査事業【特別会計】	○		3	5, 8, a	

施策 ー 事務事業	第2次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
212 高齢者の健康づくりの充実事業費					
高齢者社会活動推進事業					
敬老事業					
高齢者生きがいづくり等支援事業	○		3	5, 8, a	
旧措置者等利用者負担軽減事業					
高齢者在宅福祉サービス事業					
湘南広域社会福祉協会負担事業					
老人保護措置事業					
高齢者保健福祉計画推進事業					
公共施設再編計画実施事業	※				
介護予防事業【特別会計】	○		3	5, 8, a	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（再掲）	○		3	5, 8, a	
221 地域福祉の充実事業費					
民生委員児童委員活動事業					
地域福祉推進事業	○		1	2	
避難行動要支援者支援事業					
戦没者遺族等援護事業					
保護司会活動支援事業					
公共施設再編計画実施事業	※				
222 障がい福祉の充実事業費					
障害者自立支援給付事業					
補装具交付等事業					
療養介護医療費助成事業					
障害者虐待防止対策支援事業					
更生・育成医療費助成事業					
相談支援事業	○		10	2	
コミュニケーション支援事業					
日常生活用具給付等事業					
地域活動支援センター機能強化事業					
就業・就労支援事業	○		8	5	
社会参加支援事業					
在宅障がい者福祉サービス充実事業					
地域生活支援拠点充実事業					
重度障害者等医療費助成事業					
障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業					
寒川町障がい者福祉計画推進事業					
児童福祉給付事業					
223 高齢福祉の充実事業費					
認知症サポートー養成事業【特別会計】	○		11	7	
在宅医療・介護連携推進事業【特別会計】	○		3	5, 8, a	
地域包括支援センター事業【特別会計】	○		3	5, 8, a	

施策 ー 事務事業	第2次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
311 公園・緑地等の整備事業費					
公園等協働事業	○		11	7	
公園等整備事業					
緑の保全・普及啓発事業					
312 自然環境保全の推進事業費					
自然共生推進事業	○		15	4	
公害防止対策事業					
有害鳥獣等対策事業					
313 脱炭素・気候変動適応の推進事業費					
地球温暖化防止対策推進事業	○		13	3	
321 住環境の向上事業費					
耐震改修促進事業	○		11	1	
住居表示整備事業					
都市マスタープラン見直し事業					
空き家対策事業	○		11	3	
線引き見直し事業					
立地適正化計画策定事業					
まちづくり検討事業					
バリアフリー基本計画策定事業					
国県道整備促進事業					
322 地域美化の推進事業費					
地域美化活動推進事業	○		11	6	
動物対策事業					
323 資源循環の推進事業費					
ごみ減量化・資源化推進事業	○		11	6	
公共施設再編計画実施事業	※				
411 防災対策の充実事業費					
防災対策事業	○		13	1, 3	
自主防災活動事業	○		13	1, 3	
412 消防団体制の充実事業費					
消防団充実強化事業	○		11	1	
413 交通安全・防犯対策の充実事業費					
交通安全活動事業	○		3	6	
放置自転車対策事業					
防犯対策推進事業	○		16	1	
511 道路の整備事業費					
道路橋りょう維持管理事業					
道路橋りょう維持補修事業	○		11	7	
道路橋りょう整備事業	○		11	7	
512 公共交通網の整備事業費					
公共交通充実促進事業	○		11	2	
513 下水道の整備事業費					
下水道整備事業【特別会計】	○		11	5	

施策 － 事務事業	第2次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
521 市街地整備の推進事業費					
ツインシティ倉見地区整備事業	※				
田端西地区まちづくり事業	○		9	1	
倉見駅周辺整備検討事業					
寒川駅南口整備事業	○		11	7	
531 商業の振興事業費					
勤労者福祉事業					
商業振興事業	○	○	8	1	
532 工業の振興事業費					
企業支援事業 (エコノミックガーデニング)	○	○	8	1	
企業等立地促進事業	○	●	8	1	
533 農業の振興事業費					
農業振興対策事業	○		2	3	
農業生産基盤の整備事業					
534 観光の振興事業費					
観光振興事業	○		8	1	
611 町民との協働によるまちづくりの推進事業費					
自治会活動支援事業	○	○	17	17	
協働推進事業	○	○	17	17	
地域間交流促進事業					
広聴活動事業					
612 多様な主体によるまちづくりの推進事業費					
男女共同参画推進事業	○		5	5, c	
平和推進事業					
外国籍町民支援事業					
町民相談事業					
人権啓発事業					
消費生活相談事業					
621 自律的な行財政運営事業費					
広域行政推進事業					○
マーケティング推進事業	○	○	11	3	○
広報プロモーション活動事業	○	○	11	3	
ふるさと納税推進事業	○	○	11	3	○
622 まちづくりを支える組織と基盤づくり事業費					
公共施設再編計画実施事業	※				
文書館資料保存活用事業					
職員力向上事業	○		11	3	○
コンピュータ利用事業					
デジタル推進事業	○		11	3	○

※実施計画（計画期間4年）の枠にとらわれず、中長期的な事業として位置付けています。

資料編

-
- I 基本構想の改訂について諮問及び答申
 - II 寒川町総合計画審議会委員名簿

I 基本構想の改訂について諮問及び答申

寒企第378号
令和6年8月1日

寒川町総合計画審議会
会長 菊地端夫様

寒川町長 木村俊雄

寒川町総合計画 2040 基本構想の改訂について（諮問）

このことについて、令和7年度から令和10年度までを計画期間とする寒川町総合計画2040 第2次実施計画の策定にあたり、次のとおり寒川町総合計画審議会条例に基づき、貴審議会の意見を求める。

諮問事項：寒川町総合計画 2040 基本構想の改訂について

寒総計審第 1 号
令和 6 年 11 月 11 日

寒川町長 木 村 俊 雄 様

寒川町総合計画審議会
会長 菊 地 端 夫

次期寒川町総合計画（案）について（答申）

令和 6 年 8 月 1 日付寒企第 378 号にて諮問のありました「寒川町総合計画 2040 基本構想の改訂」については、慎重に審議を重ねた結果、次の意見を付して答申します。

意 見

寒川町総合計画 2040 基本構想の改訂（案）については、新型コロナウイルス感染症による社会経済環境の変化や人口推計と実人口との乖離を踏まえ、2040 年に向けて改訂されることは時宜にかなうものと判断します。

また、社会経済環境の変化や人口推計と実人口との乖離を踏まえて序論を整理したうえで、「寒川町における人口推移」を改訂すること、及びまちの将来像や理念、基本目標、政策は修正しないことは、妥当なものであると判断しました。

なお、審議の過程で次の意見が示されましたので、実施にあたっては留意するよう要望します。

1. 寒川町らしい独自の移住・定住施策の推進について

寒川町総合計画 2040 が開始され 3 年が経過した時点で、新型コロナウイルス禍の下でも着実に計画に基づいた施策等を展開することにより、生産年齢人口を中心に目標人口を千人以上超過する人口を確保していることは持続可能なまちづくりに向けて評価する。

今後も、相模川や田園などの豊かな自然環境や、寒川神社をはじめとする歴史・文化など町が持つ個性や資源を最大限に生かし育むとともに、商工業などの経済活動と将来都市構造を踏まえた魅力あるまちづくりなどを着実に進め、移住・定住を促進すること。

2. 社会経済環境の変化への柔軟な対応について

基本構想の計画期間は 20 年であるものの、社会経済環境の変化に柔軟に対応できるように、実施計画の効果検証に合わせて基本構想も含めて点検を行い、変更の必要性が生じた場合は基本構想を見直すこと。

3. 基本構想改訂に伴うパブリックコメント実施結果への対応について

将来的な人口減少が予測される中、寄せられた意見はいずれも自律的な行政財政運営への期待や寒川町という地域の特性・強みを活かした取り組みに対する貴重な意見であったため、それらの内容を十分考慮した上で、寒川町総合計画 2040 の期間内に取り組むべき施策・事務事業を策定すること。

Ⅱ 寒川町総合計画審議会委員名簿

選出区分		職	氏名	役職名
1	公募による町民		落合 裕子	町民
2			野田 春樹	町民
3			小林 誠	町民
4	町教育委員会の委員		小川 雅子	町教育委員会委員
5	町農業委員会の委員		相田 孝	町農業委員会委員
6	関係行政機関の職員		篠田 寛	湘南地域県政総合センター所長
7	町の区域内の公共的 団体の役員及び職員		森井 順子	町民生委員・児童委員協議会
8			及川 和彦	さむかわエコネット
9			猿渡 修悟	町自治会長連絡協議会
10			高橋 伸隆	町社会福祉協議会
11			内野 晴雄	町商工会
12			天利 幸一	町消防団
13	学識経験を有する者	会長職務 代理者	山本 哲	県議会議員
14		会長	菊地 端夫	明治大学教授
15			釣持 麻衣	関東学院大学准教授
16			橋口 翔	LINE ヤフー株式会社
前委員			齋藤 正信	町自治会長連絡協議会

令和 7 年 1 月 28 日 (寒川町総合計画審議会最終日) 現在

寒川町総合計画 2040

序論
基本構想
第2次実施計画

令和7年4月発行

発行：寒川町
編集：企画部企画政策課
〒253-0196
神奈川県高座郡寒川町宮山 165
TEL 0467-74-1111
FAX 0467-74-9141
E-mail kikaku@town.samukawa.kanagawa.jp